

# 為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド

## (愛称：ぶち債・ちーと株)

追加型投信／内外／資産複合  
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2020年12月19日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド(愛称:ぶち債・ちーと株)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年12月18日に関東財務局長に提出しており、2020年12月19日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 松下 浩一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド（愛称：ぶち債・ちーと株）

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

10兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.65%（税抜1.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されません。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

**(7) 申込期間**

2020 年 12 月 19 日から 2021 年 3 月 24 日まで（継続申込期間）

**(8) 申込取扱場所**

委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 払込期日**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 払込取扱場所**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとしします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 振替機関に関する事項**

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

**(12) その他**

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとしします。
- ② ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。  
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時までには受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。  
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、

取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

- ⑤ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について  
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆投資信託振替制度とは、  
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。  
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、米国国債とわが国の株式に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米、日本
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債	その他 ( )	アフリカ		
その他債券 クレジット属性 ( )		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(資産複合・資産 配分固定型(株式、債券))				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

### <ファンドの特色>

# 1

## 米国国債とわが国の株式に投資します。

- ◆米国国債とわが国の株式へ、以下の組入比率をめぐりに投資します。

米国国債・・・90%      わが国の株式・・・10%

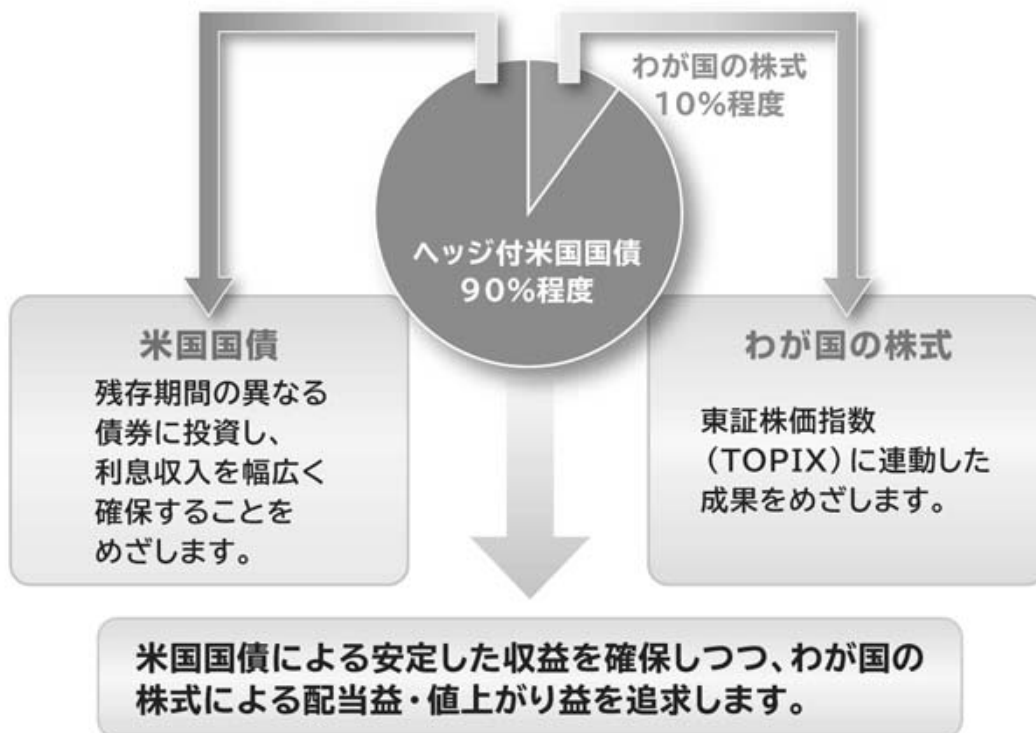
－上記の組入比率を基本とし、原則1か月ごとにリバランスを行なうものとします。

- ◆米国国債については為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

－為替ヘッジを行なっても、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

－日本円の金利が米ドルの短期金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

### 当ファンドのイメージ

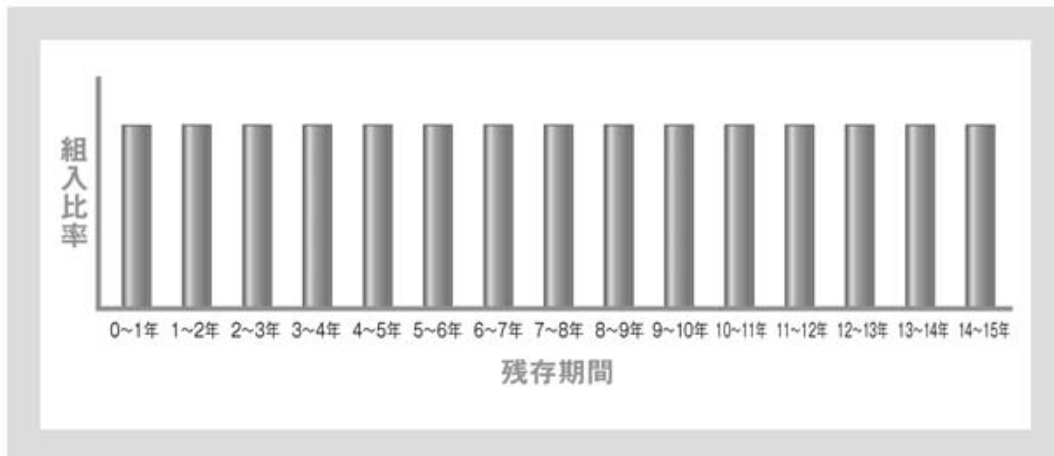


※上記はイメージであり、実際の組入比率が上記のとおりになるとは限りません。

## 2 米国国債への投資にあたってはラダー型運用を行いません。

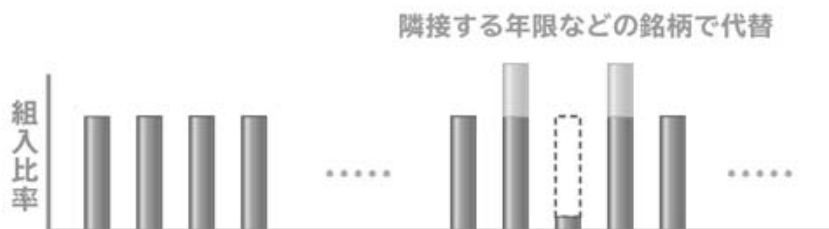
- ◆米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長15年程度までの国債を、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。このような運用手法をラダー型運用といいます。

### 残存期間ごとの組入イメージ



投資対象となる国債の発行額が少ないこと等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

### ●投資対象の流動性が低い場合の組入イメージの例●

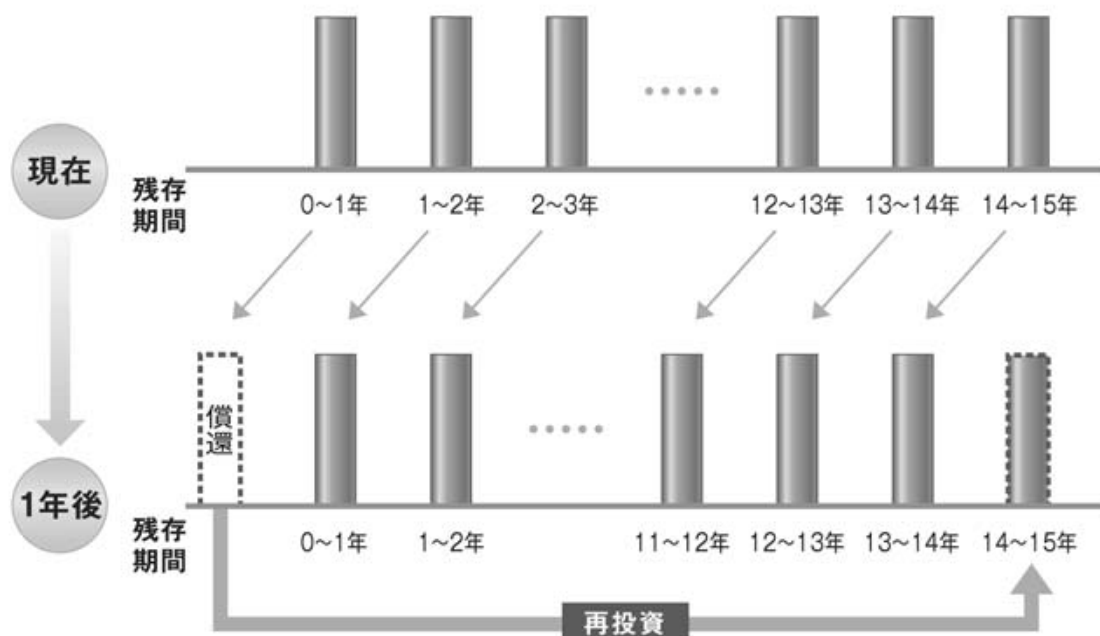


ストリップス債に投資することもあります。ストリップス債とは、債券の利金部分と元本部分を分離し、それぞれ別の債券としたものです。



- ◆国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が15年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。

### ラダー型運用のイメージ



### ラダー型運用の主な特徴

- ◆金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

- ◆安定した収益性

保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

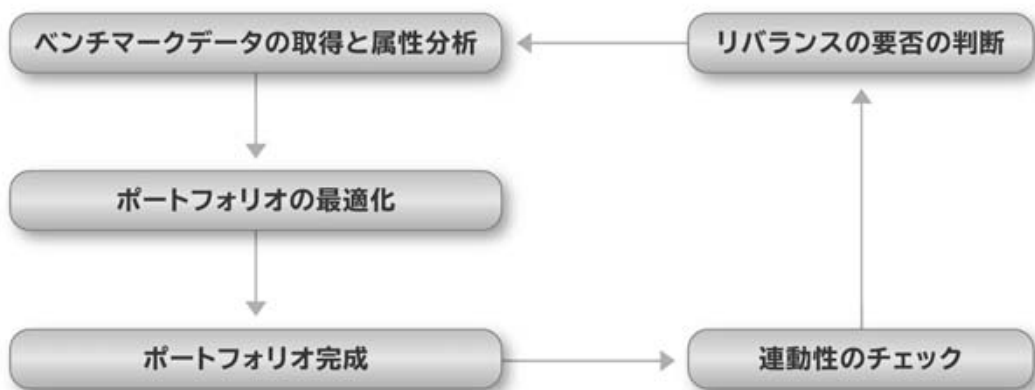
※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 3

## わが国の株式への投資にあたっては、投資成果をTOPIXの動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- ◆東京証券取引所第一部上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とし、投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。
  - (a) 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。
  - (b) ポートフォリオは、東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数との連動性を維持するよう構築します。
  - (c) 株式の組入比率は、高位を保ちます。

### 運用プロセス



ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル<sup>(注)</sup>を用いてポートフォリオを構築します。ベンチマークであるTOPIXへの連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行なっています。

(注) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

### ◆東証株価指数（TOPIX）について

TOPIXは、東京証券取引所の第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。

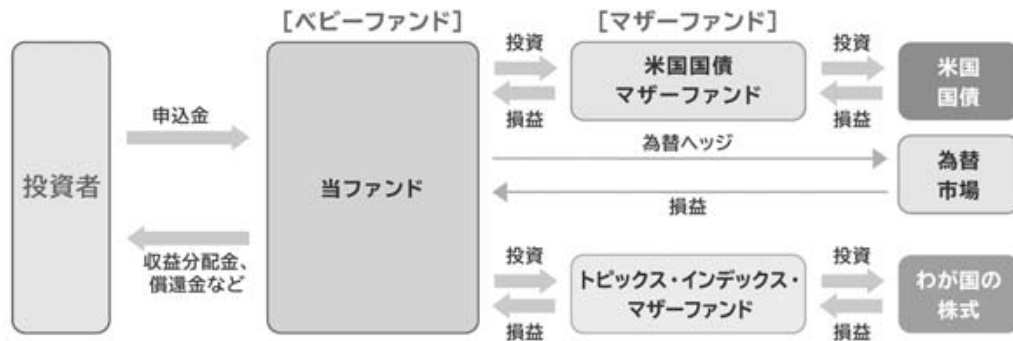
TOPIXは、1968年1月4日（基準時）の時価総額を100として1969年7月1日から株式会社東京証券取引所が算出・公表しております。

新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

## ファンドの仕組み

### ◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



米国国債マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額と債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、米国国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

トピックス・インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、トピックス・インデックス・マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~3. の運用が行なわれないことがあります。

## 4 毎年3月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

ただし、第1計算期間は、2017年3月26日（休業日の場合翌営業日）までとします。

### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## (2) ファンドの沿革

2016年4月1日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	米国国債および東京証券取引所一部上場株式（上場予定を含みます。）など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファン

ド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2020年9月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
  - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
  - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 1960年 4月 1日 営業開始
  - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
  - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 米国国債マザーファンドの受益証券
2. トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国国債と日本株式に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率をめどに行ないます。

米回国債マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の90%  
トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の10%  
ハ. 上記の組入比率を基本とし、原則1か月ごとにリバランスを行なうものとします。

ニ. 保有実質外貨建資産について、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減をめざします。

※ 保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。

ホ. 米国国債マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額と債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、米国国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ヘ. トピックス・インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、トピックス・インデックス・マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ト. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(5)⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. および2. までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から23. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 米国国債マザーファンドの受益証券

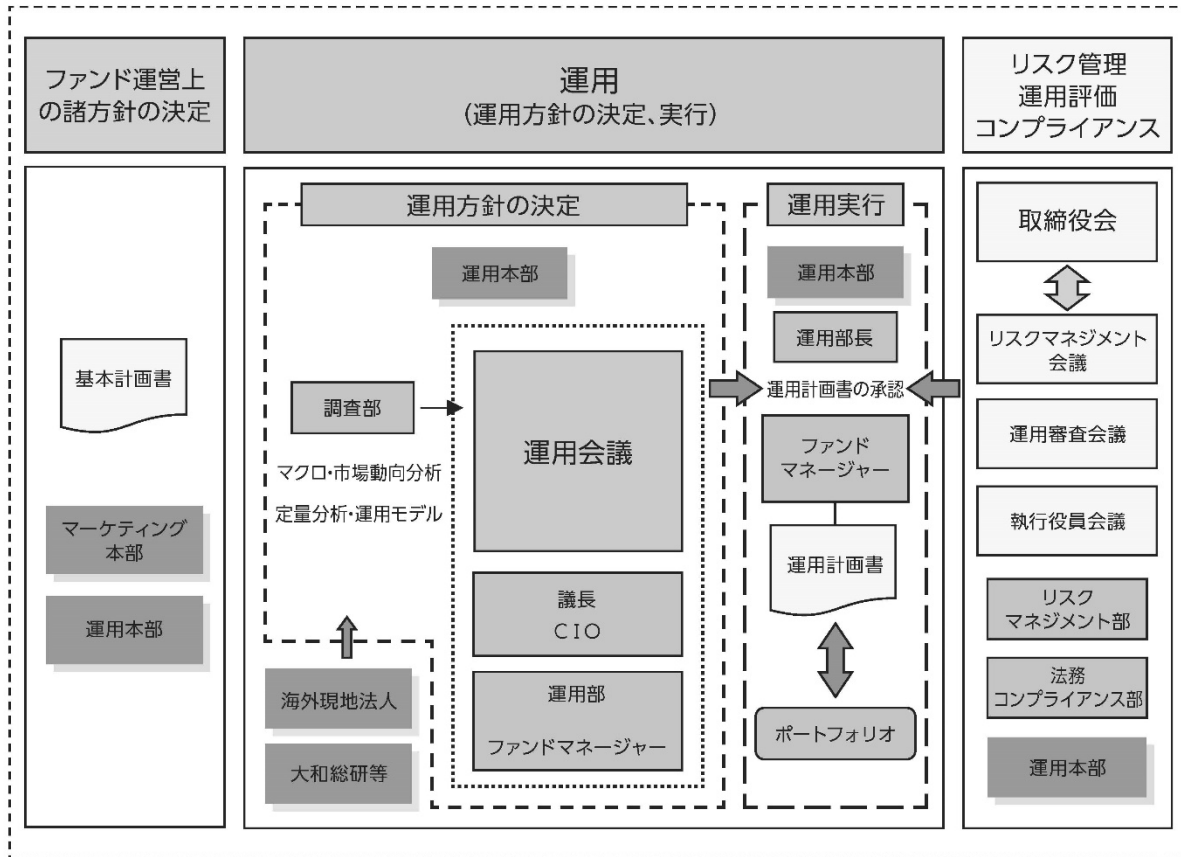
2. トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券
  3. 株券または新株引受権証書
  4. 国債証券
  5. 地方債証券
  6. 特別の法律により法人の発行する債券
  7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  8. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  9. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  10. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  11. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  12. コマーシャル・ペーパー
  13. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  14. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. から前13. までの証券または証書の性質を有するもの
  15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  16. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前21. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
 なお、前3. の証券または証書ならびに前14. および前19. の証券または証書のうち前3. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前4. から前8. までの証券ならびに前16. の証券のうち投資法人債券ならびに前14. および前19. の証券または証書のうち前4. から前8. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前15. の証券および前16. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

##### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。



- イ. CIO (Chief Investment Officer) (2名)  
運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
  - ・基本的な運用方針の決定
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)  
CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー (0~5名程度)  
CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長 (各運用部に1名)  
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー  
ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- ヘ. ファンドマネージャー  
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ 運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

- イ. 運用審査会議  
経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
- ロ. リスクマネジメント会議  
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
- ハ. 執行役員会議  
経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2020年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（信託約款）  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等（信託約款）  
イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のう

ち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑨ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑬ 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑮ 外国為替予約取引（信託約款）  
イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。  
ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。  
ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。  
ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑯ 信用リスク集中回避（信託約款）  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑰ 資金の借入れ（信託約款）  
イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。  
ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。  
ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 1. 米国国債マザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

米国国債を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主として、米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。

ロ. 米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長 15 年程度までの国債を、残存期間毎の国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします（ストリップス債（※）に投資することもあります。）。国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が 15 年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します（残存期間毎の国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。）。なお、投資対象となる国債の発行額が少ないこと等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

※ ストリップス債とは債券の利金部分と元本部分を分離し、それぞれ別の債券としたものです。

ハ. 外貨建資産の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ニ. 外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
  13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
 なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

#### ① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### ② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### ③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは



受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 2. トピックス・インデックス・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 投資対象

東京証券取引所第一部上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とします。

#### ② 投資態度

投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

イ. 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。

ロ. ポートフォリオは、東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数との連動性を維持するよう構築します。

ハ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

### (2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

### (3) 主な投資制限

#### ① 株式

株式への投資には、制限を設けません。

#### ② 先物取引等

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

###### 〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ③ 外国証券への投資に伴うリスク

###### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

###### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、

方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

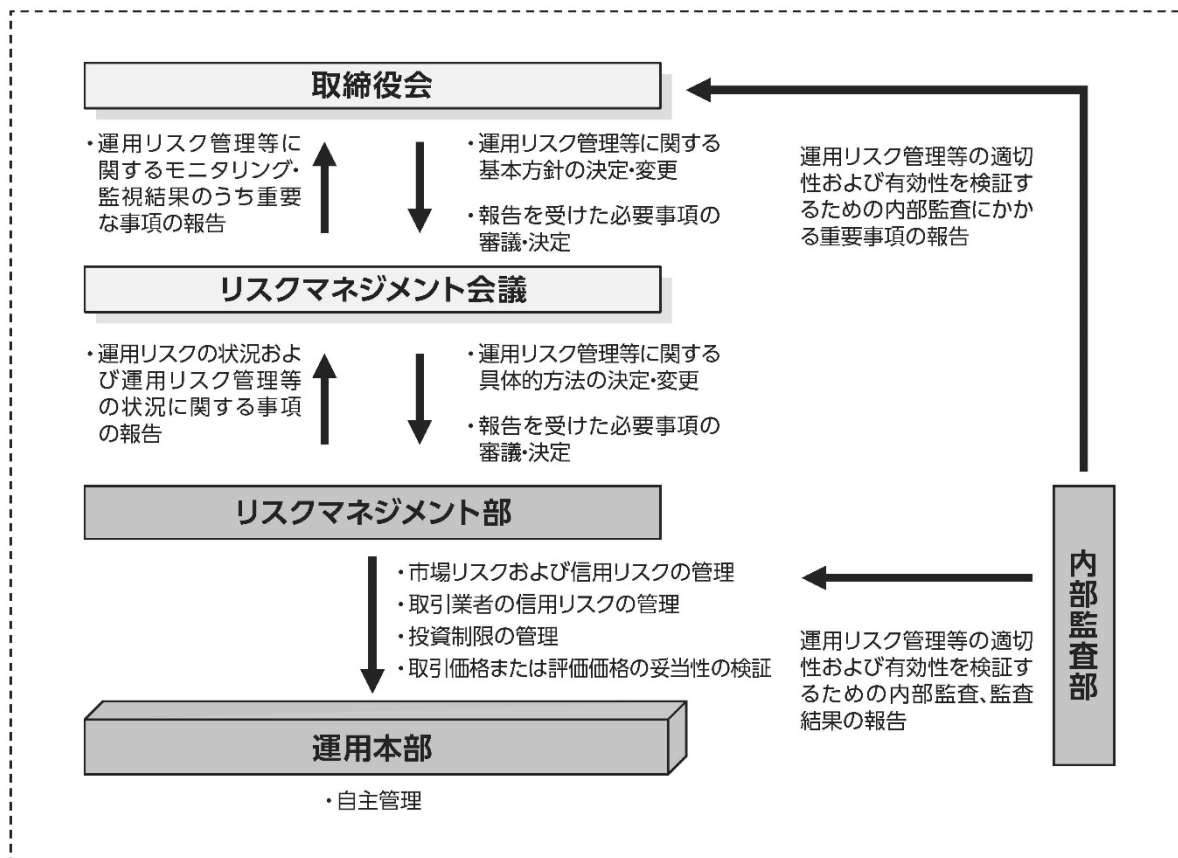
② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



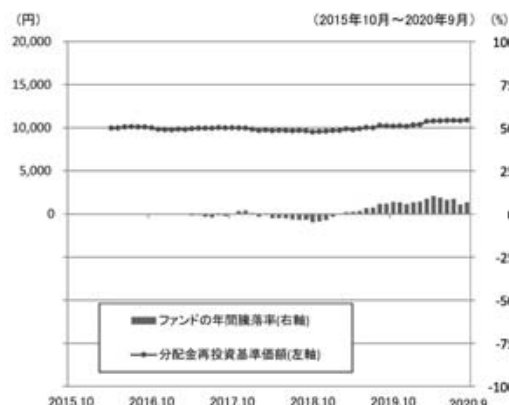
※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

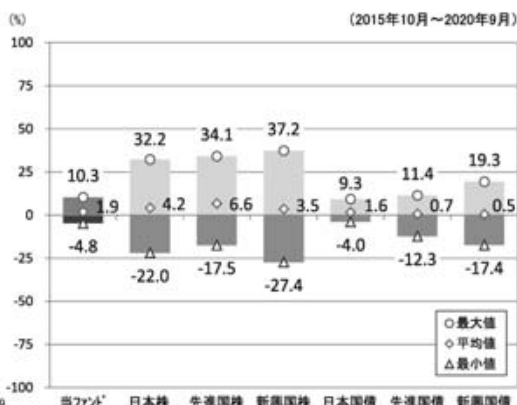
## 参考情報

- ◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.65%（税抜 1.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。  
③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料  
ありません。  
② 信託財産留保額  
ありません。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 か月終了日（6 か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。  
② 前①の信託報酬率は、每期、前計算期間終了日（第 1 計算期間については当初設定日の前営業日）における新発 10 年米国国債の利回り（原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック 10 年の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。  
（新発 10 年米国国債の利回りが）  
イ. 1%未満の場合 …年率 0.407%（税抜 0.37%）  
ロ. 1%以上の場合 …年率 0.605%（税抜 0.55%）  
③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
前②イの場合	年率 0.16%	年率 0.17%	年率 0.04%
前②ロの場合	年率 0.25%	年率 0.26%	年率 0.04%

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価  
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価  
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### (5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税  
イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

- ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

- ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象で



す。満 20 歳以上の方を対象とした N I S A をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません）。また、20 歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニア N I S A」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

## ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収<sup>\*</sup>され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1% の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15% および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

### <注 1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

### <注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2020 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況 (2020年9月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	136,191,292	99.07
内 日本	136,191,292	99.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,276,980	0.93
純資産総額	137,468,272	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	121,158,656	△88.14
内 日本	121,158,656	△88.14

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産 (2020年9月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	米国国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	85,709,886	1.4674 125,770,698	1.4317 122,710,843	89.26
2	トピックス・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,448,471	0.9300 11,577,083	1.0829 13,480,449	9.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.07%
合計	99.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2020年10月	売建	1,145,600	120,389,729	121,158,656	△88.14%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年3月27日)	266,685,163	266,685,163	0.9814	0.9814
第2計算期間末 (2018年3月26日)	258,640,721	258,640,721	0.9681	0.9681
第3計算期間末 (2019年3月26日)	204,353,707	204,353,707	0.9845	0.9845
2019年9月末日	196,509,528	—	1.0218	—
10月末日	186,110,906	—	1.0183	—
11月末日	183,290,372	—	1.0216	—
12月末日	177,146,223	—	1.0160	—
2020年1月末日	178,312,670	—	1.0319	—
2月末日	176,020,938	—	1.0377	—
第4計算期間末 (2020年3月26日)	175,082,066	175,082,066	1.0606	1.0606
3月末日	175,718,303	—	1.0738	—
4月末日	152,968,808	—	1.0794	—
5月末日	151,588,688	—	1.0818	—
6月末日	149,006,882	—	1.0852	—
7月末日	147,220,488	—	1.0874	—
8月末日	145,151,464	—	1.0835	—
9月末日	137,468,272	—	1.0907	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2020年3月27日～ 2020年9月26日	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	△1.9
第2計算期間	△1.4
第3計算期間	1.7
第4計算期間	7.7

	収益率(%)
2020年3月27日～ 2020年9月26日	2.7

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	284,191,584	13,450,334
第2計算期間	48,543,123	53,132,295
第3計算期間	35,742,605	95,321,161
第4計算期間	25,896,883	68,391,362
2020年3月27日～ 2020年9月26日	9,862,085	48,903,240

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド  
米国国債マザーファンド

(1) 投資状況 (2020年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	12,377,628,987	98.25
内 アメリカ	12,377,628,987	98.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	220,107,218	1.75
純資産総額	12,597,736,205	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2020年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Strip Coupon	アメリカ	国債証券	8,820,000	86.44 806,620,046	88.81 828,782,501	— 2033/02/15	6.58
2	United States Treasury Strip Coupon	アメリカ	国債証券	8,670,000	87.68 804,303,883	90.23 827,713,022	— 2032/02/15	6.57
3	United States Treasury Strip Coupon	アメリカ	国債証券	8,920,000	85.17 803,846,012	87.18 822,805,668	— 2034/02/15	6.53
4	United States Treasury Strip Coupon	アメリカ	国債証券	9,050,000	83.99 804,195,851	85.66 820,272,108	— 2035/02/15	6.51
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,191,000	146.67 805,550,540	147.91 812,355,225	5.375000 2031/02/15	6.45
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,110,000	107.74 696,477,391	108.24 699,717,419	1.500000 2030/02/15	5.55
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,353,000	102.97 474,270,682	102.59 472,507,815	2.000000 2022/02/15	3.75
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,105,000	107.03 464,864,319	107.78 468,102,583	2.000000 2025/02/15	3.72
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,490,000	110.88 409,422,914	112.43 415,164,627	2.250000 2027/08/15	3.30
10	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,819,000	102.47 414,038,320	101.75 411,133,200	2.125000 2021/08/15	3.26
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,595,000	147.69 405,498,099	148.58 407,941,603	6.125000 2029/08/15	3.24
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,530,000	104.85 391,591,223	106.75 398,709,638	1.500000 2026/08/15	3.16

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,320,000	105.44 370,381,889	107.16 376,419,979	1.625000 2026/02/15	2.99
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,257,000	108.75 374,752,615	108.74 374,714,710	2.750000 2024/02/15	2.97
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,360,000	104.57 371,746,430	104.42 371,232,563	2.000000 2023/02/15	2.95
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,205,000	104.13 353,100,157	104.24 353,473,155	1.750000 2023/05/15	2.81
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,290,000	115.53 279,930,942	116.62 282,561,382	2.750000 2028/02/15	2.24
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,475,000	103.05 269,862,525	101.33 265,342,908	3.625000 2021/02/15	2.11
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,200,000	106.96 248,960,096	109.19 254,162,282	1.625000 2029/08/15	2.02
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,084,000	108.01 238,159,249	108.43 239,089,705	2.375000 2024/08/15	1.90
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,900,000	116.28 233,761,886	117.96 237,123,192	2.875000 2028/05/15	1.88
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,750,000	116.57 215,829,355	118.38 219,184,273	2.875000 2028/08/15	1.74
23	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,834,000	108.96 211,438,456	108.37 210,287,815	2.500000 2024/05/15	1.67
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,740,000	111.53 205,319,648	112.97 207,979,777	2.375000 2027/05/15	1.65
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,720,000	110.28 200,684,952	111.81 203,471,005	2.250000 2027/02/15	1.62
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,840,000	102.95 200,428,451	102.83 200,185,111	1.625000 2022/08/15	1.59
27	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,491,000	107.78 170,034,776	108.70 171,476,591	2.125000 2025/05/15	1.36
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,394,000	103.04 151,971,699	102.65 151,396,507	1.750000 2022/05/15	1.20
29	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,356,000	103.14 147,973,181	101.88 146,164,807	3.125000 2021/05/15	1.16
30	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,042,000	133.03 146,658,163	132.14 145,675,893	6.875000 2025/08/15	1.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.25%
合計	98.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



トピックス・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2020年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	154,002,333,816	98.53
内 日本	154,002,333,816	98.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,291,492,049	1.47
純資産総額	156,293,825,865	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2,226,935,000	1.42
内 日本	2,226,935,000	1.42

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2020年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	754,300	7,081.00 5,341,198,300	6,932.00 5,228,807,600	3.35
2	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	526,600	6,375.00 3,357,075,000	6,469.00 3,406,575,400	2.18
3	ソニー	日本	株式	電気機器	423,600	8,204.00 3,475,214,400	8,032.00 3,402,355,200	2.18
4	キーエンス	日本	株式	電気機器	61,300	46,310.00 2,838,803,000	48,980.00 3,002,474,000	1.92
5	任天堂	日本	株式	その他製品	41,500	60,420.00 2,507,430,000	59,660.00 2,475,890,000	1.58
6	武田薬品	日本	株式	医薬品	562,500	3,923.00 2,206,687,500	3,744.00 2,106,000,000	1.35
7	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	463,100	4,290.00 1,986,699,000	4,160.00 1,926,496,000	1.23
8	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	886,500	2,239.50 1,985,316,750	2,150.00 1,905,975,000	1.22

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	三菱 UFJ フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	4,562,200	439.90 2,006,911,780	416.10 1,898,331,420	1.21
10	第一三共	日本	株式	医薬品	580,500	3,254.00 1,888,947,000	3,229.00 1,874,434,500	1.20
11	NTTドコモ	日本	株式	情報・通信 業	474,300	2,705.00 1,282,981,500	3,885.00 1,842,655,500	1.18
12	ダイキン工業	日本	株式	機械	86,200	19,520.00 1,682,624,000	19,300.00 1,663,660,000	1.06
13	日本電産	日本	株式	電気機器	162,700	9,688.00 1,576,237,600	9,805.00 1,595,273,500	1.02
14	HOYA	日本	株式	精密機器	134,100	11,695.00 1,568,299,500	11,860.00 1,590,426,000	1.02
15	信越化学	日本	株式	化学	113,700	14,000.00 1,591,800,000	13,685.00 1,555,984,500	1.00
16	村田製作所	日本	株式	電気機器	198,600	6,817.00 1,353,856,200	6,773.00 1,345,117,800	0.86
17	三井住友フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	461,000	3,074.00 1,417,114,000	2,917.50 1,344,967,500	0.86
18	本田技研	日本	株式	輸送用機 器	532,400	2,539.50 1,352,029,800	2,473.50 1,316,891,400	0.84
19	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	483,800	2,754.50 1,332,627,100	2,656.00 1,284,972,800	0.82
20	ファナック	日本	株式	電気機器	63,600	20,420.00 1,298,712,000	20,120.00 1,279,632,000	0.82
21	花王	日本	株式	化学	162,000	8,202.00 1,328,724,000	7,887.00 1,277,694,000	0.82
22	伊藤忠	日本	株式	卸売業	465,800	2,761.50 1,286,306,700	2,685.00 1,250,673,000	0.80
23	SMC	日本	株式	機械	21,200	58,120.00 1,232,144,000	58,460.00 1,239,352,000	0.79
24	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	905,910	1,386.00 1,255,591,260	1,310.50 1,187,195,055	0.76
25	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	43,000	26,920.00 1,157,560,000	27,330.00 1,175,190,000	0.75
26	日立	日本	株式	電気機器	325,000	3,689.00 1,198,925,000	3,543.00 1,151,475,000	0.74
27	三菱商事	日本	株式	卸売業	436,900	2,621.50 1,145,333,350	2,512.50 1,097,711,250	0.70
28	東京海上HD	日本	株式	保険業	235,900	4,853.00 1,144,822,700	4,600.00 1,085,140,000	0.69
29	三井物産	日本	株式	卸売業	577,000	1,887.50 1,089,087,500	1,803.00 1,040,331,000	0.67
30	オリエンタルランド	日本	株式	サービス業	68,700	15,130.00 1,039,431,000	14,740.00 1,012,638,000	0.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.53%
合計	98.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.09%
鉱業	0.15%
建設業	2.42%
食料品	3.71%
繊維製品	0.48%
パルプ・紙	0.21%
化学	7.20%
医薬品	6.41%
石油・石炭製品	0.39%
ゴム製品	0.54%
ガラス・土石製品	0.77%
鉄鋼	0.55%
非鉄金属	0.65%
金属製品	0.56%
機械	5.40%
電気機器	15.30%
輸送用機器	6.94%
精密機器	2.70%
その他製品	2.75%
電気・ガス業	1.41%
陸運業	3.68%
海運業	0.15%
空運業	0.33%
倉庫・運輸関連業	0.18%
情報・通信業	10.00%
卸売業	4.64%
小売業	4.98%
銀行業	4.66%
証券、商品先物取引業	0.77%
保険業	1.83%
その他金融業	1.13%
不動産業	1.90%
サービス業	5.64%
合計	98.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 2020 年 12 月	買建	137	2,250,503,150	2,226,935,000	1.42%

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

● 為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド

2020年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,907円
純資産総額	1.3億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.7%
3カ月間	0.5%
6カ月間	1.6%
1年間	6.7%
3年間	9.2%
5年間	-
設定来	9.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
	第1期 17年3月	第2期 18年3月	第3期 19年3月	第4期 20年3月				
分配金	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄(除く債券)	東証33業種名	比率	
外国債券	37	87.7%	日本円	100.1%	直接利回り(%)	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3%	
国内株式・先物	2,152	9.8%	米ドル	-0.1%	最終利回り(%)	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.2%	
					修正デュレーション	ソニー	電気機器	0.2%	
					残存年数	キーエンス	電気機器	0.2%	
					債券格付別構成	任天堂	その他製品	0.2%	
					AAA	100.0%	TOPIX先物 0212月	-	0.1%
					AA	-	武田薬品	医薬品	0.1%
					A	-	リクルートホールディングス	サービス業	0.1%
					BBB	-	日本電信電話	情報・通信業	0.1%
					BB	-	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	0.1%
コール・ローン、その他		2.6%							
合計	2,189	-	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	1.7%	

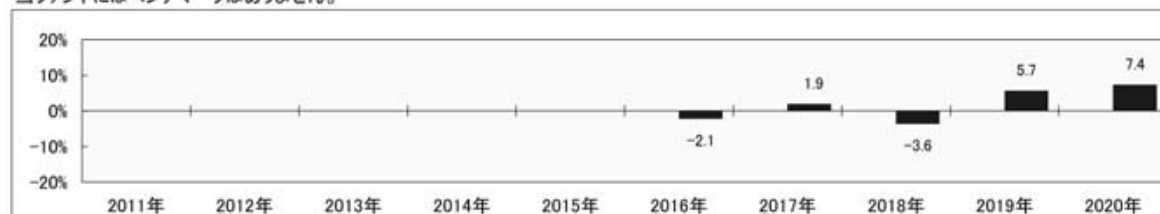
※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2016年は設定日(4月1日)から年末、2020年は9月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### (注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所第一部上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
  - 電話番号（コールセンター） 0120-106212
  - （営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
  - アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 保管

該当事項はありません。

#### (3) 信託期間

2016年4月1日から2021年3月26日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 計算期間

毎年3月27日から翌年3月26日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年4月1日から2017年3月26日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (5) その他

- ① 信託の終了



1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合、東証株価指数が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使すること

ができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者と、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### ② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2019年3月27日から2020年3月26日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月1日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンドの2019年3月27日から2020年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンドの2020年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1 財務諸表

### 為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド

#### (1) 貸借対照表

	第3期	第4期
	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,655,704	3,083,815
親投資信託受益証券	199,130,873	170,422,512
派生商品評価勘定	791,297	—
未収入金	1,862,261	2,723,312
流動資産合計	205,440,135	176,229,639
資産合計	205,440,135	176,229,639
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	588,950
未払金	448,533	—
未払受託者報酬	44,964	39,622
未払委託者報酬	573,784	505,709
その他未払費用	19,147	13,292
流動負債合計	1,086,428	1,147,573
負債合計	1,086,428	1,147,573
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	207,573,522	165,079,043
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△3,219,815	10,003,023
(分配準備積立金)	—	10,511,356
元本等合計	204,353,707	175,082,066
純資産合計	204,353,707	175,082,066
負債純資産合計	205,440,135	176,229,639

## (2) 損益及び剰余金計算書

	第3期	第4期
	自 2018年3月27日 至 2019年3月26日	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	—	3
有価証券売買等損益	21,437,646	20,345,639
為替差損益	△17,120,818	△4,941,546
営業収益合計	4,316,828	15,404,096
営業費用		
支払利息	3,107	1,590
受託者報酬	98,861	83,871
委託者報酬	1,261,344	1,070,514
その他費用	29,645	21,679
営業費用合計	1,392,957	1,177,654
営業利益	2,923,871	14,226,442
経常利益	2,923,871	14,226,442
当期純利益	2,923,871	14,226,442
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△575,089	2,278,289
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△8,511,357	△3,219,815
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,056,939	1,274,685
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	3,056,939	976,345
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	—	298,340
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,264,357	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,264,357	—
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,219,815	10,003,023

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 4 期	
	自 2019年3月27日	至 2020年3月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 3 期	第 4 期
	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
1. ※1 期首元本額	267,152,078 円	207,573,522 円
期中追加設定元本額	35,742,605 円	25,896,883 円
期中一部解約元本額	95,321,161 円	68,391,362 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	207,573,522 口	165,079,043 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,219,815円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 3 期	第 4 期
	自 2018年3月27日 至 2019年3月26日	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円(1万口当たり0.00円)であり、分	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(10,511,356円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は10,511,356円(1万口当たり



	配を行っておりません。	636.75円)であり、分配を行っておりません。
--	-------------	--------------------------

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。外貨建資産について為替変動リスクを回避することを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 2020年3月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第3期 2019年3月26日現在	第4期 2020年3月26日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	15,463,210	17,145,756
合計	15,463,210	17,145,756

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

種 類	第3期 2019年3月26日 現在				第4期 2020年3月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	176,239,577	—	175,448,280	791,297	152,332,132	—	152,921,082	△588,950
アメリカ・ドル	176,239,577	—	175,448,280	791,297	152,332,132	—	152,921,082	△588,950
合計	176,239,577	—	175,448,280	791,297	152,332,132	—	152,921,082	△588,950

#### (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
  - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて  
いる場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて  
いない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
る場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物  
相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を  
用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期  
間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

#### (1 口当たり情報)

	第3期 2019年3月26日現在	第4期 2020年3月26日現在
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9845 円 (9,845 円)	1.0606 円 (10,606 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	米国国債マザーファンド	105,061,219	154,418,979	
	トピックス・インデックス・マザーファ ンド	17,543,887	16,003,533	
親投資信託受益証券 合計			170,422,512	
合計			170,422,512	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、「米国国債マザーファンド」受益証券及び「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「米国国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	58,628,636	22,942,383
コール・ローン	157,248,323	259,612,461
国債証券	13,871,037,156	14,725,453,262
派生商品評価勘定	—	92,960
未収入金	—	212,074,790
未収利息	56,303,303	46,423,910
前払費用	1,668,830	500,938
流動資産合計	14,144,886,248	15,267,100,704
資産合計	14,144,886,248	15,267,100,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,549,000	261,220,000
流動負債合計	38,549,000	261,220,000
負債合計	38,549,000	261,220,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	10,969,616,964	10,209,458,378
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,136,720,284	4,796,422,326
元本等合計	14,106,337,248	15,005,880,704
純資産合計	14,106,337,248	15,005,880,704
負債純資産合計	14,144,886,248	15,267,100,704

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
1. ※1 期首	2018年3月27日	2019年3月27日
期首元本額	12,248,755,249円	10,969,616,964円
期中追加設定元本額	1,630,854,945円	2,418,817,017円
期中一部解約元本額	2,909,993,230円	3,178,975,603円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
米国国債ファンド 為替ヘッジあり(年1回決算型)	3,152,902,673円	3,189,109,252円
米国国債ファンド 為替ヘッジなし	1,768,054,865円	1,520,991,107円

ジなし (年1回決算型) 米国国債ファンド フレック スヘッジ (年1回決算型)	154,226,484 円	129,084,034 円
米国国債ファンド 為替ヘッ ジなし (毎月決算型) 為替ヘッジ付米国国債プラス 日本株式ファンド	5,695,252,260 円	5,140,606,857 円
米国国債ファンド 為替ヘッ ジあり (毎月決算型)	139,355,285 円	105,061,219 円
計	59,825,397 円	124,605,909 円
2. 期末日における受益権の総数	10,969,616,964 円	10,209,458,378 円
	10,969,616,964 口	10,209,458,378 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年3月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	359,481,672	1,415,295,942
合計	359,481,672	1,415,295,942

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2018年3月27日から2019年3月26日まで、及び2019年3月27日から2020年3月26日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	2019年3月26日 現在				2020年3月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売 建	—	—	—	—	131,877,360	—	131,784,400	92,960
アメリカ・ドル	—	—	—	—	131,877,360	—	131,784,400	92,960
合計	—	—	—	—	131,877,360	—	131,784,400	92,960

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
1口当たり純資産額	1.2859円	1.4698円

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		3. 5% United States Treasury Note/Bond 20200515	2, 284, 000. 000	2, 294, 780. 480	
		2. 625% United States Treasury Note/Bond 20200815	3, 769, 000. 000	3, 807, 104. 590	
		3. 625% United States Treasury Note/Bond 20210215	2, 675, 000. 000	2, 756, 801. 500	
		3. 125% United States Treasury Note/Bond 20210515	1, 546, 000. 000	1, 596, 662. 420	
		2. 125% United States Treasury Note/Bond 20210815	4, 169, 000. 000	4, 272, 057. 680	
		2% United States Treasury Note/Bond 20220215	2, 783, 000. 000	2, 870, 497. 520	
		1. 75% United States Treasury Note/Bond 20220515	1, 894, 000. 000	1, 951, 615. 480	
		1. 625% United States Treasury Note/Bond 20220815	4, 050, 000. 000	4, 169, 758. 500	
		2% United States Treasury Note/Bond 20230215	2, 590, 000. 000	2, 708, 570. 200	
		1. 75% United States Treasury Note/Bond 20230515	3, 855, 000. 000	4, 014, 288. 600	
		2. 5% United States Treasury Note/Bond 20230815	1, 075, 000. 000	1, 149, 325. 500	
		2. 75% United States Treasury Note/Bond 20240215	3, 257, 000. 000	3, 542, 085. 210	
		2. 5% United States Treasury Note/Bond 20240515	1, 164, 000. 000	1, 259, 028. 960	
		7. 625% United States Treasury Note/Bond 20250215	254, 000. 000	340, 476. 840	
		6. 875% United States Treasury Note/Bond 20250815	1, 162, 000. 000	1, 545, 820. 220	
		6% United States Treasury Note/Bond 20260215	439, 000. 000	575, 226. 090	
		6. 75% United States Treasury Note/Bond 20260815	491, 000. 000	677, 422. 880	
		5. 5% United States Treasury Note/Bond 20280815	600, 000. 000	829, 308. 000	
		5. 25% United States Treasury Note/Bond 20281115	2, 114, 000. 000	2, 899, 646. 960	
		6. 125% United States Treasury Note/Bond 20290815	2, 795, 000. 000	4, 128, 075. 250	
		5. 375% United States Treasury Note/Bond 20310215	6, 091, 000. 000	8, 933, 974. 250	
		2. 375% United States Treasury Note/Bond 20240815	2, 694, 000. 000	2, 909, 924. 100	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250215	3, 955, 000. 000	4, 229, 674. 750	



	2. 125% United States Treasury Note/Bond 20250515	1,891,000.000	2,038,289.990	
	2% United States Treasury Note/Bond 20250815	740,000.000	794,227.200	
	1. 625% United States Treasury Note/Bond 20260215	3,720,000.000	3,922,554.000	
	1. 625% United States Treasury Note/Bond 20260515	1,166,000.000	1,231,039.480	
	1. 5% United States Treasury Note/Bond 20260815	4,120,000.000	4,319,861.200	
	2. 25% United States Treasury Note/Bond 20270215	2,420,000.000	2,668,800.200	
	2. 375% United States Treasury Note/Bond 20270515	2,340,000.000	2,609,825.400	
	2. 25% United States Treasury Note/Bond 20270815	3,490,000.000	3,869,781.800	
	2. 75% United States Treasury Note/Bond 20280215	2,230,000.000	2,565,882.600	
	2. 875% United States Treasury Note/Bond 20280515	2,050,000.000	2,382,797.000	
	2. 875% United States Treasury Note/Bond 20280815	1,950,000.000	2,273,115.000	
	2. 625% United States Treasury Note/Bond 20290215	450,000.000	518,625.000	
	2. 375% United States Treasury Note/Bond 20290515	1,350,000.000	1,530,765.000	
	1. 625% United States Treasury Note/Bond 20290815	2,600,000.000	2,780,960.000	
	1. 5% United States Treasury Note/Bond 20300215	300,000.000	318,375.000	
	United States Treasury Strip Coupon 20320215	9,940,000.000	8,715,690.200	
	United States Treasury Strip Coupon 20330215	10,270,000.000	8,877,388.000	
	United States Treasury Strip Coupon 20340215	10,550,000.000	8,986,173.500	
	United States Treasury Strip Coupon 20350215	10,800,000.000	9,070,920.000	
	アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 132,937,196.550 (14,725,453,262)	
国債証券	合計		14,725,453,262 [14,725,453,262]	
合計			14,725,453,262 [14,725,453,262]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 42 銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,433,830,118	15,692,736,833
株式 ※3※4	137,866,843,610	132,849,759,520
派生商品評価勘定	8,393,400	174,797,200
未収入金	306,342,180	14,028,846
未収配当金	170,831,663	160,504,114
未収利息	1,283,352	1,090,799
前払金	8,645,000	—
その他未収収益 ※5	13,034,658	25,411,839
差入委託証拠金	—	104,625,000
流動資産合計	155,809,203,981	149,022,954,151
資産合計	155,809,203,981	149,022,954,151
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,539,780	3,365,050
前受金	—	219,644,000
未払解約金	332,234,300	412,281,400
受入担保金	16,631,456,477	13,196,461,949
流動負債合計	16,970,230,557	13,831,752,399
負債合計	16,970,230,557	13,831,752,399
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	135,032,886,401	148,208,928,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	3,806,087,023	△13,017,726,685
元本等合計	138,838,973,424	135,191,201,752
純資産合計	138,838,973,424	135,191,201,752
負債純資産合計	155,809,203,981	149,022,954,151

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
1. ※1 期首	2018年3月27日	2019年3月27日
期首元本額	130,371,388,477 円	135,032,886,401 円
期中追加設定元本額	16,681,753,425 円	41,400,395,446 円
期中一部解約元本額	12,020,255,501 円	28,224,353,410 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
トピックス・インデックスフ	4,176,147,043 円	3,510,622,094 円
ァンド		
ダイワ・トピックス・インデ	8,283,159,488 円	7,188,115,922 円

ックスファンドVA 適格機関投資家専用・ダイ ワ・トピックスインドックス ファンドVA2	40,752,005 円	2,682,922 円
ダイワ国内重視バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	74,962,444 円	55,869,990 円
ダイワ国内重視バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	999,469,686 円	824,216,975 円
ダイワ国際分散バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	52,904,622 円	45,118,821 円
ダイワ国際分散バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	1,405,832,535 円	1,176,524,619 円
日本株式インデックスファン ド (FOFs 用) (適格機関投資 家専用)	9,076,686 円	90,916,116 円
D-I's TOPIXインデ ックス	40,633,120 円	55,613,723 円
為替ヘッジ付米国債プラス 日本株式ファンド	19,387,195 円	17,543,887 円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2050	717,506 円	17,320,399 円
iFree TOPIXイン デックス	957,121,577 円	1,628,257,970 円
iFree 8資産バランス	1,549,047,401 円	2,349,802,097 円
iFree 年金バランス	30,126,086 円	86,092,910 円
DCダイワ日本株式インデッ クス	65,490,030,837 円	64,984,193,880 円
ダイワ・ライフ・バランス3 0	2,742,694,313 円	3,246,646,444 円
ダイワ・ライフ・バランス5 0	3,121,279,957 円	3,767,024,314 円
ダイワ・ライフ・バランス7 0	2,992,964,602 円	3,326,304,124 円
年金ダイワ日本株式インデッ クス	4,671,356,318 円	4,848,170,979 円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2020	15,867,819 円	16,722,012 円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2030	51,802,361 円	59,924,658 円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2040	18,057,500 円	33,341,514 円
ダイワつみたてインデックス 日本株式	67,226,516 円	527,618,408 円
ダイワつみたてインデックス バランス30	—円	12,878,116 円
ダイワつみたてインデックス バランス50	—円	7,979,243 円
ダイワつみたてインデックス	—円	10,345,461 円

バランス70		
ダイワ世界分散バランスファン ド15VA	358,303円	—円
ダイワ世界分散バランスファン ド20VA	367,695円	—円
ダイワ世界分散バランスファン ド20VA (国内株式型)	726,124円	—円
ダイワ世界分散バランスファン ド25VA	4,245,918円	—円
ダイワ世界分散バランスファン ド30VA	4,248,105円	—円
ダイワ世界分散バランスファン ド30VA (国内株式型)	9,860,562円	—円
ダイワ世界バランスファンド 40VA	169,236,991円	164,825,308円
ダイワ世界バランスファンド 60VA	163,134,462円	171,203,604円
ダイワ・バランスファンド3 5VA	9,663,868,782円	9,851,263,438円
ダイワ・ワールド・バランス ファンド50VA	9,890,322円	—円
ダイワ・ワールド・バランス ファンド75VA	10,043,665円	—円
ダイワ・バランスファンド2 5VA (適格機関投資家専用)	825,057,420円	860,874,593円
ダイワ国内バランスファンド 25VA (適格機関投資家専 用)	127,351,633円	133,763,222円
ダイワ国内バランスファンド 30VA (適格機関投資家専 用)	229,100,612円	232,949,234円
ダイワ・ノーロード TOP I Xファンド	156,065,624円	190,065,303円
ダイワファンドラップ TO PIXインデックス	8,525,497,319円	10,975,272,717円
ダイワTOPIXインデック ス (ダイワSMA専用)	112,898,232円	9,854,276,759円
ダイワファンドラップオンラ イン TOPIXインデック ス	2,015,712,818円	2,610,526,649円
ダイワ・インデックスセレク ト TOPIX	1,418,503,246円	1,341,005,890円
ダイワライフスタイル25	193,092,690円	213,052,452円
ダイワライフスタイル50	696,617,398円	737,332,696円
ダイワライフスタイル75	554,117,022円	564,976,493円
DC・ダイワ・トピックス・ インデックス (確定拠出年金 専用ファンド)	13,332,273,841円	12,417,692,481円
計	135,032,886,401円	148,208,928,437円
2. 期末日における受益権の総数	135,032,886,401口	148,208,928,437口

3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,017,726,685円であります。
4. ※3 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 15,859,680,910円	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 13,129,086,090円
5. ※4 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 676,000,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 484,560,000円
6. ※5 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分10,151,608円が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分23,783,352円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2019年3月27日 至 2020年3月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年3月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-----------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△13,301,451,096	△19,608,396,023
合計	△13,301,451,096	△19,608,396,023

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2018年9月20日から2019年3月26日まで、及び2019年9月20日から2020年3月26日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	2019年3月26日 現在				2020年3月26日 現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	2,342,717,000	—	2,344,650,000	1,933,000	2,138,921,000	—	2,310,445,000	171,524,000
合計	2,342,717,000	—	2,344,650,000	1,933,000	2,138,921,000	—	2,310,445,000	171,524,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年3月26日現在	2020年3月26日現在
1口当たり純資産額	1.0282円	0.9122円
(1万口当たり純資産額)	(10,282円)	(9,122円)

附属明細表



第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	3,300	2,689.00	8,873,700	貸付株式数 1,200株
日本水産	91,900	511.00	46,960,900	
マルハニチロ	13,400	2,342.00	31,382,800	
ハウスイ	600	696.00	417,600	貸付株式数 200株
カネコ種苗	2,800	1,198.00	3,354,400	
サカタのタネ	11,100	3,130.00	34,743,000	貸付株式数 4,200株
ホクト	7,200	1,892.00	13,622,400	貸付株式数 300株
ホクリヨウ	1,600	637.00	1,019,200	貸付株式数 500株
ヒノキヤグループ	2,300	1,381.00	3,176,300	貸付株式数 700株
ショーボンドHD	14,300	4,065.00	58,129,500	貸付株式数 5,000株
ミライト・ホールディングス	27,300	1,318.00	35,981,400	
タマホーム	5,000	1,167.00	5,835,000	貸付株式数 1,600株
サンヨーホームズ	1,700	694.00	1,179,800	貸付株式数 300株
日本アクア	3,800	621.00	2,359,800	貸付株式数 1,300株
ファーストコーポレーション	3,000	453.00	1,359,000	貸付株式数 1,000株
ベストテラ	1,600	949.00	1,518,400	
スペースバリューHD	11,400	410.00	4,674,000	
住石ホールディングス	18,400	126.00	2,318,400	
日鉄鉱業	2,100	4,410.00	9,261,000	
三井松島HLDGS	3,300	958.00	3,161,400	貸付株式数 1,300株
国際石油開発帝石	367,700	599.90	220,583,230	貸付株式数 139,900株
石油資源開発	12,000	1,728.00	20,736,000	
K&Oエナジーグループ	4,400	1,461.00	6,428,400	貸付株式数 1,700株
ダイセキ環境ソリューション	1,800	834.00	1,501,200	
第一カッター興業	1,100	1,603.00	1,763,300	
安藤・間	54,600	694.00	37,892,400	
東急建設	26,800	577.00	15,463,600	
コムシスホールディングス	32,500	2,606.00	84,695,000	
ビーアールホールディングス	9,800	494.00	4,841,200	貸付株式数 3,900株
高松コンストラクションGP	5,600	2,466.00	13,809,600	貸付株式数 2,100株
東建コーポレーション	2,900	7,410.00	21,489,000	貸付株式数 1,000株
ソネック	900	681.00	612,900	貸付株式数 300株
ヤマウラ	4,000	910.00	3,640,000	貸付株式数 1,500株
大成建設	70,600	3,180.00	224,508,000	
大林組	212,000	911.00	193,132,000	
清水建設	214,800	835.00	179,358,000	
飛島建設	5,900	1,032.00	6,088,800	
長谷工コーポレーション	81,600	1,176.00	95,961,600	
松井建設	7,900	689.00	5,443,100	貸付株式数 2,900株
銭高組	900	3,110.00	2,799,000	
鹿島建設	166,200	1,096.00	182,155,200	
不動テトラ	5,400	1,287.00	6,949,800	
大末建設	2,200	780.00	1,716,000	貸付株式数 800株
鉄建建設	4,600	2,334.00	10,736,400	
西松建設	16,200	2,171.00	35,170,200	

三井住友建設	51,400	494.00	25,391,600	
大豊建設	4,700	2,318.00	10,894,600	
前田建設	52,900	774.00	40,944,600	貸付株式数 20,600株
佐田建設	4,500	338.00	1,521,000	貸付株式数 1,600株
ナカノフドー建設	5,500	374.00	2,057,000	
奥村組	11,500	2,385.00	27,427,500	
東鉄工業	9,100	2,920.00	26,572,000	
イチケン	1,400	1,380.00	1,932,000	
富士ピー・エス	3,000	497.00	1,491,000	貸付株式数 1,100株
浅沼組	2,300	4,205.00	9,671,500	貸付株式数 900株
戸田建設	87,600	627.00	54,925,200	貸付株式数 21,400株
熊谷組	9,800	2,506.00	24,558,800	
北野建設	1,200	2,690.00	3,228,000	
植木組	900	2,491.00	2,241,900	
矢作建設	9,100	836.00	7,607,600	
ピーエス三菱	6,900	532.00	3,670,800	貸付株式数 2,300株
日本ハウスHLDGS	14,200	284.00	4,032,800	
大東建託	25,300	10,405.00	263,246,500	
新日本建設	8,900	827.00	7,360,300	
NIPPO	17,500	2,273.00	39,777,500	
東亜道路	1,300	3,075.00	3,997,500	
前田道路	22,300	2,245.00	50,063,500	
日本道路	2,000	6,630.00	13,260,000	
東亜建設	6,500	1,439.00	9,353,500	貸付株式数 2,500株
日本国土開発	15,400	514.00	7,915,600	貸付株式数 2,300株
若築建設	3,700	1,281.00	4,739,700	
東洋建設	23,700	426.00	10,096,200	
五洋建設	84,100	554.00	46,591,400	
世紀東急	10,100	857.00	8,655,700	
福田組	2,400	4,155.00	9,972,000	貸付株式数 900株
日本ドライケミカル	1,700	1,401.00	2,381,700	貸付株式数 200株
住友林業	53,600	1,382.00	74,075,200	
日本基礎技術	7,500	379.00	2,842,500	
巴コーポレーション	9,500	334.00	3,173,000	貸付株式数 2,500株
大和ハウス	209,300	2,632.50	550,982,250	
ライト工業	12,200	1,251.00	15,262,200	
積水ハウス	231,200	1,733.00	400,669,600	貸付株式数 88,100株
日特建設	5,400	742.00	4,006,800	
北陸電気工事	3,700	981.00	3,629,700	
ユアテック	12,100	606.00	7,332,600	
四電工	1,200	2,348.00	2,817,600	
中電工	8,700	2,212.00	19,244,400	
関電工	30,500	858.00	26,169,000	
きんでん	50,400	1,601.00	80,690,400	
東京エネシス	7,000	769.00	5,383,000	
トーエネック	2,200	3,310.00	7,282,000	
住友電設	6,000	2,140.00	12,840,000	
日本電設工業	11,600	2,132.00	24,731,200	
協和エクシオ	32,100	2,318.00	74,407,800	
新日本空調	5,500	2,065.00	11,357,500	貸付株式数 2,100株

日本工営	4,300	2,962.00	12,736,600	貸付株式数	1,600株
九電工	14,900	2,866.00	42,703,400		
三機工業	15,300	1,223.00	18,711,900		
日揮ホールディングス	65,000	863.00	56,095,000		
中外炉工業	2,200	1,491.00	3,280,200		
ヤマト	6,600	598.00	3,946,800		
太平電業	5,100	2,381.00	12,143,100		
高砂熱学	18,600	1,668.00	31,024,800		
三晃金属	800	2,148.00	1,718,400		
NECネッツエスアイ	6,300	3,955.00	24,916,500		
朝日工業社	1,400	3,275.00	4,585,000	貸付株式数	400株
明星工業	13,700	776.00	10,631,200	貸付株式数	5,100株
大気社	10,300	3,150.00	32,445,000		
ダイダン	5,100	2,815.00	14,356,500		
日比谷総合設備	6,800	1,993.00	13,552,400	貸付株式数	1,500株
日本製粉	20,400	1,677.00	34,210,800	貸付株式数	700株
日清製粉G本社	76,700	1,799.00	137,983,300		
日東富士製粉	500	6,070.00	3,035,000	貸付株式数	100株
昭和産業	6,400	3,205.00	20,512,000	貸付株式数	2,300株
鳥越製粉	6,100	853.00	5,203,300	貸付株式数	2,200株
中部飼料	8,400	1,354.00	11,373,600		
フィード・ワン	46,600	161.00	7,502,600	貸付株式数	7,500株
東洋精糖	1,200	1,098.00	1,317,600	貸付株式数	100株
日本甜菜糖	3,600	1,662.00	5,983,200		
三井製糖	6,200	2,092.00	12,970,400	貸付株式数	2,200株
塩水港精糖	7,300	209.00	1,525,700	貸付株式数	2,400株
日新製糖	3,500	2,058.00	7,203,000		
LIFULL	22,100	309.00	6,828,900		
ジェイエイシーリクルートメント	4,400	1,066.00	4,690,400	貸付株式数	1,600株
日本M&Aセンター	48,600	2,851.00	138,558,600	貸付株式数	18,500株
メンバーズ	1,900	1,304.00	2,477,600		
中広	600	422.00	253,200	貸付株式数	200株
アイティメディア	2,000	724.00	1,448,000		
タケエイ	6,100	787.00	4,800,700		
E・Jホールディングス	1,200	1,268.00	1,521,600	貸付株式数	200株
ビーネックスグループ	8,000	506.00	4,048,000	貸付株式数	2,700株
コシダカホールディングス	15,300	393.00	6,012,900	貸付株式数	5,900株
アルトナー	1,800	615.00	1,107,000	貸付株式数	500株
パソナグループ	7,500	859.00	6,442,500	貸付株式数	2,600株
CDS	1,600	1,134.00	1,814,400	貸付株式数	400株
リンクアンドモチベーション	14,600	306.00	4,467,600	貸付株式数	5,400株
GCA	7,800	557.00	4,344,600	貸付株式数	2,900株
エス・エム・エス	20,000	2,149.00	42,980,000		
サニーサイドアップG	1,900	570.00	1,083,000	貸付株式数	500株
パーソルホールディングス	64,400	1,102.00	70,968,800		
リニカル	3,200	795.00	2,544,000	貸付株式数	1,100株
クックパッド	21,900	272.00	5,956,800	貸付株式数	8,600株
エスクリ	2,000	399.00	798,000		
アイ・ケイ・ケイ	2,700	574.00	1,549,800		

森永製菓	16,000	4,305.00	68,880,000		
中村屋	1,700	4,000.00	6,800,000		
江崎グリコ	20,200	4,500.00	90,900,000	貸付株式数	7,600株
名糖産業	3,300	1,396.00	4,606,800		
井村屋グループ	2,900	1,871.00	5,425,900	貸付株式数	1,000株
不二家	3,900	1,994.00	7,776,600	貸付株式数	1,400株
山崎製パン	50,900	2,156.00	109,740,400	貸付株式数	19,300株
第一屋製パン	1,600	926.00	1,481,600	貸付株式数	400株
モロゾフ	1,200	5,080.00	6,096,000	貸付株式数	400株
亀田製菓	4,000	4,815.00	19,260,000		
寿スピリッツ	6,500	4,800.00	31,200,000		
カルビー	31,000	2,820.00	87,420,000		
森永乳業	12,600	3,815.00	48,069,000		
六甲バター	4,600	1,315.00	6,049,000	貸付株式数	1,700株
ヤクルト	46,600	6,350.00	295,910,000		
明治ホールディングス	44,800	7,400.00	331,520,000		
雪印メグミルク	16,500	2,375.00	39,187,500		
プリマハム	10,800	2,385.00	25,758,000	貸付株式数	2,700株
日本ハム	26,000	3,790.00	98,540,000		
林兼産業	2,300	567.00	1,304,100	貸付株式数	800株
丸大食品	7,400	2,051.00	15,177,400	貸付株式数	2,500株
S Foods	5,500	2,261.00	12,435,500	貸付株式数	2,000株
伊藤ハム米久HLDGS	44,500	648.00	28,836,000		
学情	2,400	1,262.00	3,028,800	貸付株式数	800株
スタジオアリス	3,100	1,566.00	4,854,600	貸付株式数	1,200株
クロスキャット	1,800	739.00	1,330,200	貸付株式数	100株
シミックホールディングス	3,600	1,463.00	5,266,800		
システナ	23,500	1,452.00	34,122,000		
NJS	1,300	1,690.00	2,197,000	貸付株式数	500株
デジタルアーツ	3,200	4,665.00	14,928,000	貸付株式数	1,200株
日鉄ソリューションズ	9,800	2,680.00	26,264,000		
総合警備保障	25,600	5,310.00	135,936,000		
キューブシステム	3,500	571.00	1,998,500	貸付株式数	1,300株
いちご	84,600	247.00	20,896,200	貸付株式数	28,900株
エイジア	1,400	1,172.00	1,640,800	貸付株式数	400株
日本駐車場開発	75,200	131.00	9,851,200	貸付株式数	28,200株
コア	2,800	1,199.00	3,357,200		
カカクコム	48,200	2,119.00	102,135,800		
アイロムグループ	2,400	1,276.00	3,062,400	貸付株式数	800株
セントケア・ホールディング	3,800	397.00	1,508,600		
サイネックス	1,100	623.00	685,300	貸付株式数	200株
ルネサンス	3,400	1,127.00	3,831,800	貸付株式数	1,300株
ディップ	9,100	1,728.00	15,724,800	貸付株式数	3,400株
SBSホールディングス	5,800	1,698.00	9,848,400	貸付株式数	2,200株
オプトホールディング	3,400	1,329.00	4,518,600	貸付株式数	1,300株
新日本科学	7,200	518.00	3,729,600	貸付株式数	2,600株
ツクイ	15,000	394.00	5,910,000	貸付株式数	3,100株
キャリアデザインセンター	1,700	763.00	1,297,100		
ベネフィット・ワン	17,500	1,403.00	24,552,500		
エムスリー	142,100	2,921.00	415,074,100		

ツカダ・グローバルHOLD	3,800	335.00	1,273,000	貸付株式数	1,400株
プラス	700	404.00	282,800	貸付株式数	200株
アウトソーシング	36,600	468.00	17,128,800	貸付株式数	14,200株
ウェルネット	6,700	455.00	3,048,500	貸付株式数	2,100株
ワールドホールディングス	2,300	1,217.00	2,799,100	貸付株式数	800株 (100株)
ディー・エヌ・エー	31,400	1,212.00	38,056,800		
博報堂DYHLDGS	89,800	1,072.00	96,265,600		
ぐるなび	11,000	576.00	6,336,000		
タカミヤ	6,700	435.00	2,914,500	貸付株式数	2,600株
ジャパンベストレスキューS	4,500	593.00	2,668,500	貸付株式数	1,600株
ファンコミュニケーションズ	17,400	381.00	6,629,400	貸付株式数	6,800株
ライク	2,500	1,422.00	3,555,000	貸付株式数	900株
ビジネス・ブレークスルー	3,200	345.00	1,104,000	貸付株式数	1,000株
エスプール	12,400	527.00	6,534,800		
WDBホールディングス	3,000	2,121.00	6,363,000		
ティア	3,400	511.00	1,737,400		
CDG	700	1,388.00	971,600	貸付株式数	200株 (200株)
バリューコマース	3,600	1,610.00	5,796,000	貸付株式数	1,400株 (1,300株)
インフォマート	70,400	696.00	48,998,400	貸付株式数	26,900株
サッポロホールディングス	23,200	1,922.00	44,590,400	貸付株式数	8,900株
アサヒグループホールディング	142,000	3,427.00	486,634,000	貸付株式数	54,000株
麒麟HD	287,300	2,205.50	633,640,150	貸付株式数	109,300株
宝ホールディングス	50,300	818.00	41,145,400		
オエノンホールディングス	18,000	391.00	7,038,000	貸付株式数	6,800株
養命酒	2,300	1,969.00	4,528,700		
コカ・コーラボトラーズJHD	47,600	2,267.00	107,909,200	貸付株式数	18,100株
サントリー食品インター	45,500	4,005.00	182,227,500	貸付株式数	17,400株
ダイドーグループHD	3,600	3,570.00	12,852,000	貸付株式数	1,300株
伊藤園	20,700	5,260.00	108,882,000	貸付株式数	8,000株
キーコーヒー	6,800	2,389.00	16,245,200	貸付株式数	500株
ユニカフェ	1,600	907.00	1,451,200	貸付株式数	600株
ジャパンフーズ	900	1,247.00	1,122,300	貸付株式数	300株
日清オイリオグループ	8,900	3,565.00	31,728,500		
不二製油グループ	16,600	2,576.00	42,761,600		
かどや製油	800	3,990.00	3,192,000	貸付株式数	200株
J-オイルミルズ	3,600	4,470.00	16,092,000	貸付株式数	1,300株
ローソン	16,800	5,750.00	96,600,000	貸付株式数	6,400株
サンエー	5,500	4,520.00	24,860,000	貸付株式数	2,100株
カワチ薬品	5,000	2,374.00	11,870,000	貸付株式数	1,900株
エービーシー・マート	10,400	5,440.00	56,576,000	貸付株式数	3,900株
ハードオフコーポレーション	2,400	730.00	1,752,000		
高千穂交易	2,400	1,019.00	2,445,600	貸付株式数	800株
アスクル	6,900	3,200.00	22,080,000	貸付株式数	2,500株
ゲオホールディングス	11,900	1,334.00	15,874,600	貸付株式数	4,500株
アダストリア	9,200	1,318.00	12,125,600	貸付株式数	3,500株
ジーフット	4,400	423.00	1,861,200	貸付株式数	300株

シー・ヴィ・エス・ベイエリア	1,000	408.00	408,000	貸付株式数	400株
伊藤忠食品	1,700	4,215.00	7,165,500	貸付株式数	600株
くら寿司	3,400	3,940.00	13,396,000	貸付株式数	1,200株 (1,200株)
キャンドウ	3,000	1,690.00	5,070,000	貸付株式数	1,200株 (600株)
エレマテック	6,100	765.00	4,666,500		
パルグループHLDGS	6,800	1,284.00	8,731,200	貸付株式数	2,400株
JALUX	1,800	1,643.00	2,957,400	貸付株式数	700株
エディオン	30,600	915.00	27,999,000	貸付株式数	11,300株
あらた	5,300	4,495.00	23,823,500	貸付株式数	1,900株
サーラコーポレーション	13,400	543.00	7,276,200	貸付株式数	5,100株
ワッツ	2,800	532.00	1,489,600	貸付株式数	500株 (400株)
トーメンデバイス	1,000	3,460.00	3,460,000	貸付株式数	200株
ハローズ	2,500	2,587.00	6,467,500	貸付株式数	900株
J Pホールディングス	19,400	258.00	5,005,200	貸付株式数	7,800株
フジオフードシステム	5,600	1,315.00	7,364,000	貸付株式数	2,000株
あみやき亭	1,300	3,250.00	4,225,000	貸付株式数	500株
東京エレクトロンデバイス	2,400	2,228.00	5,347,200	貸付株式数	800株
ひらまつ	11,800	165.00	1,947,000	貸付株式数	4,700株
フィールズ	5,100	311.00	1,586,100		
双日	367,700	262.00	96,337,400		
アルフレッサホールディングス	73,900	2,067.00	152,751,300		
大黒天物産	1,600	2,894.00	4,630,400	貸付株式数	600株
ハニーズホールディングス	5,800	1,142.00	6,623,600	貸付株式数	2,200株
ファーマライズHD	1,500	631.00	946,500		
キッコーマン	48,800	4,580.00	223,504,000		
味の素	149,700	1,854.50	277,618,650		
キューピー	37,900	2,118.00	80,272,200	貸付株式数	14,400株
ハウス食品G本社	25,500	3,475.00	88,612,500		
カゴメ	25,900	2,749.00	71,199,100	貸付株式数	9,700株
焼津水産化工	3,300	974.00	3,214,200	貸付株式数	1,200株
アリアケジャパン	6,200	6,550.00	40,610,000		
ピエトロ	700	1,650.00	1,155,000	貸付株式数	200株
エバラ食品工業	1,800	2,300.00	4,140,000	貸付株式数	500株
やまみ	500	1,663.00	831,500		
ニチレイ	32,300	2,749.00	88,792,700		
横浜冷凍	19,000	900.00	17,100,000		
東洋水産	35,000	5,020.00	175,700,000		
イトアアンド	2,300	1,773.00	4,077,900	貸付株式数	800株
大冷	900	1,878.00	1,690,200		
ヨシムラ・フード・HLDGS	3,800	907.00	3,446,600	貸付株式数	1,400株 (1,200株)
日清食品HD	28,900	8,860.00	256,054,000		
永谷園ホールディングス	3,400	2,303.00	7,830,200	貸付株式数	600株
一正蒲鉾	2,700	919.00	2,481,300	貸付株式数	900株 (800株)

フジッコ	7,600	1,984.00	15,078,400		
ロックフィールド	7,400	1,370.00	10,138,000	貸付株式数	2,700株
日本たばこ産業	391,500	1,944.50	761,271,750	貸付株式数	150,400株
ケンコーマヨネーズ	3,800	2,082.00	7,911,600	貸付株式数	1,400株
わらべや日洋HD	4,500	1,595.00	7,177,500	貸付株式数	1,600株
なとり	3,900	1,795.00	7,000,500	貸付株式数	1,400株
イフジ産業	1,000	789.00	789,000	貸付株式数	400株
ピククルスコーポレーション	1,500	2,246.00	3,369,000	貸付株式数	400株 (400株)
北の達人コーポ	23,500	552.00	12,972,000	貸付株式数	9,000株
ユーグレナ	28,600	701.00	20,048,600	貸付株式数	11,000株 (5,200株)
片倉工業	9,700	981.00	9,515,700	貸付株式数	3,600株
グンゼ	4,800	3,790.00	18,192,000	貸付株式数	1,500株
ヒューリック	140,700	1,042.00	146,609,400	貸付株式数	54,700株
神栄	1,000	487.00	487,000	貸付株式数	100株
ラサ商事	3,300	876.00	2,890,800	貸付株式数	1,300株
アルペン	5,200	1,596.00	8,299,200	貸付株式数	1,900株
ハブ	1,900	678.00	1,288,200	貸付株式数	300株
ラクーンホールディングス	3,200	456.00	1,459,200		
クオールホールディングス	9,700	1,263.00	12,251,100	貸付株式数	3,700株
アルコニックス	7,000	1,046.00	7,322,000		
神戸物産	22,900	3,910.00	89,539,000	貸付株式数	8,800株
ソリトンシステムズ	3,100	953.00	2,954,300		
ジンズホールディングス	3,500	6,210.00	21,735,000	貸付株式数	1,300株
ビックカメラ	39,500	933.00	36,853,500	貸付株式数	15,100株
DCMホールディングス	36,100	983.00	35,486,300	貸付株式数	13,400株
ペッパーフードサービス	5,700	476.00	2,713,200	貸付株式数	2,000株 (300株)
Monotaro	47,200	2,830.00	133,576,000	貸付株式数	18,000株
東京一番フーズ	1,500	510.00	765,000	貸付株式数	600株 (600株)
DDホールディングス	2,700	828.00	2,235,600	貸付株式数	300株
あいホールディングス	9,400	1,295.00	12,173,000	貸付株式数	3,600株
ディービーエックス	2,300	927.00	2,132,100	貸付株式数	900株
きちりホールディングス	1,700	556.00	945,200	貸付株式数	400株
アークランドサービスHD	4,900	1,474.00	7,222,600	貸付株式数	1,800株
J. フロントリテイリング	79,300	940.00	74,542,000	貸付株式数	30,200株
ドトール・日レスHD	10,700	1,668.00	17,847,600	貸付株式数	4,000株
マツモトキヨシHLDGS	27,500	3,740.00	102,850,000	貸付株式数	10,400株
ブロンコビリー	3,400	2,166.00	7,364,400	貸付株式数	1,200株
ZOZO	45,600	1,394.00	63,566,400	貸付株式数	16,600株
トレジャー・ファクトリー	2,000	609.00	1,218,000	貸付株式数	700株
物語コーポレーション	1,800	6,380.00	11,484,000	貸付株式数	600株 (100株)
ココカラファイン	6,900	5,200.00	35,880,000		
三越伊勢丹HD	115,800	657.00	76,080,600		
東洋紡	26,100	1,137.00	29,675,700		
ユニチカ	19,800	270.00	5,346,000	貸付株式数	7,400株

富士紡ホールディングス	3,100	2,862.00	8,872,200		
日清紡ホールディングス	45,000	698.00	31,410,000	貸付株式数	17,000株
倉敷紡績	6,400	2,416.00	15,462,400	貸付株式数	2,500株
ダイワボウHD	5,700	5,130.00	29,241,000		
シキボウ	4,000	1,104.00	4,416,000	貸付株式数	1,300株
日東紡績	10,000	4,660.00	46,600,000	貸付株式数	3,800株
トヨタ紡織	19,600	1,306.00	25,597,600		
マクニカ・富士エレHLDGS	15,800	1,385.00	21,883,000		
Hamee	2,400	990.00	2,376,000	貸付株式数	800株
ラクト・ジャパン	2,500	3,050.00	7,625,000	貸付株式数	1,000株 (500株)
ウエルシアHD	19,700	7,080.00	139,476,000	貸付株式数	7,500株
クリエイトSDH	11,300	2,650.00	29,945,000	貸付株式数	3,600株
バイタルKSKHD	12,500	1,120.00	14,000,000		
八洲電機	4,900	842.00	4,125,800	貸付株式数	100株
メディアスホールディングス	3,600	782.00	2,815,200		
レスターホールディングス	7,000	1,537.00	10,759,000	貸付株式数	2,600株
ジューテックHD	1,700	1,058.00	1,798,600	貸付株式数	600株
丸善CHI HD	8,000	372.00	2,976,000	貸付株式数	2,800株
大光	2,800	571.00	1,598,800	貸付株式数	1,000株 (1,000株)
OCHIホールディングス	1,900	1,500.00	2,850,000	貸付株式数	700株
TOKAIホールディングス	35,200	945.00	33,264,000	貸付株式数	1,400株
黒谷	1,600	331.00	529,600	貸付株式数	400株
ミサワ	1,600	384.00	614,400	貸付株式数	500株 (500株)
ティーライフ	900	908.00	817,200		
Cominix	1,000	731.00	731,000	貸付株式数	400株
エー・ピーカンパニー	1,500	514.00	771,000	貸付株式数	300株
三洋貿易	6,600	869.00	5,735,400		
チムニー	1,900	1,841.00	3,497,900	貸付株式数	700株
シュッピン	4,600	672.00	3,091,200		
ビューティガレージ	1,100	1,273.00	1,400,300	貸付株式数	300株
ウイン・パートナーズ	4,700	952.00	4,474,400	貸付株式数	1,600株
ネクステージ	9,500	685.00	6,507,500	貸付株式数	3,600株
ジョイフル本田	19,600	1,192.00	23,363,200	貸付株式数	7,400株
鳥貴族	2,300	1,694.00	3,896,200	貸付株式数	900株
麒麟堂ホールディングス	2,600	1,657.00	4,308,200	貸付株式数	1,000株
ホットランド	4,500	935.00	4,207,500	貸付株式数	1,500株
すかいらくHD	74,500	1,677.00	124,936,500	貸付株式数	28,200株 (2,800株)
SFPホールディングス	2,800	1,481.00	4,146,800		
綿半ホールディングス	2,400	1,485.00	3,564,000	貸付株式数	900株
日本毛織	21,400	889.00	19,024,600	貸付株式数	8,100株
ダイトウボウ	12,100	161.00	1,948,100	貸付株式数	4,100株
トーア紡コーポレーション	2,600	437.00	1,136,200	貸付株式数	900株
ダイドーリミテッド	9,700	217.00	2,104,900	貸付株式数	2,900株
ヨシックス	1,100	1,984.00	2,182,400	貸付株式数	300株
ユナイテッド・スーパーマー	19,200	944.00	18,124,800	貸付株式数	7,400株



ケ				
三栄建築設計	3,000	1,197.00	3,591,000	貸付株式数 300株
野村不動産HLDGS	39,900	1,760.00	70,224,000	
三重交通グループHD	13,300	550.00	7,315,000	貸付株式数 5,100株
サムティ	9,500	1,213.00	11,523,500	
エー・ディー・ワークス	166,200	20.00	3,324,000	
日本商業開発	4,700	1,501.00	7,054,700	貸付株式数 1,600株
プレサンスコーポレーション	11,200	1,007.00	11,278,400	貸付株式数 4,100株
ユニゾホールディングス	9,800	5,980.00	58,604,000	貸付株式数 3,600株
日本管理センター	4,700	1,098.00	5,160,600	貸付株式数 1,700株
サンセイランディック	2,500	646.00	1,615,000	
エストラスト	1,400	511.00	715,400	貸付株式数 300株
フージャースHD	13,900	661.00	9,187,900	貸付株式数 5,100株
オープンハウス	19,100	2,055.00	39,250,500	
東急不動産HD	179,300	540.00	96,822,000	
飯田GHD	54,800	1,484.00	81,323,200	
イーグランド	1,900	626.00	1,189,400	貸付株式数 200株
帝国繊維	7,300	2,038.00	14,877,400	貸付株式数 2,800株
日本コークス工業	55,500	62.00	3,441,000	貸付株式数 17,600株
ゴルフダイジェスト・オン	2,900	497.00	1,441,300	
ミタチ産業	1,900	493.00	936,700	貸付株式数 600株
BEENOS	2,500	796.00	1,990,000	
あさひ	4,800	1,133.00	5,438,400	貸付株式数 1,700株
日本調剤	2,000	3,280.00	6,560,000	
コスモス薬品	2,900	23,970.00	69,513,000	貸付株式数 1,100株
シップヘルスケアHD	10,600	4,335.00	45,951,000	
トーエル	3,100	734.00	2,275,400	貸付株式数 100株
ソフトクリエイトHD	2,900	1,691.00	4,903,900	貸付株式数 900株
オンリー	1,100	620.00	682,000	
セブン&アイ・HLDGS	260,000	3,577.00	930,020,000	貸付株式数 99,000株
クリエイト・レストランツ・ホール	35,600	705.00	25,098,000	貸付株式数 13,600株
明治電機工業	2,100	1,331.00	2,795,100	貸付株式数 700株
ツルハホールディングス	14,400	13,380.00	192,672,000	貸付株式数 5,600株
デリカフーズHLDGS	2,200	666.00	1,465,200	貸付株式数 200株
スターティアホールディングス	1,700	464.00	788,800	貸付株式数 500株
サンマルクホールディングス	5,200	1,876.00	9,755,200	
フェリシモ	1,400	966.00	1,352,400	貸付株式数 400株
トリドールホールディングス	8,200	2,349.00	19,261,800	貸付株式数 3,100株 (800株)
帝人	54,000	1,759.00	94,986,000	貸付株式数 4,900株
東レ	478,600	474.30	226,999,980	
クラレ	104,000	1,047.00	108,888,000	貸付株式数 39,600株
旭化成	438,200	758.40	332,330,880	
サカイオーベックス	1,700	1,831.00	3,112,700	
TOKYO BASE	6,000	245.00	1,470,000	貸付株式数 100株
稲葉製作所	3,600	1,248.00	4,492,800	
宮地エンジニアリングG	1,900	1,665.00	3,163,500	貸付株式数 700株
トーカロ	18,500	938.00	17,353,000	

アルファCO	2,200	978.00	2,151,600	貸付株式数	800株
SUMCO	79,800	1,371.00	109,405,800	貸付株式数	30,700株
川田テクノロジーズ	1,400	5,510.00	7,714,000		
RS TECHNOLOGIES	1,900	2,095.00	3,980,500		
信和	2,800	792.00	2,217,600		
ビーロッド	1,700	1,208.00	2,053,600	貸付株式数	600株
ファーストブラザーズ	1,500	662.00	993,000	貸付株式数	100株
ハウズドゥ	3,600	681.00	2,451,600	貸付株式数	1,200株 (600株)
シーアールイー	2,300	1,065.00	2,449,500	貸付株式数	100株
プロパティエージェント	1,300	847.00	1,101,100		
ケイアイスター不動産	2,400	1,214.00	2,913,600		
アグレ都市デザイン	2,200	486.00	1,069,200	貸付株式数	400株
ジェイ・エス・ビー	800	4,115.00	3,292,000		
テンポイノベーション	1,700	684.00	1,162,800	貸付株式数	500株
グローバルリンクマネジメント	1,400	567.00	793,800	貸付株式数	400株
住江織物	1,900	1,576.00	2,994,400	貸付株式数	600株
日本フェルト	3,300	473.00	1,560,900	貸付株式数	1,000株
イチカワ	900	1,348.00	1,213,200	貸付株式数	100株
エコナックホールディングス	13,500	89.00	1,201,500		
日東製網	800	1,311.00	1,048,800	貸付株式数	100株
芦森工業	1,300	980.00	1,274,000	貸付株式数	500株
アツギ	5,900	648.00	3,823,200		
ウイルプラスHLDGS	1,100	498.00	547,800	貸付株式数	300株
JMホールディングス	3,300	2,044.00	6,745,200		
コマダホールディングス	14,400	1,640.00	23,616,000	貸付株式数	5,400株
サツドラホールディングス	900	1,875.00	1,687,500	貸付株式数	300株
アレンザホールディングス	3,300	674.00	2,224,200	貸付株式数	900株 (300株)
串カツ田中HLDGS	1,100	1,286.00	1,414,600	貸付株式数	300株
パロックジャパン	4,500	640.00	2,880,000	貸付株式数	1,700株
クスリのアオキHLDGS	6,300	8,190.00	51,597,000	貸付株式数	2,500株
ダイニック	2,300	717.00	1,649,100	貸付株式数	400株
共和レザー	3,400	703.00	2,390,200	貸付株式数	500株
力の源HD	3,000	660.00	1,980,000		
スシローグローバルHLDGS	7,300	6,520.00	47,596,000		
LIXILビバ	6,500	1,646.00	10,699,000		
セーレン	16,100	1,287.00	20,720,700		
ソトー	2,300	974.00	2,240,200	貸付株式数	1,000株
東海染工	900	1,126.00	1,013,400	貸付株式数	300株
小松マテーレ	10,700	718.00	7,682,600	貸付株式数	1,700株
ワコールホールディングス	17,300	2,398.00	41,485,400		
ホギメディカル	7,500	3,290.00	24,675,000		
レナウン	22,700	74.00	1,679,800		
クラウドディアHLDGS	1,700	385.00	654,500	貸付株式数	600株
TSIホールディングス	21,900	401.00	8,781,900	貸付株式数	8,500株
マツオカコーポレーション	1,900	1,694.00	3,218,600	貸付株式数	600株
ワールド	9,400	1,636.00	15,378,400		

T I S	22,000	5,030.00	110,660,000		
ネオス	2,800	494.00	1,383,200	貸付株式数	1,000株
電算システム	2,500	1,995.00	4,987,500	貸付株式数	900株
グリー	43,300	395.00	17,103,500	貸付株式数	17,500株
コーエーテクモHD	13,600	2,542.00	34,571,200		
三菱総合研究所	2,800	3,215.00	9,002,000		
ボルテージ	1,900	290.00	551,000	貸付株式数	500株
電算	700	2,168.00	1,517,600	貸付株式数	200株 (100株)
AGS	3,700	794.00	2,937,800		
ファインデックス	5,700	666.00	3,796,200	貸付株式数	2,100株
ブレインパッド	1,700	4,110.00	6,987,000	貸付株式数	500株
KL a b	12,800	640.00	8,192,000	貸付株式数	4,900株
ポールトゥウィン・ピットクル	8,000	733.00	5,864,000	貸付株式数	900株
イーブックイニシアティブ	900	1,146.00	1,031,400	貸付株式数	300株
ネクソン	188,600	1,639.00	309,115,400	貸付株式数	73,400株
アイスタイル	18,400	230.00	4,232,000	貸付株式数	6,500株
エムアップ	1,900	2,001.00	3,801,900	貸付株式数	700株
エイチーム	4,400	595.00	2,618,000	貸付株式数	500株
エニグモ	4,600	779.00	3,583,400	貸付株式数	1,700株
テクノスジャパン	5,400	339.00	1,830,600		
e n i s h	3,200	386.00	1,235,200	貸付株式数	1,000株
コプロラ	21,600	795.00	17,172,000	貸付株式数	8,200株 (4,500株)
オルトプラス	4,900	835.00	4,091,500	貸付株式数	1,800株
ブロードリーフ	32,500	462.00	15,015,000	貸付株式数	12,400株
クロス・マーケティングG	3,200	251.00	803,200	貸付株式数	1,100株
デジタルハーツHLDGS	3,700	680.00	2,516,000	貸付株式数	1,300株 (1,300株)
システム情報	3,600	587.00	2,113,200	貸付株式数	1,200株
メディアドゥHLDGS	2,000	2,835.00	5,670,000	貸付株式数	800株
じげん	16,500	260.00	4,290,000	貸付株式数	6,200株
ブイキューブ	4,200	900.00	3,780,000	貸付株式数	1,600株
エンカレッジ・テクノロジー	1,300	612.00	795,600	貸付株式数	100株
サイバーリンクス	1,200	913.00	1,095,600		
ディー・エル・イー	4,300	112.00	481,600		
フィックスターズ	7,100	984.00	6,986,400	貸付株式数	2,600株
CARTA HOLDING S	3,100	786.00	2,436,600		
オブティム	1,700	3,760.00	6,392,000		
セレス	2,300	649.00	1,492,700	貸付株式数	800株
特種東海製紙	4,200	3,600.00	15,120,000		
ティーガイア	5,900	2,060.00	12,154,000		
セック	1,000	2,657.00	2,657,000	貸付株式数	300株
日本アジアグループ	7,600	254.00	1,930,400	貸付株式数	2,100株
テクマトリックス	4,700	2,066.00	9,710,200		
プロシップ	1,900	1,084.00	2,059,600	貸付株式数	700株
ガンホー・オンライン・エンター	15,900	1,507.00	23,961,300	貸付株式数	6,100株

GMOペイメントゲートウェイ	10,900	7,430.00	80,987,000	貸付株式数	4,100株
ザッパラス	3,500	299.00	1,046,500	貸付株式数	1,300株
システムリサーチ	1,800	1,405.00	2,529,000		
インターネットイニシアティブ	9,800	3,190.00	31,262,000		
さくらインターネット	6,900	440.00	3,036,000		
ヴィンクス	1,900	690.00	1,311,000	貸付株式数	700株 (100株)
GMOクラウド	1,200	1,650.00	1,980,000	貸付株式数	400株 (400株)
SRAホールディングス	3,400	2,155.00	7,327,000		
システムインテグレータ	2,300	569.00	1,308,700		
朝日ネット	4,500	673.00	3,028,500		
eBASE	4,000	1,501.00	6,004,000		
アバント	4,800	815.00	3,912,000	貸付株式数	1,800株 (1,800株)
アドソル日進	2,400	2,153.00	5,167,200	貸付株式数	900株
フリービット	3,800	590.00	2,242,000	貸付株式数	1,300株
コムチュア	7,300	2,035.00	14,855,500	貸付株式数	2,800株
サイバーコム	1,200	1,477.00	1,772,400	貸付株式数	400株
アステリア	4,400	311.00	1,368,400	貸付株式数	1,500株
アイル	2,400	1,299.00	3,117,600	貸付株式数	900株
王子ホールディングス	276,200	565.00	156,053,000		
日本製紙	29,000	1,562.00	45,298,000	貸付株式数	11,100株
三菱製紙	7,400	355.00	2,627,000	貸付株式数	2,400株
北越コーポレーション	43,500	394.00	17,139,000		
中越パルプ	2,700	1,356.00	3,661,200		
巴川製紙	2,100	656.00	1,377,600		
大王製紙	28,900	1,477.00	42,685,300	貸付株式数	200株
阿波製紙	2,000	433.00	866,000	貸付株式数	600株
マークラインズ	3,300	1,542.00	5,088,600		
メディカル・データ・ビジ	5,100	618.00	3,151,800	貸付株式数	1,900株
gumi	8,600	588.00	5,056,800	貸付株式数	3,200株
ショーケース	1,600	426.00	681,600	貸付株式数	600株
モバイルファクトリー	1,600	1,029.00	1,646,400	貸付株式数	600株
テラスカイ	2,400	2,366.00	5,678,400		
デジタル・インフォメーション	2,900	1,115.00	3,233,500		
PCIホールディングス	1,400	1,748.00	2,447,200	貸付株式数	500株
パイプドHD	900	1,080.00	972,000	貸付株式数	300株 (200株)
アイビシー	1,400	779.00	1,090,600	貸付株式数	400株
ネオジャパン	1,200	868.00	1,041,600	貸付株式数	400株
PR TIMES	600	1,766.00	1,059,600	貸付株式数	100株
ランドコンピュータ	1,000	1,029.00	1,029,000	貸付株式数	400株
ダブルスタンダード	900	3,335.00	3,001,500	貸付株式数	200株
オープンドア	3,400	813.00	2,764,200	貸付株式数	1,200株
マイネット	2,100	664.00	1,394,400	貸付株式数	800株 (800株)

アカツキ	2,300	3,420.00	7,866,000	貸付株式数	100株 (100株)
ベネフィットジャパン	500	1,324.00	662,000	貸付株式数	200株
UBI COMホールディングス	1,600	1,366.00	2,185,600	貸付株式数	500株
LINE	15,100	5,080.00	76,708,000	貸付株式数	5,700株
カナミックネットワーク	4,300	490.00	2,107,000		
ノムラシステムコーポレーション	1,800	337.00	606,600	貸付株式数	500株
レンゴー	62,300	830.00	51,709,000		
トーモク	4,000	1,498.00	5,992,000	貸付株式数	1,400株
ザ・パック	5,000	3,465.00	17,325,000	貸付株式数	1,900株
チェンジ	1,400	2,833.00	3,966,200	貸付株式数	100株
シンクロ・フード	2,700	204.00	550,800		
オークネット	4,000	1,194.00	4,776,000	貸付株式数	1,500株
セグエグループ	1,300	547.00	711,100		
エイトレッド	900	1,278.00	1,150,200	貸付株式数	300株
AOI TYO HOLDINGS	6,700	444.00	2,974,800	貸付株式数	2,500株
マクロミル	13,400	636.00	8,522,400	貸付株式数	4,500株
ビーグリー	1,300	1,123.00	1,459,900	貸付株式数	400株
オロ	1,800	2,634.00	4,741,200	貸付株式数	600株
テモナ	900	545.00	490,500	貸付株式数	300株
ニーズウェル	1,000	495.00	495,000	貸付株式数	300株
サインポスト	1,100	1,269.00	1,395,900	貸付株式数	300株
昭和電工	47,000	2,247.00	105,609,000	貸付株式数	18,100株
住友化学	486,200	319.00	155,097,800		
住友精化	2,900	2,665.00	7,728,500	貸付株式数	100株
日産化学	36,900	3,710.00	136,899,000		
ラサ工業	2,300	1,275.00	2,932,500		
クレハ	5,700	4,365.00	24,880,500	貸付株式数	1,500株
多木化学	1,900	3,550.00	6,745,000	貸付株式数	700株
テイカ	4,800	1,460.00	7,008,000		
石原産業	11,700	552.00	6,458,400		
片倉コープアグリ	1,700	1,050.00	1,785,000		
日本曹達	9,800	2,642.00	25,891,600		
東ソー	102,300	1,176.00	120,304,800		
トクヤマ	19,000	2,051.00	38,969,000		
セントラル硝子	13,600	1,927.00	26,207,200		
東亜合成	41,600	913.00	37,980,800	貸付株式数	15,900株
大阪ソーダ	6,700	2,618.00	17,540,600	貸付株式数	500株
関東電化	15,500	755.00	11,702,500		
デンカ	24,200	2,291.00	55,442,200		
イビデン	41,300	2,180.00	90,034,000		
信越化学	113,500	10,230.00	1,161,105,000		
日本カーバイド	2,200	1,034.00	2,274,800		
堺化学	4,200	1,766.00	7,417,200		
第一稀元素化学工	6,900	795.00	5,485,500	貸付株式数	2,700株
エア・ウォーター	61,400	1,369.00	84,056,600		
大陽日酸	63,500	1,579.00	100,266,500		

日本化学工業	2,100	2,205.00	4,630,500		
東邦アセチレン	900	1,253.00	1,127,700		
日本パーカライズジング	33,400	1,145.00	38,243,000		
高压ガス	10,400	758.00	7,883,200	貸付株式数	4,000株
チタン工業	900	1,646.00	1,481,400	貸付株式数	300株
四国化成	10,200	1,031.00	10,516,200		
戸田工業	1,500	1,251.00	1,876,500	貸付株式数	500株
ステラ ケミファ	3,600	2,511.00	9,039,600		
保土谷化学	2,500	2,885.00	7,212,500		
日本触媒	10,300	5,020.00	51,706,000		
大日精化	5,800	2,243.00	13,009,400	貸付株式数	600株
カネカ	17,200	2,577.00	44,324,400		
協和キリン	67,800	2,303.00	156,143,400	貸付株式数	25,800株
三菱瓦斯化学	61,600	1,178.00	72,564,800		
三井化学	60,100	2,073.00	124,587,300		
J S R	61,600	1,811.00	111,557,600		
東京応化工業	11,300	3,940.00	44,522,000	貸付株式数	4,300株
大阪有機化学	6,100	1,455.00	8,875,500	貸付株式数	2,300株
三菱ケミカルHLDGS	441,900	655.70	289,753,830		
KHネオケム	11,600	1,478.00	17,144,800	貸付株式数	4,400株
ダイセル	90,500	787.00	71,223,500		
住友ベークライト	10,400	2,355.00	24,492,000		
積水化学	142,300	1,424.00	202,635,200		
日本ゼオン	59,900	792.00	47,440,800		
アイカ工業	19,800	2,951.00	58,429,800		
宇部興産	33,600	1,675.00	56,280,000		
積水樹脂	12,000	2,161.00	25,932,000		
タキロンシーアイ	14,400	624.00	8,985,600		
旭有機材	3,700	1,367.00	5,057,900		
日立化成	30,500	4,590.00	139,995,000		
ニチバン	3,400	1,515.00	5,151,000		
リケンテクノス	16,500	376.00	6,204,000		
大倉工業	3,000	1,522.00	4,566,000	貸付株式数	1,100株
積水化成成品	8,700	564.00	4,906,800	貸付株式数	2,300株
群栄化学	1,500	2,400.00	3,600,000		
タイガース ポリマー	3,400	457.00	1,553,800		
ミライアル	2,300	875.00	2,012,500	貸付株式数	800株
ダイキアクシス	2,400	772.00	1,852,800	貸付株式数	200株
ダイキョーニシカラ	14,100	511.00	7,205,100		
竹本容器	2,300	640.00	1,472,000	貸付株式数	800株
森六ホールディングス	3,600	1,528.00	5,500,800		
日本化薬	40,900	990.00	40,491,000		
カーリットホールディングス	6,800	470.00	3,196,000	貸付株式数	2,700株
E P Sホールディングス	9,600	1,073.00	10,300,800		
ソルクシーズ	3,000	533.00	1,599,000		
レッグス	1,700	784.00	1,332,800		
プレステージ・インター	24,000	829.00	19,896,000	貸付株式数	9,100株
フェイス	2,300	550.00	1,265,000		
プロトコーポレーション	6,000	847.00	5,082,000		
ハイマックス	800	1,860.00	1,488,000	貸付株式数	300株

アミューズ	3,400	2,261.00	7,687,400		
野村総合研究所	93,800	2,291.00	214,895,800		
ドリームインキュベータ	1,900	906.00	1,721,400	貸付株式数	700株
サイバネットシステム	5,100	556.00	2,835,600	貸付株式数	300株
クイック	3,900	1,013.00	3,950,700		
TAC	4,400	166.00	730,400	貸付株式数	1,600株
CEホールディングス	4,100	402.00	1,648,200	貸付株式数	700株
ケネディクス	59,400	400.00	23,760,000	貸付株式数	23,600株
日本システム技術	1,200	972.00	1,166,400		
電通グループ	66,400	2,223.00	147,607,200	貸付株式数	25,300株
インテージホールディングス	8,000	796.00	6,368,000		
テイクアンドギヴニーズ	2,400	572.00	1,372,800	貸付株式数	900株
東邦システムサイエンス	1,700	893.00	1,518,100	貸付株式数	600株
ぴあ	1,800	2,814.00	5,065,200	貸付株式数	700株
イオンファンタジー	2,400	1,527.00	3,664,800	貸付株式数	900株
ソースネクスト	31,600	285.00	9,006,000	貸付株式数	11,900株
シーティーエス	7,400	515.00	3,811,000		
ネクシィーズグループ	2,400	996.00	2,390,400	貸付株式数	800株
インフォコム	7,200	2,308.00	16,617,600		
メディカルシステムネットワ ーク	6,300	401.00	2,526,300		
日本精化	5,400	1,456.00	7,862,400	貸付株式数	2,000株
扶桑化学工業	6,700	2,970.00	19,899,000		
トリケミカル	1,500	7,420.00	11,130,000	貸付株式数	500株
ラクスル	3,500	2,373.00	8,305,500	貸付株式数	1,300株
F I G	7,700	225.00	1,732,500	貸付株式数	2,700株
ADEKA	30,600	1,299.00	39,749,400		
日油	24,900	3,430.00	85,407,000		
ミヨシ油脂	2,500	995.00	2,487,500	貸付株式数	1,000株
新日本理化	10,800	159.00	1,717,200		
ハリマ化成グループ	5,400	1,125.00	6,075,000	貸付株式数	1,800株
アルテリア・ネットワークス	7,300	1,723.00	12,577,900		
ヒト・コミュニケーションズ HD	1,600	677.00	1,083,200	貸付株式数	500株
花 王	161,600	8,637.00	1,395,739,200	貸付株式数	61,500株
第一工業製薬	2,400	3,755.00	9,012,000	貸付株式数	900株
石原ケミカル	1,700	1,849.00	3,143,300	貸付株式数	600株
日華化学	2,100	766.00	1,608,600	貸付株式数	800株
ニイタカ	1,100	2,580.00	2,838,000	貸付株式数	300株
三洋化成	3,900	3,950.00	15,405,000		
武田薬品	561,400	3,233.00	1,815,006,200		
アステラス製薬	593,600	1,595.50	947,088,800		
大日本住友製薬	50,000	1,381.00	69,050,000		
塩野義製薬	86,300	4,914.00	424,078,200		
わかもと製薬	8,500	244.00	2,074,000	貸付株式数	3,200株
あすか製薬	7,600	1,119.00	8,504,400	貸付株式数	2,400株
日本新薬	17,700	8,240.00	145,848,000		
ビオフェルミン製薬	1,000	2,355.00	2,355,000		
中外製薬	70,400	11,275.00	793,760,000	貸付株式数	26,800株
科研製薬	11,600	4,805.00	55,738,000		

エーザイ	80,800	7,399.00	597,839,200		
理研ビタミン	3,300	4,320.00	14,256,000		
ロート製薬	34,600	3,225.00	111,585,000		
小野薬品	155,000	2,275.50	352,702,500		
久光製薬	17,900	5,170.00	92,543,000	貸付株式数	6,700株
有機合成薬品	5,900	252.00	1,486,800	貸付株式数	1,600株
持田製薬	9,400	4,390.00	41,266,000		
参天製薬	125,700	1,852.00	232,796,400		
扶桑薬品	2,300	2,064.00	4,747,200	貸付株式数	900株
日本ケミファ	900	2,208.00	1,987,200	貸付株式数	300株
ツムラ	20,900	2,727.00	56,994,300		
日医工	18,900	1,362.00	25,741,800	貸付株式数	7,200株
テルモ	191,000	3,312.00	632,592,000		
みらかホールディングス	18,000	2,307.00	41,526,000		
キッセイ薬品工業	12,000	2,576.00	30,912,000		
生化学工業	13,000	1,094.00	14,222,000		
栄研化学	11,800	1,817.00	21,440,600	貸付株式数	4,500株
日水製薬	2,700	1,253.00	3,383,100	貸付株式数	1,000株
鳥居薬品	4,200	2,481.00	10,420,200	貸付株式数	1,600株
JCRファーマ	4,700	8,950.00	42,065,000		
東和薬品	8,600	2,241.00	19,272,600		
富士製薬工業	4,600	1,138.00	5,234,800	貸付株式数	1,700株
沢井製薬	13,900	5,540.00	77,006,000	貸付株式数	2,500株
ゼリア新薬工業	12,200	2,074.00	25,302,800		
第一三共	193,100	7,110.00	1,372,941,000		
キョーリン製薬HD	14,700	1,962.00	28,841,400		
大幸薬品	2,700	4,690.00	12,663,000	貸付株式数	1,000株
ダイト	4,000	2,886.00	11,544,000	貸付株式数	1,500株
大塚ホールディングス	128,600	3,785.00	486,751,000	貸付株式数	48,900株
大正製薬HD	14,300	6,570.00	93,951,000		
ペプチドリーム	34,100	3,910.00	133,331,000	貸付株式数	13,100株
大日本塗料	7,400	800.00	5,920,000	貸付株式数	2,800株
日本ペイントHOLD	54,500	5,510.00	300,295,000	貸付株式数	21,000株
関西ペイント	74,200	2,034.00	150,922,800		
神東塗料	8,200	149.00	1,221,800		
中国塗料	18,600	847.00	15,754,200		
日本特殊塗料	4,800	783.00	3,758,400		
藤倉化成	8,500	500.00	4,250,000		
太陽ホールディングス	4,900	4,100.00	20,090,000		
DIC	27,900	2,232.00	62,272,800	貸付株式数	10,700株
サカタインクス	14,400	866.00	12,470,400	貸付株式数	5,500株
東洋インキSCホールディング	14,100	2,013.00	28,383,300	貸付株式数	5,300株
T&K TOKA	4,800	738.00	3,542,400	貸付株式数	1,900株
アルプス技研	5,700	1,484.00	8,458,800	貸付株式数	1,900株
サニックス	11,400	265.00	3,021,000	貸付株式数	4,300株 (4,200株)
ダイオーズ	1,200	1,056.00	1,267,200		
日本空調サービス	6,600	679.00	4,481,400	貸付株式数	900株
オリエンタルランド	68,600	13,930.00	955,598,000		
フォーカスシステムズ	4,200	717.00	3,011,400	貸付株式数	1,600株



ダスキン	16,500	2,833.00	46,744,500		
パーク24	35,700	1,604.00	57,262,800	貸付株式数	13,900株
明光ネットワークジャパン	7,200	757.00	5,450,400	貸付株式数	2,800株
ファルコホールディングス	3,500	1,837.00	6,429,500	貸付株式数	1,300株
クレスコ	4,000	1,363.00	5,452,000		
フジ・メディア・HD	63,900	1,095.00	69,970,500		
秀英予備校	1,400	430.00	602,000		
田谷	1,200	559.00	670,800	貸付株式数	400株
ラウンドワン	17,900	596.00	10,668,400	貸付株式数	6,800株
リゾートトラスト	29,300	1,104.00	32,347,200		
オービック	22,900	13,530.00	309,837,000		
ジャストシステム	10,700	4,910.00	52,537,000		
TDCソフト	5,900	733.00	4,324,700		
Zホールディングス	908,600	326.00	296,203,600		
ビー・エム・エル	8,200	2,840.00	23,288,000		
ワタベウェディング	1,000	374.00	374,000	貸付株式数	400株
トレンドマイクロ	29,400	4,970.00	146,118,000	貸付株式数	11,200株
りらいあコミュニケーション	11,600	1,024.00	11,878,400		
IDホールディングス	2,500	1,315.00	3,287,500		
リソー教育	29,100	287.00	8,351,700		
日本オラクル	13,400	8,890.00	119,126,000	貸付株式数	5,200株
早稲田アカデミー	2,000	881.00	1,762,000	貸付株式数	800株
アルファシステムズ	2,000	2,930.00	5,860,000	貸付株式数	700株
フューチャー	7,900	1,355.00	10,704,500	貸付株式数	3,000株
CAC HOLDINGS	4,400	929.00	4,087,600		
SBテクノロジー	2,400	2,036.00	4,886,400		
トーセ	1,800	706.00	1,270,800		
ユー・エス・エス	72,200	1,527.00	110,249,400		
オービックビジネスC	6,700	4,310.00	28,877,000		
伊藤忠テクノソリューションズ	30,100	2,942.00	88,554,200		
アイティフォー	8,100	564.00	4,568,400	貸付株式数	3,000株
東京個別指導学院	2,300	438.00	1,007,400	貸付株式数	800株
東計電算	1,000	3,720.00	3,720,000	貸付株式数	400株
サイバーエージェント	37,000	3,735.00	138,195,000	貸付株式数	14,100株
楽天	300,100	822.00	246,682,200	貸付株式数	114,500株
エクスネット	1,100	922.00	1,014,200	貸付株式数	400株
クリーク・アンド・リバー社	3,400	692.00	2,352,800		
デー・オー・ダブリュー	5,400	562.00	3,034,800	貸付株式数	2,000株
大塚商会	35,800	4,260.00	152,508,000	貸付株式数	13,800株
サイボウズ	7,700	1,526.00	11,750,200	貸付株式数	2,900株
ソフトブレイン	4,100	385.00	1,578,500	貸付株式数	1,400株
山田コンサルティングGP	3,200	905.00	2,896,000		
セントラルスポーツ	2,300	2,397.00	5,513,100	貸付株式数	800株
パラカ	1,600	1,649.00	2,638,400	貸付株式数	600株
電通国際情報S	4,100	3,695.00	15,149,500	貸付株式数	1,500株
デジタルガレージ	11,900	3,265.00	38,853,500		
イーエムシステムズ	9,200	907.00	8,344,400	貸付株式数	1,900株
ウェザーニューズ	2,200	3,390.00	7,458,000	貸付株式数	800株
C I J	4,900	760.00	3,724,000	貸付株式数	1,100株
ビジネスエンジニアリング	800	2,420.00	1,936,000	貸付株式数	200株

日本エンタープライズ	7,300	198.00	1,445,400	貸付株式数	2,600株
WOWOW	3,100	2,462.00	7,632,200		
スカラ	4,600	417.00	1,918,200	貸付株式数	1,600株
インテリジェント ウェイブ	3,100	484.00	1,500,400	貸付株式数	900株
フルキャストホールディングス	6,400	1,213.00	7,763,200	貸付株式数	2,400株
エン・ジャパン	11,400	2,120.00	24,168,000		
富士フイルムHLDGS	129,400	4,847.00	627,201,800		
コニカミノルタ	147,500	462.00	68,145,000		
資生堂	134,000	6,219.00	833,346,000	貸付株式数	51,000株
ライオン	87,700	2,155.00	188,993,500	貸付株式数	33,700株
高砂香料	4,200	1,973.00	8,286,600		
マダム	15,100	2,061.00	31,121,100	貸付株式数	5,600株
ミルボン	9,000	5,420.00	48,780,000	貸付株式数	3,400株
ファンケル	27,300	2,473.00	67,512,900		
コーセー	12,700	13,350.00	169,545,000	貸付株式数	4,800株
コタ	3,400	1,434.00	4,875,600		
シーボン	800	2,328.00	1,862,400		
ポーラ・オルビスHD	28,800	1,978.00	56,966,400	貸付株式数	11,000株
ノエビアホールディングス	6,400	5,380.00	34,432,000	貸付株式数	400株
アジュバンコスメジャパン	1,400	944.00	1,321,600	貸付株式数	500株 (100株)
エステー	4,300	1,595.00	6,858,500		
アグロカネショウ	2,100	1,437.00	3,017,700		
コニシ	11,100	1,372.00	15,229,200		
長谷川香料	8,900	1,943.00	17,292,700		
星光PMC	3,800	631.00	2,397,800		
小林製薬	18,900	9,500.00	179,550,000	貸付株式数	7,200株
荒川化学工業	6,000	1,178.00	7,068,000	貸付株式数	2,000株
メック	4,600	1,425.00	6,555,000	貸付株式数	1,800株 (1,500株)
日本高純度化学	1,800	2,431.00	4,375,800	貸付株式数	700株
タカラバイオ	17,600	2,139.00	37,646,400	貸付株式数	5,500株
JCU	8,200	2,230.00	18,286,000		
新田ゼラチン	4,300	565.00	2,429,500	貸付株式数	1,600株
OATアグリオ	1,200	974.00	1,168,800		
デクセリアルズ	17,300	698.00	12,075,400		
アース製薬	5,100	5,510.00	28,101,000	貸付株式数	1,900株
北興化学	6,700	527.00	3,530,900	貸付株式数	2,600株
大成ラミック	2,200	2,534.00	5,574,800	貸付株式数	800株
クミアイ化学	27,900	767.00	21,399,300	貸付株式数	10,800株
日本農薬	11,900	420.00	4,998,000		
富士興産	2,300	390.00	897,000	貸付株式数	300株 (300株)
ニチレキ	8,000	1,402.00	11,216,000		
ユシロ化学	3,600	1,197.00	4,309,200	貸付株式数	1,200株
ビーピー・カストロール	2,300	1,188.00	2,732,400	貸付株式数	900株
富士石油	17,400	197.00	3,427,800		
MORESCO	2,300	829.00	1,906,700	貸付株式数	900株
出光興産	75,900	2,633.00	199,844,700		

JXTGホールディングス	1,015,500	385.00	390,967,500		
コスモエネルギーHLDGS	19,500	1,571.00	30,634,500	貸付株式数	2,500株
横浜ゴム	38,900	1,359.00	52,865,100	貸付株式数	15,000株
TOYO TIRE	38,600	1,211.00	46,744,600	貸付株式数	14,900株
ブリヂストン	194,300	3,253.00	632,057,900	貸付株式数	74,200株
住友ゴム	60,300	1,028.00	61,988,400	貸付株式数	23,200株
藤倉コンポジット	6,200	382.00	2,368,400	貸付株式数	2,300株
オカモト	4,100	3,770.00	15,457,000		
アキレス	4,900	1,499.00	7,345,100	貸付株式数	500株
フコク	3,000	650.00	1,950,000	貸付株式数	1,100株
ニッタ	7,800	2,080.00	16,224,000		
クリエートメディック	2,000	1,088.00	2,176,000	貸付株式数	700株
住友理工	13,300	588.00	7,820,400		
三ツ星ベルト	9,000	1,371.00	12,339,000		
バンドー化学	12,200	650.00	7,930,000		
AGC	66,800	2,608.00	174,214,400	貸付株式数	25,600株
日本板硝子	31,900	361.00	11,515,900	貸付株式数	11,800株
石塚硝子	1,200	1,991.00	2,389,200	貸付株式数	200株
有沢製作所	10,500	806.00	8,463,000	貸付株式数	1,300株
日本山村硝子	2,800	842.00	2,357,600		
日本電気硝子	27,100	1,482.00	40,162,200	貸付株式数	10,300株
オハラ	2,800	878.00	2,458,400	貸付株式数	900株
住友大阪セメント	12,800	3,465.00	44,352,000		
太平洋セメント	42,700	1,974.00	84,289,800		
リソルホールディングス	600	3,795.00	2,277,000	貸付株式数	200株
日本ヒューム	6,500	613.00	3,984,500	貸付株式数	2,400株
日本コンクリート	14,700	262.00	3,851,400		
三谷セキサン	3,200	4,265.00	13,648,000	貸付株式数	1,200株
アジアパイルHD	9,300	413.00	3,840,900		
東海カーボン	70,600	899.00	63,469,400	貸付株式数	25,600株
日本カーボン	3,500	3,120.00	10,920,000	貸付株式数	1,200株
東洋炭素	3,900	1,456.00	5,678,400	貸付株式数	1,500株
ノリタケ	3,800	3,410.00	12,958,000		
TOTO	48,200	3,685.00	177,617,000	貸付株式数	18,300株
日本碍子	82,600	1,501.00	123,982,600		
日本特殊陶業	52,500	1,546.00	81,165,000		
ダントーホールディングス	8,100	72.00	583,200		
MARUWA	2,600	6,280.00	16,328,000		
品川リフラクトリーズ	1,800	2,301.00	4,141,800		
黒崎播磨	1,400	4,440.00	6,216,000		
ヨータイ	5,300	634.00	3,360,200	貸付株式数	2,000株
イソライト	3,400	460.00	1,564,000		
東京窯業	8,200	269.00	2,205,800	貸付株式数	3,300株
ニッカトー	3,000	590.00	1,770,000	貸付株式数	1,000株
フジインコーポレーテッド	6,100	2,581.00	15,744,100		
クニミネ工業	2,800	939.00	2,629,200	貸付株式数	1,000株 (900株)
エーアンドエーマテリアル	1,000	1,159.00	1,159,000		
ニチアス	18,500	2,040.00	37,740,000		
日本製鉄	298,600	955.80	285,401,880	貸付株式数	113,600株

神戸製鋼所	121,500	351.00	42,646,500	貸付株式数	46,000株
中山製鋼所	9,100	402.00	3,658,200		
合同製鐵	3,600	2,189.00	7,880,400		
JFEホールディングス	180,200	761.00	137,132,200	貸付株式数	68,500株
東京製鐵	32,500	668.00	21,710,000		
共英製鋼	7,500	1,314.00	9,855,000		
大和工業	14,200	1,865.00	26,483,000		
東京鐵鋼	2,600	1,101.00	2,862,600	貸付株式数	400株
大阪製鐵	3,500	1,215.00	4,252,500		
淀川製鋼所	9,000	1,853.00	16,677,000		
丸一鋼管	21,700	2,666.00	57,852,200		
モリ工業	2,000	2,274.00	4,548,000		
大同特殊鋼	11,000	3,450.00	37,950,000		
日本高周波	2,400	367.00	880,800		
日本冶金工	5,400	1,613.00	8,710,200		
山陽特殊製鋼	4,700	965.00	4,535,500		
愛知製鋼	3,800	3,190.00	12,122,000		
日立金属	71,800	1,125.00	80,775,000		
日本金属	1,600	631.00	1,009,600	貸付株式数	300株
大平洋金属	4,400	1,592.00	7,004,800	貸付株式数	1,600株
新日本電工	44,800	147.00	6,585,600	貸付株式数	16,300株
栗本鉄工所	3,200	1,881.00	6,019,200		
虹 技	1,000	990.00	990,000	貸付株式数	300株
日本鑄鉄管	800	1,287.00	1,029,600		
日本製鋼所	20,300	1,256.00	25,496,800		
三菱製鋼	5,100	819.00	4,176,900		
日亜鋼業	9,500	291.00	2,764,500		
日本精線	1,100	3,270.00	3,597,000	貸付株式数	400株
エンビプロHD	3,000	523.00	1,569,000		
大紀アルミニウム	11,100	565.00	6,271,500	貸付株式数	300株
日本軽金属HD	169,300	174.00	29,458,200		
三井金属	17,900	1,856.00	33,222,400		
東邦亜鉛	3,500	1,232.00	4,312,000		
三菱マテリアル	44,200	2,216.00	97,947,200		
住友鋳山	85,300	2,328.50	198,621,050		
DOWAホールディングス	16,900	2,879.00	48,655,100		
古河機金	11,800	1,123.00	13,251,400		
エス・サイエンス	37,600	34.00	1,278,400	貸付株式数	5,800株
大阪チタニウム	6,800	955.00	6,494,000	貸付株式数	2,600株
東邦チタニウム	11,800	655.00	7,729,000		
UACJ	10,100	1,612.00	16,281,200		
CKサンエツ	1,400	2,770.00	3,878,000	貸付株式数	500株
古河電工	20,700	1,957.00	40,509,900		
住友電工	249,600	1,116.50	278,678,400		
フジクラ	80,300	295.00	23,688,500		
昭和電線HLDGS	7,700	1,051.00	8,092,700		
東京特殊電線	1,000	2,629.00	2,629,000	貸付株式数	400株
タツタ電線	13,100	468.00	6,130,800		
カナレ電気	1,000	1,506.00	1,506,000	貸付株式数	400株
平河ヒューテック	2,400	887.00	2,128,800	貸付株式数	900株

リョービ	8,000	1,241.00	9,928,000	貸付株式数	3,100株
アーレステイ	8,900	365.00	3,248,500		
アサヒHD	11,600	2,346.00	27,213,600		
東洋製罐グループHD	42,500	1,256.00	53,380,000		
ホッカンホールディングス	3,700	1,743.00	6,449,100		
コロナ	3,700	959.00	3,548,300		
横河ブリッジHLDGS	12,400	1,864.00	23,113,600	貸付株式数	4,700株
OSJB HD	32,800	241.00	7,904,800		
駒井ハルテック	1,200	1,485.00	1,782,000	貸付株式数	400株
高田機工	500	2,349.00	1,174,500	貸付株式数	200株
三和ホールディングス	64,100	793.00	50,831,300		
文化シャッター	19,700	816.00	16,075,200		
三協立山	8,900	1,009.00	8,980,100	貸付株式数	3,600株
アルインコ	4,900	917.00	4,493,300	貸付株式数	1,800株
東洋シャッター	1,700	618.00	1,050,600		
LIXILグループ	98,400	1,296.00	127,526,400		
日本ファイルコン	4,900	450.00	2,205,000	貸付株式数	1,900株
ノーリツ	13,700	1,144.00	15,672,800	貸付株式数	5,200株
長府製作所	6,700	2,467.00	16,528,900	貸付株式数	2,500株
リンナイ	13,000	7,400.00	96,200,000		
ユニプレス	12,900	992.00	12,796,800	貸付株式数	700株
ダイニチ工業	3,500	627.00	2,194,500	貸付株式数	200株
日東精工	9,000	491.00	4,419,000	貸付株式数	3,400株
三洋工業	800	1,700.00	1,360,000		
岡部	13,400	720.00	9,648,000	貸付株式数	5,100株
ジーテクト	8,200	1,067.00	8,749,400	貸付株式数	3,100株
東プレ	12,400	1,199.00	14,867,600		
高周波熱錬	12,800	683.00	8,742,400		
東京製綱	4,700	597.00	2,805,900		
サンコール	3,600	434.00	1,562,400		
モリテックスチル	5,600	275.00	1,540,000	貸付株式数	2,000株
パイオラックス	9,700	1,518.00	14,724,600	貸付株式数	3,700株
エイチワン	6,600	532.00	3,511,200	貸付株式数	2,400株
日本発条	71,500	717.00	51,265,500		
中央発條	800	2,498.00	1,998,400		
アドバネクス	900	1,381.00	1,242,900	貸付株式数	300株
三浦工業	28,900	3,705.00	107,074,500		
タクマ	22,600	1,169.00	26,419,400		
テクノプロ・ホールディング	12,800	5,230.00	66,944,000	貸付株式数	4,900株
アトラ	1,700	203.00	345,100	貸付株式数	500株
インターワークス	1,600	468.00	748,800		
アイ・アールジャパンHD	2,600	5,630.00	14,638,000	貸付株式数	1,000株 (1,000株)
Keeper 技研	2,400	1,300.00	3,120,000	貸付株式数	900株
ファーストロジック	1,400	581.00	813,400	貸付株式数	500株
三機サービス	1,400	929.00	1,300,600		
Gunosy	4,300	901.00	3,874,300	貸付株式数	1,700株
デザインワン・ジャパン	1,300	173.00	224,900		
イー・ガーディアン	3,200	1,438.00	4,601,600		
リブセンス	4,500	245.00	1,102,500	貸付株式数	1,300株

ジャパンマテリアル	19,800	1,321.00	26,155,800	貸付株式数	7,500株
ベクトル	8,200	688.00	5,641,600	貸付株式数	3,000株
ウチヤマホールディングス	3,200	345.00	1,104,000	貸付株式数	1,200株
チャームケアコーポレーション	5,500	758.00	4,169,000	貸付株式数	1,600株 (200株)
ライクキッズ	1,500	486.00	729,000		
キャリアリンク	2,400	357.00	856,800	貸付株式数	800株
I B J	4,500	521.00	2,344,500		
アサンテ	2,400	1,549.00	3,717,600	貸付株式数	900株
N・フィールド	4,300	363.00	1,560,900		
バリューHR	1,300	2,592.00	3,369,600	貸付株式数	400株
M&Aキャピタルパートナー	4,500	2,342.00	10,539,000	貸付株式数	800株
ライドオンエクスプレスHD	2,400	1,234.00	2,961,600	貸付株式数	900株 (900株)
ERIホールディングス	1,800	590.00	1,062,000	貸付株式数	700株
アビスト	900	2,009.00	1,808,100	貸付株式数	300株 (300株)
シグマクシス	4,400	1,215.00	5,346,000		
ウィルグループ	4,300	593.00	2,549,900	貸付株式数	1,600株
エスクローA J	9,100	149.00	1,355,900	貸付株式数	3,400株
リクルートホールディングス	461,900	2,911.50	1,344,821,850		
エラン	3,800	1,292.00	4,909,600	貸付株式数	800株
ツガミ	13,700	732.00	10,028,400	貸付株式数	5,200株
オークマ	7,800	3,505.00	27,339,000		
東芝機械	7,500	2,300.00	17,250,000		
アマダホールディングス	85,000	876.00	74,460,000		
アイダエンジニア	17,700	697.00	12,336,900		
滝澤鉄工所	2,000	1,100.00	2,200,000		
F U J I	28,700	1,645.00	47,211,500		
牧野フライス	7,800	2,852.00	22,245,600		
オーエスジー	31,000	1,514.00	46,934,000	貸付株式数	12,000株
ダイジェット	700	1,197.00	837,900		
旭ダイヤモンド	17,400	469.00	8,160,600		
DMG森精機	42,200	925.00	39,035,000	貸付株式数	16,200株
ソディック	15,600	645.00	10,062,000	貸付株式数	1,300株
ディスコ	9,000	21,220.00	190,980,000		
日東工器	3,700	1,737.00	6,426,900	貸付株式数	300株
日進工具	1,900	2,447.00	4,649,300	貸付株式数	700株
パンチ工業	5,900	424.00	2,501,600	貸付株式数	2,300株
富士ダイス	2,800	613.00	1,716,400	貸付株式数	1,100株
土木管理総合試験	3,200	328.00	1,049,600	貸付株式数	400株
ネットマーケティング	2,300	577.00	1,327,100	貸付株式数	800株
日本郵政	528,800	868.20	459,104,160		
ベルシシステム24HLDGS	10,700	1,089.00	11,652,300	貸付株式数	4,100株
鎌倉新書	4,900	1,074.00	5,262,600	貸付株式数	1,800株 (1,600株)
SMN	1,000	625.00	625,000	貸付株式数	300株
一蔵	700	491.00	343,700	貸付株式数	200株
L I T A L I C O	2,200	1,981.00	4,358,200	貸付株式数	800株
グローバルキッズCOMP	900	519.00	467,100	貸付株式数	300株

エアトリ	2,800	770.00	2,156,000	貸付株式数	1,100株
アトラエ	1,700	2,460.00	4,182,000	貸付株式数	600株
ストライク	2,400	3,265.00	7,836,000	貸付株式数	900株
ソラスト	17,700	1,011.00	17,894,700		
セラク	2,200	617.00	1,357,400	貸付株式数	700株
インソース	3,200	2,311.00	7,395,200	貸付株式数	1,100株 (900株)
豊田自動織機	54,700	5,230.00	286,081,000		
豊和工業	4,000	625.00	2,500,000	貸付株式数	300株
OKK	3,300	455.00	1,501,500		
石川製作所	1,700	1,222.00	2,077,400	貸付株式数	600株 (200株)
東洋機械金属	4,300	418.00	1,797,400	貸付株式数	1,600株
津田駒工業	1,400	812.00	1,136,800	貸付株式数	400株
エンシュウ	1,500	932.00	1,398,000	貸付株式数	600株
島精機製作所	10,700	1,489.00	15,932,300		
オプトラン	7,400	2,385.00	17,649,000	貸付株式数	2,800株
NCホールディングス	2,000	534.00	1,068,000	貸付株式数	800株
イワキポンプ	3,100	882.00	2,734,200	貸付株式数	200株
フリー	6,400	859.00	5,497,600	貸付株式数	2,400株
ヤマシンフィルタ	14,400	745.00	10,728,000	貸付株式数	5,500株 (1,700株)
日阪製作所	8,200	754.00	6,182,800		
やまびこ	12,900	781.00	10,074,900	貸付株式数	4,900株
平田機工	3,100	4,685.00	14,523,500	貸付株式数	1,000株
ペガサスミシン製造	6,500	351.00	2,281,500	貸付株式数	2,500株
マルマエ	2,700	705.00	1,903,500	貸付株式数	1,000株 (1,000株)
タツモ	3,100	1,032.00	3,199,200	貸付株式数	1,100株
ナブテスコ	39,300	2,430.00	95,499,000	貸付株式数	15,100株
三井海洋開発	7,000	1,280.00	8,960,000	貸付株式数	2,700株
レオン自動機	6,500	1,145.00	7,442,500	貸付株式数	2,500株
SMC	21,200	45,160.00	957,392,000	貸付株式数	4,100株
ヤマハモーターロボHLDGS	5,700	745.00	4,246,500		
ホソカワミクロン	2,400	4,745.00	11,388,000		
ユニオンツール	2,500	2,510.00	6,275,000	貸付株式数	900株
オイレス工業	8,600	1,361.00	11,704,600	貸付株式数	3,300株
日精エーエスビー	2,200	3,060.00	6,732,000	貸付株式数	800株
サトーホールディングス	9,500	2,107.00	20,016,500		
技研製作所	5,800	3,570.00	20,706,000	貸付株式数	2,200株
日本エアテック	2,300	901.00	2,072,300	貸付株式数	800株
カワタ	1,900	728.00	1,383,200	貸付株式数	700株
日精樹脂工業	5,400	994.00	5,367,600	貸付株式数	2,100株
オカダアイヨン	2,100	891.00	1,871,100	貸付株式数	800株
ワイエイシイホールディングス	2,800	410.00	1,148,000	貸付株式数	1,000株
小松製作所	305,700	1,919.50	586,791,150	貸付株式数	117,000株
住友重機械	38,700	2,005.00	77,593,500		
日立建機	27,100	2,335.00	63,278,500		

日 工	9,000	622.00	5,598,000		
巴工業	2,800	2,007.00	5,619,600	貸付株式数	1,100株
井関農機	6,600	1,141.00	7,530,600	貸付株式数	2,500株
TOWA	6,700	714.00	4,783,800	貸付株式数	2,500株
丸山製作所	1,800	1,122.00	2,019,600	貸付株式数	500株
北川鉄工所	2,900	1,588.00	4,605,200		
シンニッタン	10,500	234.00	2,457,000		
ローツェ	2,900	2,918.00	8,462,200	貸付株式数	500株
タカキタ	2,500	499.00	1,247,500	貸付株式数	900株
クボタ	358,100	1,355.00	485,225,500	貸付株式数	136,200株
荏原実業	1,600	2,188.00	3,500,800	貸付株式数	500株
東洋エンジニア	8,700	340.00	2,958,000	貸付株式数	200株
三菱化工機	2,200	1,668.00	3,669,600		
月島機械	12,400	1,316.00	16,318,400		
帝国電機製作所	5,500	1,315.00	7,232,500	貸付株式数	2,100株
東京機械	3,100	247.00	765,700	貸付株式数	1,000株
新東工業	16,200	768.00	12,441,600	貸付株式数	300株
渋谷工業	5,900	2,419.00	14,272,100	貸付株式数	2,200株
アイチ コーポレーション	11,500	663.00	7,624,500		
小森コーポレーション	17,200	758.00	13,037,600	貸付株式数	6,200株
鶴見製作所	5,300	2,041.00	10,817,300		
住友精密	1,000	2,132.00	2,132,000		
日本ギア工業	2,000	240.00	480,000	貸付株式数	800株 (100株)
酒井重工業	1,200	2,450.00	2,940,000		
荏原製作所	27,900	2,086.00	58,199,400	貸付株式数	10,600株
石井鉄工所	900	2,314.00	2,082,600	貸付株式数	200株
西島製作所	6,700	793.00	5,313,100	貸付株式数	900株
北越工業	7,000	1,101.00	7,707,000	貸付株式数	2,400株
ダイキン工業	86,000	13,530.00	1,163,580,000		
オルガノ	2,400	5,330.00	12,792,000		
トーヨーカネツ	3,000	2,029.00	6,087,000		
栗田工業	36,600	2,535.00	92,781,000		
椿本チエイン	9,700	2,534.00	24,579,800		
大同工業	3,100	692.00	2,145,200	貸付株式数	700株
日 機 装	20,200	792.00	15,998,400	貸付株式数	7,700株
木村化工機	5,700	436.00	2,485,200	貸付株式数	2,000株
レイズネクスト	11,300	1,231.00	13,910,300		
アネスト岩田	10,500	940.00	9,870,000		
ダイフク	34,500	6,650.00	229,425,000	貸付株式数	13,200株
サムコ	1,900	1,539.00	2,924,100	貸付株式数	700株
加藤製作所	3,700	1,220.00	4,514,000	貸付株式数	1,400株
油研工業	1,000	1,529.00	1,529,000	貸付株式数	100株
タダノ	32,500	781.00	25,382,500	貸付株式数	12,400株
フジテック	24,600	1,440.00	35,424,000	貸付株式数	9,100株
CKD	18,700	1,439.00	26,909,300		
キトー	5,100	988.00	5,038,800		
平和	18,900	2,060.00	38,934,000	貸付株式数	2,500株
理想科学工業	6,000	1,642.00	9,852,000		
SANKYO	15,000	3,180.00	47,700,000		



日本金銭機械	7,300	569.00	4,153,700		
マースグループHLDGS	4,300	1,713.00	7,365,900		
フクシマガリレイ	4,200	3,400.00	14,280,000		
オーイズミ	2,800	382.00	1,069,600		
ダイコク電機	3,000	1,263.00	3,789,000		
竹内製作所	11,200	1,327.00	14,862,400	貸付株式数	4,100株
ア マ ノ	17,700	2,433.00	43,064,100		
JUKI	9,300	563.00	5,235,900	貸付株式数	3,500株
サンデンホールディングス	9,000	369.00	3,321,000	貸付株式数	3,300株
蛇の目ミシン	5,800	305.00	1,769,000	貸付株式数	1,700株
ブラザー工業	82,700	1,666.00	137,778,200		
マックス	10,400	1,612.00	16,764,800		
モリタホールディングス	11,800	1,663.00	19,623,400		
グローリー	17,400	2,361.00	41,081,400		
新晃工業	6,200	1,429.00	8,859,800	貸付株式数	2,200株
大和冷機工業	9,700	947.00	9,185,900	貸付株式数	3,700株
セガサミーホールディングス	66,900	1,298.00	86,836,200		
日本ピストンリング	2,300	1,248.00	2,870,400		
リ ケ ン	3,100	2,664.00	8,258,400	貸付株式数	100株
T P R	8,900	1,233.00	10,973,700	貸付株式数	3,400株
ツバキ・ナカシマ	13,500	680.00	9,180,000	貸付株式数	5,200株
ホシザキ	19,700	8,770.00	172,769,000	貸付株式数	6,500株
大豊工業	5,600	533.00	2,984,800		
日本精工	126,700	732.00	92,744,400		
N T N	155,600	208.00	32,364,800		
ジェイテクト	65,300	805.00	52,566,500		
不 二 越	6,300	2,928.00	18,446,400	貸付株式数	2,400株
ミネベアミツミ	125,300	1,582.00	198,224,600		
日本トムソン	20,000	381.00	7,620,000		
T H K	39,200	2,253.00	88,317,600	貸付株式数	15,100株
ユーシン精機	5,100	689.00	3,513,900		
前澤給装工業	2,400	2,053.00	4,927,200		
イーグル工業	8,200	735.00	6,027,000		
前澤工業	4,000	304.00	1,216,000	貸付株式数	1,600株
日本ピラー工業	6,800	1,250.00	8,500,000	貸付株式数	2,600株
キッツ	27,400	618.00	16,933,200		
日 立	324,300	3,132.00	1,015,707,600		
三菱電機	675,000	1,339.00	903,825,000		
富士電機	40,700	2,467.00	100,406,900		
東洋電機製造	2,600	1,113.00	2,893,800	貸付株式数	700株
安川電機	72,600	3,000.00	217,800,000	貸付株式数	27,600株
シンフォニア テクノロジー	8,600	974.00	8,376,400		
明 電 舎	12,400	1,564.00	19,393,600		
オリジン	1,800	1,403.00	2,525,400	貸付株式数	600株
山洋電気	3,200	4,145.00	13,264,000		
デンヨー	5,800	1,920.00	11,136,000		
ベイカレントコンサルティング	3,900	4,880.00	19,032,000	貸付株式数	1,400株
ORCHESTRA HLDGS	1,600	709.00	1,134,400	貸付株式数	500株

アイモバイル	2,000	529.00	1,058,000	貸付株式数	800株
キャリアインデックス	2,800	267.00	747,600	貸付株式数	1,000株
MS-Japan	2,200	685.00	1,507,000	貸付株式数	700株
船場	1,100	877.00	964,700		
グレイステクノロジー	2,900	2,512.00	7,284,800	貸付株式数	1,100株
ジャパニエレベーターSHD	6,700	2,308.00	15,463,600		
フルテック	900	1,230.00	1,107,000	貸付株式数	300株 (300株)
グリーンズ	2,300	413.00	949,900	貸付株式数	500株
ツナググループHLDGS	900	337.00	303,300	貸付株式数	300株
ソウルドアウト	1,000	2,142.00	2,142,000	貸付株式数	300株
MS&CONSULTING	1,000	505.00	505,000		
日総工産	4,500	475.00	2,137,500		
キュービーネットHLDGS	3,800	1,651.00	6,273,800	貸付株式数	1,000株
RPAホールディングス	3,800	793.00	3,013,400	貸付株式数	1,300株
三桜工業	8,600	730.00	6,278,000	貸付株式数	3,200株
マキタ	88,000	3,280.00	288,640,000		
東芝テック	8,500	3,525.00	29,962,500		
芝浦メカトロニクス	1,200	2,451.00	2,941,200		
マブチモーター	18,600	3,225.00	59,985,000	貸付株式数	7,100株
日本電産	81,200	11,305.00	917,966,000		
ユーエムシーエレクトロニクス	4,200	218.00	915,600	貸付株式数	1,500株
トレックス・セミコンダクター	3,800	972.00	3,693,600		
東光高岳	3,600	1,007.00	3,625,200		
ダブル・スコープ	10,600	410.00	4,346,000	貸付株式数	3,900株 (100株)
宮越ホールディングス	2,900	555.00	1,609,500	貸付株式数	900株
ダイヘン	7,400	2,857.00	21,141,800		
ヤーマン	11,000	667.00	7,337,000	貸付株式数	3,800株
JVCケンウッド	54,300	196.00	10,642,800		
ミマキエンジニアリング	5,700	415.00	2,365,500	貸付株式数	300株
第一精工	2,800	1,851.00	5,182,800	貸付株式数	900株 (500株)
日新電機	15,900	886.00	14,087,400		
大崎電気	13,200	528.00	6,969,600	貸付株式数	2,300株
オムロン	60,500	5,640.00	341,220,000		
日東工業	9,900	1,727.00	17,097,300		
IDEC	9,700	1,322.00	12,823,400	貸付株式数	3,300株
正興電機製作所	1,800	878.00	1,580,400	貸付株式数	500株
不二電機工業	700	1,099.00	769,300	貸付株式数	300株 (200株)
ジーエス・ユアサコーポ	22,300	1,522.00	33,940,600		
サクサホールディングス	1,500	1,453.00	2,179,500		
メルコホールディングス	2,400	2,057.00	4,936,800		
テクノメディカ	1,500	1,841.00	2,761,500	貸付株式数	300株
日本電気	81,900	3,790.00	310,401,000	貸付株式数	13,200株
富士通	65,000	9,368.00	608,920,000		
沖電気	27,500	1,019.00	28,022,500		

岩崎通信機	2,700	818.00	2,208,600	貸付株式数	300株
電気興業	3,200	2,499.00	7,996,800		
サンケン電気	7,400	2,151.00	15,917,400		
ナカヨ	1,300	1,466.00	1,905,800		
アイホン	3,700	1,504.00	5,564,800	貸付株式数	1,400株
ルネサスエレクトロニクス	322,600	404.00	130,330,400	貸付株式数	123,900株
セイコーエプソン	83,700	1,229.00	102,867,300		
ワコム	45,300	305.00	13,816,500		
アルバック	12,800	2,602.00	33,305,600	貸付株式数	4,700株
アクセル	2,700	636.00	1,717,200	貸付株式数	900株
E I Z O	5,300	3,075.00	16,297,500		
ジャパンディスプレイ	61,700	49.00	3,023,300	貸付株式数	55,600株
日本信号	17,200	1,074.00	18,472,800		
京三製作所	15,800	457.00	7,220,600		
能美防災	9,000	1,973.00	17,757,000		
ホーチキ	4,900	1,306.00	6,399,400		
星和電機	3,500	540.00	1,890,000	貸付株式数	1,300株
エレコム	7,500	3,725.00	27,937,500		
パナソニック	771,200	827.20	637,936,640		
シャープ	78,000	1,169.00	91,182,000	貸付株式数	23,400株
アンリツ	43,400	2,034.00	88,275,600	貸付株式数	16,600株
富士通ゼネラル	18,300	1,910.00	34,953,000	貸付株式数	6,900株
ソニー※	426,700	6,400.00	2,730,880,000		
T D K	32,600	8,170.00	266,342,000		
帝国通信工業	2,800	1,157.00	3,239,600	貸付株式数	400株
タムラ製作所	22,100	387.00	8,552,700	貸付株式数	2,000株
アルプスアルパイン	59,600	1,022.00	60,911,200		
池上通信機	2,000	847.00	1,694,000		
日本電波工業	6,300	343.00	2,160,900	貸付株式数	2,300株
鈴木	3,400	633.00	2,152,200	貸付株式数	1,300株
日本トリム	900	2,924.00	2,631,600	貸付株式数	300株
ローランド ディー. ジー.	3,600	1,218.00	4,384,800	貸付株式数	1,400株
フオスター電機	7,000	1,068.00	7,476,000		
S M K	1,700	2,246.00	3,818,200	貸付株式数	600株
ヨコオ	4,300	2,128.00	9,150,400		
ティアック	4,900	156.00	764,400	貸付株式数	1,600株
ホシデン	18,400	742.00	13,652,800		
ヒロセ電機	10,500	10,850.00	113,925,000		
日本航空電子	15,500	1,265.00	19,607,500		
T O A	7,200	797.00	5,738,400		
マクセルホールディングス	14,400	1,159.00	16,689,600		
古野電気	8,700	791.00	6,881,700	貸付株式数	3,300株
ユニデンホールディングス	1,900	1,853.00	3,520,700		
スミダコーポレーション	5,100	667.00	3,401,700	貸付株式数	1,900株 (100株)
アイコム	3,700	2,620.00	9,694,000	貸付株式数	1,300株
リオン	2,800	2,260.00	6,328,000		
本多通信工業	5,800	399.00	2,314,200	貸付株式数	2,200株
船井電機	6,800	473.00	3,216,400	貸付株式数	2,300株 (1,700株)

横河電機	62,100	1,278.00	79,363,800	
新電元工業	2,300	2,424.00	5,575,200	
アズビル	42,700	2,759.00	117,809,300	
東亜ディーケーケー	3,300	883.00	2,913,900	貸付株式数 1,200株
日本光電工業	27,900	3,570.00	99,603,000	
チノール	2,200	1,239.00	2,725,800	
共和電業	6,500	377.00	2,450,500	貸付株式数 1,300株
日本電子材料	2,700	852.00	2,300,400	貸付株式数 800株
堀場製作所	13,400	5,360.00	71,824,000	貸付株式数 5,000株
アドバンテスト	50,200	4,305.00	216,111,000	
小野測器	2,500	490.00	1,225,000	
エスベック	6,000	1,642.00	9,852,000	
キーエンス	61,100	33,800.00	2,065,180,000	貸付株式数 23,200株
日置電機	3,500	3,045.00	10,657,500	貸付株式数 1,200株
シスメックス	48,200	7,300.00	351,860,000	
日本マイクロニクス	11,700	777.00	9,090,900	
メガチップス	6,200	1,549.00	9,603,800	貸付株式数 2,300株 (2,100株)
OBARA GROUP	3,500	2,318.00	8,113,000	
IMAGICA GROUP	5,700	352.00	2,006,400	貸付株式数 2,000株 (2,000株)
澤藤電機	900	1,314.00	1,182,600	貸付株式数 300株
デンソー	148,500	3,555.00	527,917,500	
原田工業	3,200	921.00	2,947,200	貸付株式数 1,200株
コーセル	8,700	971.00	8,447,700	貸付株式数 3,100株
イリソ電子工業	5,700	3,105.00	17,698,500	貸付株式数 2,200株
オブテックスグループ	11,000	997.00	10,967,000	貸付株式数 4,200株
千代田インテグレ	3,000	1,701.00	5,103,000	貸付株式数 1,100株
アイ・オー・データ	2,400	802.00	1,924,800	貸付株式数 800株
レーザーテック	29,600	5,060.00	149,776,000	貸付株式数 10,500株
スタンレー電気	47,400	2,120.00	100,488,000	
岩崎電気	2,600	1,153.00	2,997,800	
ウシオ電機	39,200	1,102.00	43,198,400	
岡谷電機	5,100	315.00	1,606,500	貸付株式数 2,000株
ヘリオステクノH	6,300	354.00	2,230,200	貸付株式数 2,400株
エノモト	2,000	814.00	1,628,000	
日本セラミック	6,800	1,873.00	12,736,400	貸付株式数 2,600株
遠藤照明	3,200	556.00	1,779,200	貸付株式数 800株
古河電池	4,600	559.00	2,571,400	
双信電機	3,700	347.00	1,283,900	貸付株式数 1,200株
山一電機	4,800	1,367.00	6,561,600	貸付株式数 100株
図研	4,400	2,194.00	9,653,600	
日本電子	13,300	2,579.00	34,300,700	貸付株式数 2,400株
カシオ	59,700	1,473.00	87,938,100	
ファナック	64,100	14,865.00	952,846,500	
日本シイエムケイ	15,800	453.00	7,157,400	貸付株式数 2,800株
エンプラス	3,400	2,213.00	7,524,200	貸付株式数 1,300株
大真空	2,500	1,440.00	3,600,000	貸付株式数 600株 (400株)
ローム	30,000	6,320.00	189,600,000	

浜松ホトニクス	48,400	4,275.00	206,910,000		
三井ハイテック	7,400	1,111.00	8,221,400	貸付株式数	2,800株 (100株)
新光電気工業	22,800	989.00	22,549,200	貸付株式数	8,800株 (8,800株)
京セラ	95,000	6,255.00	594,225,000		
協栄産業	700	1,044.00	730,800		
太陽誘電	30,000	2,799.00	83,970,000	貸付株式数	11,300株
村田製作所	198,200	5,236.00	1,037,775,200		
双葉電子工業	10,500	1,048.00	11,004,000		
日東電工	46,600	4,790.00	223,214,000		
北陸電気工業	2,700	930.00	2,511,000	貸付株式数	1,000株
東海理化電機	17,800	1,376.00	24,492,800		
ニチコン	22,600	668.00	15,096,800		
日本ケミコン	5,100	1,221.00	6,227,100		
K O A	10,100	899.00	9,079,900		
三井E&SHD	21,700	543.00	11,783,100		
日立造船	53,200	358.00	19,045,600		
三菱重工業	113,200	2,830.00	320,356,000		
川崎重工業	52,500	1,658.00	87,045,000		
I H I	48,600	1,415.00	68,769,000		
名村造船所	22,500	216.00	4,860,000	貸付株式数	2,500株
サノヤスホールディングス	9,400	149.00	1,400,600	貸付株式数	1,900株
スプリックス	2,200	659.00	1,449,800	貸付株式数	500株
カーブスホールディングス	15,800	562.00	8,879,600	貸付株式数	5,900株
日本車輛	2,400	2,591.00	6,218,400	貸付株式数	900株
三菱ロジスネクスト	8,900	886.00	7,885,400		
近畿車輛	1,000	1,091.00	1,091,000	貸付株式数	300株
F P G	20,200	560.00	11,312,000		
島根銀行	1,500	441.00	661,500	貸付株式数	500株
じもとホールディングス	44,600	101.00	4,504,600		
全国保証	18,800	3,610.00	67,868,000	貸付株式数	6,200株
めぶきフィナンシャルG	346,600	224.00	77,638,400		
東京きらぼしFG	8,900	1,183.00	10,528,700		
九州フィナンシャルG	109,000	423.00	46,107,000	貸付株式数	41,600株
かんぽ生命保険	23,600	1,392.00	32,851,200		
ゆうちょ銀行	189,100	1,036.00	195,907,600	貸付株式数	50,700株
富山第一銀行	15,100	283.00	4,273,300		
コンコルディア・フィナンシャル	392,000	331.00	129,752,000		
ジェイリース	2,500	249.00	622,500	貸付株式数	700株
西日本フィナンシャルHD	45,300	604.00	27,361,200		
マーキュリアインベストメント	2,800	540.00	1,512,000	貸付株式数	1,100株
イントラスト	2,500	523.00	1,307,500	貸付株式数	800株
日本モーゲージサービス	1,400	1,927.00	2,697,800	貸付株式数	500株 (500株)
C a s a	2,300	938.00	2,157,400	貸付株式数	800株
アルヒ	10,500	1,099.00	11,539,500	貸付株式数	4,000株 (2,700株)

プレミアグループ	3,600	1,566.00	5,637,600	
日産自動車	795,200	380.40	302,494,080	
いすゞ自動車	195,300	741.10	144,736,830	
トヨタ自動車 ※	752,900	6,718.00	5,057,982,200	
日野自動車	84,000	590.00	49,560,000	
三菱自動車工業	249,200	322.00	80,242,400	
エフテック	4,800	468.00	2,246,400	貸付株式数 1,600 株
レシップホールディングス	2,600	428.00	1,112,800	貸付株式数 400 株
GMB	1,500	583.00	874,500	
ファルテック	1,400	681.00	953,400	貸付株式数 400 株
武蔵精密工業	14,800	807.00	11,943,600	
日産車体	13,100	875.00	11,462,500	貸付株式数 3,100 株
新明和工業	18,100	1,193.00	21,593,300	
極東開発工業	12,500	1,205.00	15,062,500	
日信工業	13,300	2,193.00	29,166,900	
トピー工業	5,600	1,300.00	7,280,000	
ティラド	2,400	1,371.00	3,290,400	
タチエス	10,900	966.00	10,529,400	貸付株式数 3,100 株
N O K	36,200	1,128.00	40,833,600	
フタバ産業	18,400	437.00	8,040,800	
KYB	7,500	2,197.00	16,477,500	貸付株式数 2,800 株
市光工業	10,000	465.00	4,650,000	貸付株式数 3,800 株
大同メタル工業	12,900	560.00	7,224,000	
プレス工業	32,800	242.00	7,937,600	
ミクニ	8,000	264.00	2,112,000	
太平洋工業	14,000	961.00	13,454,000	
ケーヒン	15,000	2,549.00	38,235,000	
河西工業	8,700	547.00	4,758,900	貸付株式数 3,400 株
アイシン精機	55,500	2,832.00	157,176,000	
マ ッ ダ	198,300	628.00	124,532,400	貸付株式数 75,300 株
今仙電機製作所	6,100	677.00	4,129,700	
本田技研	531,200	2,528.00	1,342,873,600	
スズキ	133,700	2,813.00	376,098,100	
SUBARU	209,400	2,205.00	461,727,000	
安永	3,300	1,008.00	3,326,400	貸付株式数 1,200 株
ヤマハ発動機	87,900	1,327.00	116,643,300	貸付株式数 33,500 株
ショーワ	15,400	2,248.00	34,619,200	
小糸製作所	40,400	3,490.00	140,996,000	
TBK	7,900	500.00	3,950,000	貸付株式数 3,000 株
エクセディ	9,100	1,653.00	15,042,300	貸付株式数 2,400 株
ミツバ	12,000	415.00	4,980,000	貸付株式数 4,700 株
豊田合成	21,700	1,942.00	42,141,400	
愛三工業	10,200	492.00	5,018,400	
盟和産業	1,000	886.00	886,000	貸付株式数 400 株
日本プラスト	4,800	471.00	2,260,800	
ヨ ロ ズ	6,400	1,121.00	7,174,400	
エフ・シー・シー	11,000	1,613.00	17,743,000	
新家工業	1,500	1,162.00	1,743,000	貸付株式数 400 株
シマノ	25,200	15,300.00	385,560,000	貸付株式数 9,600 株
テイ・エス テック	15,700	2,590.00	40,663,000	貸付株式数 5,500 株

関西みらいFG	39,500	433.00	17,103,500		
33FG	6,200	1,451.00	8,996,200		
第四北越フィナンシャルG	11,600	2,282.00	26,471,200	貸付株式数	3,100株
ジャムコ	3,300	731.00	2,412,300	貸付株式数	1,100株
小野建	5,800	1,141.00	6,617,800		
はるやまHLDGS	2,700	826.00	2,230,200	貸付株式数	1,000株
南陽	1,400	1,379.00	1,930,600	貸付株式数	500株
ノジマ	11,900	1,907.00	22,693,300	貸付株式数	200株
佐島電機	4,700	852.00	4,004,400	貸付株式数	1,600株
カップ・クリエイト	9,200	1,397.00	12,852,400	貸付株式数	3,300株
エコートレーディング	1,500	474.00	711,000	貸付株式数	500株
伯東	3,900	1,045.00	4,075,500		
コンドーテック	5,000	940.00	4,700,000	貸付株式数	1,800株
中山福	3,800	512.00	1,945,600	貸付株式数	600株
ライトオン	5,100	537.00	2,738,700	貸付株式数	1,600株 (1,400株)
ナガイレーベン	9,600	2,517.00	24,163,200	貸付株式数	3,600株
ジーンズメイト	2,700	232.00	626,400	貸付株式数	700株
三菱食品	7,600	2,790.00	21,204,000		
良品計画	88,200	1,172.00	103,370,400	貸付株式数	33,500株
三城ホールディングス	7,800	260.00	2,028,000		
松田産業	4,800	1,269.00	6,091,200	貸付株式数	1,700株
第一興商	9,900	3,080.00	30,492,000	貸付株式数	3,700株
メディパルHD	71,800	1,993.00	143,097,400		
アドヴァン	10,100	1,067.00	10,776,700	貸付株式数	3,600株
SPK	1,400	2,549.00	3,568,600	貸付株式数	500株
萩原電気HLDGS	2,300	2,163.00	4,974,900		
アルビス	2,400	2,054.00	4,929,600	貸付株式数	800株
アズワン	4,300	9,350.00	40,205,000		
スズデン	2,200	1,321.00	2,906,200	貸付株式数	800株
尾家産業	1,900	1,272.00	2,416,800	貸付株式数	800株
シモジマ	3,900	1,286.00	5,015,400	貸付株式数	1,500株
ドウシシャ	6,200	1,258.00	7,799,600		
小津産業	1,500	1,634.00	2,451,000	貸付株式数	500株
コナカ	8,500	303.00	2,575,500		
高速	3,900	1,293.00	5,042,700	貸付株式数	1,400株
ハウスローゼ	700	1,679.00	1,175,300	貸付株式数	100株
G-7ホールディングス	3,900	2,051.00	7,998,900	貸付株式数	1,400株
たけびし	2,300	1,352.00	3,109,600	貸付株式数	900株
イオン北海道	8,900	674.00	5,998,600	貸付株式数	2,400株
コジマ	11,400	350.00	3,990,000	貸付株式数	1,800株
ヒマラヤ	2,100	713.00	1,497,300		
コーナン商事	9,500	2,087.00	19,826,500	貸付株式数	3,600株
ネットワンシステムズ	25,200	2,084.00	52,516,800		
エコス	2,400	1,676.00	4,022,400	貸付株式数	900株
ワタミ	7,700	1,008.00	7,761,600	貸付株式数	3,000株
マルシェ	1,500	605.00	907,500	貸付株式数	600株
リックス	1,400	1,598.00	2,237,200	貸付株式数	500株
システムソフト	22,400	65.00	1,456,000		
パンパシフィックHD	145,900	1,914.00	279,252,600	貸付株式数	55,600株

丸文	5,700	495.00	2,821,500		
西松屋チェーン	14,400	747.00	10,756,800	貸付株式数	5,600株
ゼンショーホールディングス	31,800	2,176.00	69,196,800	貸付株式数	12,100株
ハピネット	5,400	1,171.00	6,323,400	貸付株式数	2,100株
幸楽苑ホールディングス	4,200	1,515.00	6,363,000	貸付株式数	1,600株 (1,600株)
ハークスレイ	1,200	1,268.00	1,521,600	貸付株式数	500株
橋本総業HLDGS	1,300	1,900.00	2,470,000	貸付株式数	400株
日本ライフライン	19,600	1,327.00	26,009,200		
サイゼリヤ	10,900	2,092.00	22,802,800	貸付株式数	4,100株
タカショー	3,200	417.00	1,334,400		
VTホールディングス	26,800	316.00	8,468,800		
マルカ	2,300	1,870.00	4,301,000	貸付株式数	800株
アルゴグラフィックス	5,600	3,440.00	19,264,000		
魚力	1,800	1,538.00	2,768,400	貸付株式数	200株
IDOM	17,900	383.00	6,855,700	貸付株式数	6,900株
日本エム・ディ・エム	3,900	1,650.00	6,435,000	貸付株式数	900株
ポプラ	1,800	451.00	811,800		
フジ・コーポレーション	1,700	1,847.00	3,139,900		
ユナイテッドアローズ	6,900	1,702.00	11,743,800		
進和	3,900	1,692.00	6,598,800	貸付株式数	1,400株
エスケイジャパン	1,700	284.00	482,800	貸付株式数	500株
ダイトロン	2,700	1,394.00	3,763,800	貸付株式数	1,000株
ハイデイ日高	9,500	1,521.00	14,449,500	貸付株式数	2,900株
シークス	8,300	801.00	6,648,300	貸付株式数	3,200株
京都きもの友禅	4,500	251.00	1,129,500	貸付株式数	1,600株
コロワイド	22,000	1,695.00	37,290,000	貸付株式数	8,400株
ピーシーデポコーポ	8,600	389.00	3,345,400	貸付株式数	3,200株
田中商事	2,100	672.00	1,411,200	貸付株式数	600株
オーハシテクニカ	3,700	1,328.00	4,913,600		
壺番屋	4,700	4,435.00	20,844,500	貸付株式数	1,700株
白銅	2,300	1,229.00	2,826,700	貸付株式数	700株
トップカルチャー	2,400	295.00	708,000	貸付株式数	700株 (600株)
PLANT	2,200	422.00	928,400	貸付株式数	500株
スギホールディングス	13,200	5,360.00	70,752,000	貸付株式数	5,000株
薬王堂ホールディングス	2,800	2,360.00	6,608,000	貸付株式数	1,100株
島津製作所	80,700	2,802.00	226,121,400		
JMS	5,700	780.00	4,446,000		
クボテック	1,900	256.00	486,400	貸付株式数	600株 (100株)
長野計器	5,000	797.00	3,985,000	貸付株式数	1,600株
ブイ・テクノロジー	3,100	3,265.00	10,121,500	貸付株式数	100株
スター精密	10,300	1,095.00	11,278,500	貸付株式数	3,900株
東京計器	4,000	707.00	2,828,000	貸付株式数	1,600株
愛知時計	900	4,040.00	3,636,000		
インターアクション	3,600	2,011.00	7,239,600	貸付株式数	1,300株
オーバル	5,800	230.00	1,334,000	貸付株式数	1,700株
東京精密	12,300	2,911.00	35,805,300		
マニー	26,900	2,607.00	70,128,300	貸付株式数	10,100株



ニコン	109,300	1,027.00	112,251,100	貸付株式数	41,500株
トプコン	33,900	814.00	27,594,600		
オリンパス	373,300	1,468.50	548,191,050		
理研計器	6,000	2,339.00	14,034,000		
SCREENホールディングス	11,700	4,055.00	47,443,500		
キヤノン電子	7,000	1,546.00	10,822,000	貸付株式数	2,600株
タムロン	5,400	1,769.00	9,552,600	貸付株式数	2,000株
HOYA	134,800	9,220.00	1,242,856,000		
シード	2,800	825.00	2,310,000	貸付株式数	1,000株
ノーリツ鋼機	4,600	924.00	4,250,400		
エー・アンド・デイ	6,100	630.00	3,843,000		
朝日インテック	57,300	2,650.00	151,845,000	貸付株式数	21,800株
キヤノン	363,300	2,373.50	862,292,550	貸付株式数	141,500株
リコー	171,700	818.00	140,450,600		
シチズン時計	78,700	376.00	29,591,200		
リズム時計	2,200	666.00	1,465,200		
大研医器	5,100	562.00	2,866,200		
メニコン	9,500	4,155.00	39,472,500	貸付株式数	2,400株
シンシア	900	303.00	272,700		
中本パックス	1,600	1,203.00	1,924,800	貸付株式数	600株
スノーピーク	3,400	741.00	2,519,400	貸付株式数	1,200株
パラマウントベッドHD	7,200	4,380.00	31,536,000	貸付株式数	1,000株
トランザクション	4,400	779.00	3,427,600	貸付株式数	1,600株
粧美堂	2,000	342.00	684,000	貸付株式数	600株
ニホンフラッシュ	3,100	2,080.00	6,448,000	貸付株式数	1,100株
前田工織	7,300	1,901.00	13,877,300	貸付株式数	2,800株
永大産業	10,200	298.00	3,039,600		
アートネイチャー	6,900	642.00	4,429,800		
バンダイナムコHLDGS	69,700	5,347.00	372,685,900		
アイフイスジャパン	1,800	655.00	1,179,000		
共立印刷	11,600	153.00	1,774,800		
SHOEI	3,200	4,315.00	13,808,000	貸付株式数	1,200株
フランスベッドHLDGS	9,400	883.00	8,300,200	貸付株式数	3,600株
マーベラス	9,600	567.00	5,443,200	貸付株式数	3,800株 (3,800株)
パイロットコーポレーション	11,100	3,490.00	38,739,000	貸付株式数	4,100株
萩原工業	3,600	1,350.00	4,860,000	貸付株式数	1,400株 (300株)
エイベックス	11,200	911.00	10,203,200		
トッパン・フォームズ	14,400	910.00	13,104,000		
フジシールインターナショナル	15,100	1,912.00	28,871,200	貸付株式数	1,800株
タカラトミー	30,200	804.00	24,280,800	貸付株式数	11,500株
廣濟堂	4,900	733.00	3,591,700		
エステールホールディングス	1,700	630.00	1,071,000	貸付株式数	600株
アーク	24,400	75.00	1,830,000		
レック	7,200	1,001.00	7,207,200	貸付株式数	2,700株
タカノ	2,400	723.00	1,735,200	貸付株式数	100株
三光合成	7,500	264.00	1,980,000		

プロネクサス	5,700	1,040.00	5,928,000	
ホクシン	5,700	118.00	672,600	貸付株式数 100株
ウッドワン	2,400	1,100.00	2,640,000	
大建工業	4,600	1,644.00	7,562,400	
きもと	12,600	134.00	1,688,400	
凸版印刷	95,200	1,631.00	155,271,200	
大日本印刷	88,300	2,239.00	197,703,700	
共同印刷	2,100	2,814.00	5,909,400	
N I S S H A	13,900	705.00	9,799,500	貸付株式数 5,300株 (4,900株)
光村印刷	600	1,377.00	826,200	貸付株式数 200株
藤森工業	6,100	2,702.00	16,482,200	
ヴィア・ホールディングス	8,000	563.00	4,504,000	
TAKARA & COMP ANY	3,000	1,690.00	5,070,000	貸付株式数 1,200株
前澤化成工業	4,100	1,019.00	4,177,900	貸付株式数 200株
未来工業	3,600	1,936.00	6,969,600	
アシックス	55,600	958.00	53,264,800	貸付株式数 22,800株
ツツミ	2,100	1,790.00	3,759,000	
ウェーブロックHLDGS	2,300	513.00	1,179,900	
ジェイ エス ピー	3,900	1,416.00	5,522,400	貸付株式数 1,400株
ニチハ	9,400	2,092.00	19,664,800	
エフピコ	7,400	7,060.00	52,244,000	
小松ウオール工業	2,000	2,014.00	4,028,000	
ヤマハ	40,100	4,290.00	172,029,000	貸付株式数 4,500株
河合楽器	2,000	2,490.00	4,980,000	貸付株式数 800株
クリナップ	6,400	567.00	3,628,800	
ピジョン	40,700	3,945.00	160,561,500	貸付株式数 15,700株
天馬	4,600	1,854.00	8,528,400	
兼松サステック	400	1,494.00	597,600	
キングジム	5,600	826.00	4,625,600	貸付株式数 2,100株
象印マホービン	19,700	1,551.00	30,554,700	貸付株式数 5,200株 (4,600株)
リンテック	16,200	2,232.00	36,158,400	貸付株式数 5,600株
信越ポリマー	12,000	796.00	9,552,000	
東リ	16,000	265.00	4,240,000	
イトーキ	14,100	314.00	4,427,400	貸付株式数 5,400株
任天堂	41,400	39,730.00	1,644,822,000	
三菱鉛筆	11,100	1,366.00	15,162,600	貸付株式数 4,200株
松風	3,000	1,757.00	5,271,000	貸付株式数 1,100株
タカラスタンダード	14,100	1,684.00	23,744,400	貸付株式数 4,700株
コクヨ	32,500	1,506.00	48,945,000	貸付株式数 12,400株
ナカバヤシ	6,300	568.00	3,578,400	貸付株式数 300株
ニフコ	24,900	1,955.00	48,679,500	
立川ブラインド	2,900	1,028.00	2,981,200	貸付株式数 1,100株
グローブライド	3,000	1,924.00	5,772,000	貸付株式数 1,100株
オカムラ	23,600	871.00	20,555,600	貸付株式数 8,900株
バルカー	5,500	1,722.00	9,471,000	貸付株式数 300株
MUTOHホールディングス	1,000	1,750.00	1,750,000	貸付株式数 300株
伊藤忠	465,100	2,203.00	1,024,615,300	

丸 紅	692,800	550.10	381,109,280		
スクロール	9,900	306.00	3,029,400	貸付株式数	3,600株
高 島	900	1,555.00	1,399,500		
ヨンドシーホールディングス	6,800	1,920.00	13,056,000	貸付株式数	2,500株
三陽商会	3,500	1,442.00	5,047,000	貸付株式数	1,300株
長瀬産業	37,800	1,330.00	50,274,000		
ナイガイ	2,600	400.00	1,040,000	貸付株式数	900株
蝶 理	4,300	1,525.00	6,557,500		
豊田通商	74,400	2,554.00	190,017,600		
オンワードホールディングス	39,300	470.00	18,471,000	貸付株式数	15,100株
三共生興	9,700	518.00	5,024,600		
兼 松	24,900	1,094.00	27,240,600		
美 津 濃	6,100	1,903.00	11,608,300		
ツカモトコーポレーション	1,300	1,118.00	1,453,400	貸付株式数	400株
ファミリーマート	53,000	1,881.00	99,693,000	貸付株式数	20,200株
ルックホールディングス	2,200	787.00	1,731,400	貸付株式数	700株
三井物産	584,500	1,553.00	907,728,500		
日本紙パルプ	3,800	3,505.00	13,319,000		
東京エレクトロン	45,000	20,320.00	914,400,000		
日立ハイテク	22,000	7,980.00	175,560,000		
カメイ	8,700	930.00	8,091,000		
東都水産	800	2,730.00	2,184,000		
OUGホールディングス	1,100	2,616.00	2,877,600	貸付株式数	300株
スターゼン	2,500	4,550.00	11,375,000		
セイコーHD	9,500	1,826.00	17,347,000	貸付株式数	3,500株
山 善	26,200	903.00	23,658,600	貸付株式数	1,400株
椿本興業	1,200	3,630.00	4,356,000	貸付株式数	400株
住友商事	419,700	1,293.50	542,881,950		
日本ユニシス	20,600	2,661.00	54,816,600		
内田洋行	2,800	3,465.00	9,702,000	貸付株式数	1,000株
三菱商事	466,600	2,403.50	1,121,473,100		
第一実業	3,300	3,420.00	11,286,000		
キヤノンマーケティングJPN	19,100	2,102.00	40,148,200	貸付株式数	7,200株
西華産業	3,500	1,056.00	3,696,000		
佐藤商事	5,400	878.00	4,741,200	貸付株式数	1,800株
菱洋エレクトロ	6,700	2,036.00	13,641,200	貸付株式数	2,500株
東京産業	5,700	493.00	2,810,100		
ユアサ商事	6,400	2,751.00	17,606,400		
神鋼商事	1,600	1,949.00	3,118,400		
小林産業	3,900	255.00	994,500	貸付株式数	1,500株
阪和興業	12,400	1,734.00	21,501,600		
正栄食品	4,300	3,570.00	15,351,000	貸付株式数	1,600株
カナデン	5,400	1,247.00	6,733,800	貸付株式数	1,900株
菱電商事	4,800	1,332.00	6,393,600	貸付株式数	1,600株
ニプロ	46,900	1,205.00	56,514,500	貸付株式数	500株
フルサト工業	3,700	1,485.00	5,494,500	貸付株式数	1,300株
岩谷産業	14,800	3,670.00	54,316,000	貸付株式数	5,200株
すてきなイスグループ	2,500	895.00	2,237,500	貸付株式数	600株
昭光通商	2,300	584.00	1,343,200		

ニチモウ	1,000	1,641.00	1,641,000	貸付株式数	400株
極東貿易	1,900	1,464.00	2,781,600	貸付株式数	600株
イワキ	8,700	418.00	3,636,600	貸付株式数	3,300株
兼松エレクトロニクス	3,600	3,345.00	12,042,000		
三愛石油	16,400	1,065.00	17,466,000		
稲畑産業	14,900	1,152.00	17,164,800		
G S Iクレオス	1,600	1,027.00	1,643,200	貸付株式数	300株
明和産業	6,300	572.00	3,603,600	貸付株式数	2,300株
クワザワ	2,400	569.00	1,365,600	貸付株式数	800株
ゴールドウイン	12,000	6,140.00	73,680,000	貸付株式数	4,500株 (2,800株)
ユニ・チャーム	130,000	3,800.00	494,000,000	貸付株式数	49,500株
デサント	12,900	1,268.00	16,357,200	貸付株式数	500株
キング	3,100	538.00	1,667,800	貸付株式数	100株
ワキタ	14,000	951.00	13,314,000	貸付株式数	5,100株
ヤマトインターナショナル	3,700	266.00	984,200	貸付株式数	1,400株
東邦ホールディングス	21,300	2,300.00	48,990,000		
サンゲツ	18,200	1,582.00	28,792,400		
ミツウロコグループ	9,700	1,104.00	10,708,800	貸付株式数	1,000株
シナネンホールディングス	2,700	2,688.00	7,257,600		
伊藤忠エネクス	15,000	859.00	12,885,000		
サンリオ	18,600	1,468.00	27,304,800	貸付株式数	7,200株
サンワテクノス	4,500	860.00	3,870,000	貸付株式数	1,700株
リョーサン	7,300	2,414.00	17,622,200		
新光商事	10,100	849.00	8,574,900		
トーヨー	2,900	1,602.00	4,645,800	貸付株式数	1,200株 (1,200株)
三信電気	3,500	1,409.00	4,931,500		
東陽テクニカ	7,600	930.00	7,068,000		
モスフードサービス	8,700	2,625.00	22,837,500	貸付株式数	3,300株 (100株)
加賀電子	6,600	1,697.00	11,200,200		
三益半導体	5,600	1,742.00	9,755,200	貸付株式数	2,300株
ソーダニツカ	6,700	624.00	4,180,800	貸付株式数	2,200株
立花エレテック	5,000	1,529.00	7,645,000	貸付株式数	1,800株
木曽路	8,700	2,460.00	21,402,000	貸付株式数	3,300株
S R Sホールディングス	7,500	993.00	7,447,500	貸付株式数	3,000株
千趣会	12,300	349.00	4,292,700	貸付株式数	2,000株
タカキュー	6,100	140.00	854,000	貸付株式数	1,800株 (1,600株)
ケーヨー	13,300	486.00	6,463,800	貸付株式数	3,300株
上新電機	7,800	1,993.00	15,545,400	貸付株式数	2,800株
日本瓦斯	10,500	3,335.00	35,017,500	貸付株式数	1,700株
ロイヤルホールディングス	11,500	1,857.00	21,355,500	貸付株式数	4,300株
東天紅	500	860.00	430,000	貸付株式数	200株
いなげや	8,200	1,561.00	12,800,200		
島忠	12,500	2,666.00	33,325,000	貸付株式数	4,700株
チヨダ	6,900	1,146.00	7,907,400	貸付株式数	2,600株
ライフコーポレーション	5,100	2,684.00	13,688,400	貸付株式数	1,900株
リンガーハット	8,100	2,078.00	16,831,800	貸付株式数	2,900株

				(1,700株)
MrMaxHD	8,400	333.00	2,797,200	貸付株式数 3,400株
テンアライド	5,800	419.00	2,430,200	貸付株式数 2,300株
AOKIホールディングス	13,300	764.00	10,161,200	貸付株式数 4,900株
オークワ	10,400	1,603.00	16,671,200	貸付株式数 4,000株
コメリ	10,300	1,888.00	19,446,400	
青山商事	13,600	1,024.00	13,926,400	
しまむら	7,700	7,190.00	55,363,000	貸付株式数 2,900株
はせがわ	3,100	403.00	1,249,300	貸付株式数 300株
高島屋	48,200	977.00	47,091,400	貸付株式数 18,400株
松屋	13,200	654.00	8,632,800	貸付株式数 5,100株
エイチ・ツー・オーリテイリング	31,300	802.00	25,102,600	貸付株式数 12,000株
近鉄百貨店	2,600	2,634.00	6,848,400	貸付株式数 900株
丸井グループ	60,800	1,988.00	120,870,400	
クレディセゾン	46,500	1,284.00	59,706,000	
アクシアルリテイリング	5,500	3,845.00	21,147,500	
井筒屋	4,000	161.00	644,000	貸付株式数 400株
イオン	255,700	2,331.00	596,036,700	貸付株式数 97,400株
イズミ	13,500	2,890.00	39,015,000	貸付株式数 5,200株
フオーバル	2,900	1,150.00	3,335,000	
平和堂	13,600	1,773.00	24,112,800	貸付株式数 5,100株
フジ	8,100	1,762.00	14,272,200	貸付株式数 3,000株
ヤオコー	7,600	6,400.00	48,640,000	貸付株式数 2,800株
ゼビオホールディングス	8,000	920.00	7,360,000	
ケーズホールディングス	64,200	1,084.00	69,592,800	
PALTAC	10,700	5,040.00	53,928,000	貸付株式数 600株
三谷産業	8,400	324.00	2,721,600	貸付株式数 900株
OLYMPICグループ	3,300	590.00	1,947,000	
日産東京販売HD	9,500	226.00	2,147,000	貸付株式数 3,800株
新生銀行	48,800	1,443.00	70,418,400	貸付株式数 18,600株
あおぞら銀行	39,500	2,284.00	90,218,000	貸付株式数 15,100株
三菱UFJフィナンシャルG ※	4,552,700	439.20	1,999,545,840	
りそなホールディングス	730,900	346.60	253,329,940	
三井住友トラストHD	125,800	3,333.00	419,291,400	
三井住友フィナンシャルG	460,400	2,883.00	1,327,333,200	
千葉銀行	229,100	499.00	114,320,900	
群馬銀行	130,800	331.00	43,294,800	
武蔵野銀行	9,900	1,365.00	13,513,500	
千葉興業銀行	17,700	226.00	4,000,200	
筑波銀行	28,100	169.00	4,748,900	
七十七銀行	22,600	1,363.00	30,803,800	
青森銀行	5,100	2,539.00	12,948,900	貸付株式数 1,900株
秋田銀行	4,100	1,558.00	6,387,800	
山形銀行	7,600	1,279.00	9,720,400	貸付株式数 1,000株
岩手銀行	4,400	2,590.00	11,396,000	貸付株式数 1,600株
東邦銀行	59,500	259.00	15,410,500	貸付株式数 16,600株
東北銀行	3,100	899.00	2,786,900	
みちのく銀行	4,500	1,215.00	5,467,500	貸付株式数 1,600株

				(1,600株)
ふくおかフィナンシャルG	56,100	1,562.00	87,628,200	
静岡銀行	165,100	693.00	114,414,300	
十六銀行	8,400	1,869.00	15,699,600	
スルガ銀行	63,000	379.00	23,877,000	
八十二銀行	160,500	385.00	61,792,500	貸付株式数 37,000株
山梨中央銀行	7,400	741.00	5,483,400	
大垣共立銀行	13,100	2,163.00	28,335,300	貸付株式数 5,000株
福井銀行	5,700	1,536.00	8,755,200	貸付株式数 2,100株
北國銀行	6,800	3,220.00	21,896,000	貸付株式数 2,600株
清水銀行	2,700	1,960.00	5,292,000	
富山銀行	1,300	1,645.00	2,138,500	
滋賀銀行	13,400	2,593.00	34,746,200	
南都銀行	11,100	2,114.00	23,465,400	
百五銀行	59,700	291.00	17,372,700	
京都銀行	23,900	3,645.00	87,115,500	
紀陽銀行	23,700	1,570.00	37,209,000	貸付株式数 8,900株
ほくほくフィナンシャルG	44,600	981.00	43,752,600	
広島銀行	98,600	473.00	46,637,800	
山陰合同銀行	39,300	549.00	21,575,700	
中国銀行	57,300	969.00	55,523,700	貸付株式数 300株
鳥取銀行	2,200	1,255.00	2,761,000	
伊予銀行	95,400	537.00	51,229,800	
百十四銀行	7,000	1,842.00	12,894,000	貸付株式数 2,600株
四国銀行	10,000	848.00	8,480,000	貸付株式数 3,800株
阿波銀行	10,900	2,234.00	24,350,600	
大分銀行	3,700	1,930.00	7,141,000	貸付株式数 600株
宮崎銀行	4,400	2,425.00	10,670,000	貸付株式数 1,600株
佐賀銀行	4,000	1,163.00	4,652,000	
沖縄銀行	6,100	3,315.00	20,221,500	
琉球銀行	15,300	1,026.00	15,697,800	
セブン銀行	222,300	280.00	62,244,000	
みずほフィナンシャルG	9,042,400	133.80	1,209,873,120	
高知銀行	2,500	636.00	1,590,000	貸付株式数 700株
山口フィナンシャルG	83,300	597.00	49,730,100	
芙蓉総合リース	7,000	5,520.00	38,640,000	
みずほリース	10,300	2,189.00	22,546,700	
東京センチュリー	13,400	3,520.00	47,168,000	貸付株式数 2,400株
SBIホールディングス	74,300	1,668.00	123,932,400	貸付株式数 30,300株
日本証券金融	28,800	497.00	14,313,600	
アイフル	100,400	237.00	23,794,800	貸付株式数 38,700株
日本アジア投資	6,300	179.00	1,127,700	貸付株式数 1,400株
長野銀行	2,100	1,171.00	2,459,100	
名古屋銀行	5,400	2,499.00	13,494,600	
北洋銀行	99,400	207.00	20,575,800	貸付株式数 5,800株
愛知銀行	2,400	3,055.00	7,332,000	
中京銀行	2,700	2,202.00	5,945,400	貸付株式数 1,000株
大光銀行	2,200	1,307.00	2,875,400	
愛媛銀行	9,300	1,193.00	11,094,900	貸付株式数 3,500株
トマト銀行	2,500	1,021.00	2,552,500	貸付株式数 600株

京葉銀行	28,800	538.00	15,494,400	貸付株式数	4,500株
栃木銀行	31,600	151.00	4,771,600		
北日本銀行	2,000	1,961.00	3,922,000		
東和銀行	11,400	675.00	7,695,000		
福島銀行	7,600	157.00	1,193,200	貸付株式数	2,300株
大東銀行	3,200	592.00	1,894,400	貸付株式数	1,100株
リコーリース	5,200	2,987.00	15,532,400	貸付株式数	2,000株
イオンフィナンシャルサービス	40,800	1,147.00	46,797,600	貸付株式数	15,400株
アコム	133,800	451.00	60,343,800		
ジャックス	7,300	1,747.00	12,753,100		
オリコ	179,300	123.00	22,053,900		
日立キャピタル	15,700	2,112.00	33,158,400		
アプラスフィナンシャル	33,200	60.00	1,992,000	貸付株式数	12,900株
オリックス	415,900	1,388.50	577,477,150		
三菱UFJリース	169,400	555.00	94,017,000		
ジャフコ	10,200	2,860.00	29,172,000		
九州リースサービス	2,900	487.00	1,412,300	貸付株式数	1,200株
トモニホールディングス	51,400	356.00	18,298,400	貸付株式数	19,300株
大和証券G本社	534,400	441.10	235,723,840		
野村ホールディングス	1,170,800	467.80	547,700,240		
岡三証券グループ	56,400	347.00	19,570,800		
丸三証券	20,000	452.00	9,040,000	貸付株式数	7,700株
東洋証券	25,100	135.00	3,388,500	貸付株式数	9,000株
東海東京HD	75,900	250.00	18,975,000		
光世証券	1,900	504.00	957,600	貸付株式数	600株 (400株)
水戸証券	19,900	181.00	3,601,900	貸付株式数	7,300株
いちよし証券	12,100	503.00	6,086,300		
松井証券	37,900	817.00	30,964,300	貸付株式数	14,400株
SOMPOホールディングス	125,200	3,361.00	420,797,200		
だいら証券ビジ	3,200	554.00	1,772,800	貸付株式数	1,200株
日本取引所グループ	191,000	1,779.00	339,789,000		
マネックスG	49,600	175.00	8,680,000		
極東証券	8,700	647.00	5,628,900		
岩井コスモホールディング	6,200	1,068.00	6,621,600		
藍澤証券	11,800	774.00	9,133,200		
フィデアホール	62,400	108.00	6,739,200		
池田泉州HD	75,400	162.00	12,214,800		
アニコムホールディングス	5,500	3,515.00	19,332,500	貸付株式数	400株
MS&AD	174,300	3,045.00	530,743,500		
SONY FH	54,700	1,810.00	99,007,000		
マネーパートナーズGP	6,600	194.00	1,280,400	貸付株式数	2,600株
スパークス・グループ	22,900	184.00	4,213,600	貸付株式数	8,800株
小林洋行	2,800	241.00	674,800	貸付株式数	700株
第一生命HLDGS	376,700	1,340.50	504,966,350		
東京海上HD	238,100	5,148.00	1,225,738,800		
アドバンテッジリスクマネ	3,400	598.00	2,033,200		
イー・ギャランティ	7,000	1,409.00	9,863,000	貸付株式数	900株
アサックス	3,200	646.00	2,067,200	貸付株式数	1,200株

NECキャピタルソリューション	2,700	1,861.00	5,024,700	貸付株式数	1,000株
T&Dホールディングス	199,000	901.00	179,299,000		
アドバンスクリエイト	1,600	1,553.00	2,484,800		
三井不動産	327,400	1,826.00	597,832,400		
三菱地所	465,500	1,614.50	751,549,750		
平和不動産	12,200	2,577.00	31,439,400		
東京建物	69,400	1,079.00	74,882,600	貸付株式数	27,700株
ダイビル	17,600	897.00	15,787,200		
京阪神ビルディング	11,100	1,270.00	14,097,000		
住友不動産	148,900	2,786.00	414,835,400		
太平洋興発	2,600	695.00	1,807,000	貸付株式数	200株
テーオーシー	13,800	570.00	7,866,000		
東京楽天地	1,200	4,020.00	4,824,000	貸付株式数	400株
スターツコーポレーション	9,100	1,937.00	17,626,700		
フジ住宅	8,500	544.00	4,624,000	貸付株式数	2,900株
空港施設	7,900	401.00	3,167,900		
明和地所	5,200	539.00	2,802,800		
ゴールドクレスト	5,600	1,649.00	9,234,400	貸付株式数	2,000株
リログループ	34,900	2,304.00	80,409,600	貸付株式数	6,200株
エスリード	2,800	1,525.00	4,270,000	貸付株式数	900株
日神グループHLDGS	10,500	428.00	4,494,000	貸付株式数	3,700株
日本エスコン	12,400	593.00	7,353,200	貸付株式数	200株
タカラレーベン	31,200	376.00	11,731,200		
AVANTIA	4,600	604.00	2,778,400	貸付株式数	1,400株
イオンモール	33,400	1,347.00	44,989,800	貸付株式数	12,700株
毎日コムネット	2,000	745.00	1,490,000	貸付株式数	500株
ファースト住建	3,500	890.00	3,115,000	貸付株式数	1,000株
ランド	378,100	9.00	3,402,900	貸付株式数	108,300株
カチタス	8,200	3,420.00	28,044,000	貸付株式数	3,100株 (3,100株)
東祥	3,900	973.00	3,794,700	貸付株式数	1,500株
トーセイ	9,400	914.00	8,591,600	貸付株式数	3,500株
穴吹興産	1,700	1,307.00	2,221,900		
サンフロンティア不動産	9,500	885.00	8,407,500		
インテリックス	3,100	495.00	1,534,500	貸付株式数	100株
ランドビジネス	3,000	328.00	984,000	貸付株式数	1,000株
日本社宅サービス	2,000	861.00	1,722,000	貸付株式数	200株
グランディハウス	6,100	406.00	2,476,600		
東武鉄道	71,100	3,775.00	268,402,500		
相鉄ホールディングス	21,500	2,850.00	61,275,000		
東急	170,100	1,693.00	287,979,300		
京浜急行	86,500	1,891.00	163,571,500	貸付株式数	29,500株
小田急電鉄	100,200	2,420.00	242,484,000		
京王電鉄	35,000	6,320.00	221,200,000		
京成電鉄	46,900	3,035.00	142,341,500		
富士急行	9,200	2,902.00	26,698,400	貸付株式数	2,100株
新京成電鉄	1,600	2,170.00	3,472,000	貸付株式数	600株
東日本旅客鉄道	118,700	8,238.00	977,850,600		
西日本旅客鉄道	60,100	7,399.00	444,679,900		



東海旅客鉄道	56,100	17,530.00	983,433,000	
西武ホールディングス	90,400	1,258.00	113,723,200	
鴻池運輸	10,800	1,142.00	12,333,600	
西日本鉄道	18,600	2,756.00	51,261,600	貸付株式数 7,000株
ハマキョウレックス	5,200	2,540.00	13,208,000	
サカイ引越センター	3,600	5,680.00	20,448,000	貸付株式数 700株
近鉄グループHLDGS	63,900	5,250.00	335,475,000	
阪急阪神HLDGS	85,100	3,745.00	318,699,500	
南海電鉄	30,200	2,406.00	72,661,200	
京阪ホールディングス	28,300	4,870.00	137,821,000	貸付株式数 400株
神戸電鉄	1,500	3,930.00	5,895,000	貸付株式数 600株
名古屋鉄道	52,500	3,090.00	162,225,000	貸付株式数 11,400株
山陽電鉄	4,400	2,157.00	9,490,800	貸付株式数 1,700株 (1,700株)
トランコム	1,800	6,860.00	12,348,000	
日本通運	22,600	5,160.00	116,616,000	
ヤマトホールディングス	111,900	1,652.00	184,858,800	
山 九	17,800	3,930.00	69,954,000	
日 新	5,500	1,610.00	8,855,000	
丸 運	4,300	226.00	971,800	貸付株式数 900株
丸全昭和運輸	5,200	2,054.00	10,680,800	
センコーグループHLDGS	35,300	834.00	29,440,200	
トナミホールディングス	1,500	4,120.00	6,180,000	
ニッコンホールディングス	23,200	2,131.00	49,439,200	
日石輸送	600	2,500.00	1,500,000	
福山通運	8,300	3,745.00	31,083,500	貸付株式数 100株
セイノーホールディングス	48,000	1,179.00	56,592,000	
エスライン	1,800	846.00	1,522,800	貸付株式数 100株
神奈川中央交通	1,600	4,255.00	6,808,000	貸付株式数 200株
日立物流	11,800	2,358.00	27,824,400	
丸和運輸機関	6,700	2,481.00	16,622,700	貸付株式数 1,400株
C&Fロジホールディングス	6,400	1,269.00	8,121,600	貸付株式数 2,300株
日本郵船	53,400	1,307.00	69,793,800	
商船三井	40,400	1,787.00	72,194,800	
川崎汽船	19,500	879.00	17,140,500	
NSユニテッド海運	3,600	1,480.00	5,328,000	
明治海運	6,300	333.00	2,097,900	
飯野海運	29,400	310.00	9,114,000	
共栄タンカー	1,200	919.00	1,102,800	貸付株式数 100株
九州旅客鉄道	57,000	3,120.00	177,840,000	
SGホールディングス	67,000	2,412.00	161,604,000	
日本航空	115,100	2,118.50	243,839,350	
ANAホールディングス	116,900	2,931.00	342,633,900	
パスコ	1,300	1,474.00	1,916,200	
西本WISMETTAC HD	1,200	2,132.00	2,558,400	貸付株式数 100株
ヤマシタヘルスケアHLDGS	700	1,504.00	1,052,800	
GENKY DRUGSTORES	3,100	1,920.00	5,952,000	貸付株式数 1,000株

国際紙パルプ商事	15,900	240.00	3,816,000		
ブックオフGHD	3,900	898.00	3,502,200	貸付株式数	1,400株
三菱倉庫	20,000	2,180.00	43,600,000		
三井倉庫HOLD	7,200	1,406.00	10,123,200		
住友倉庫	23,600	1,219.00	28,768,400		
渋沢倉庫	3,400	1,993.00	6,776,200	貸付株式数	700株
ヤマタネ	3,200	1,139.00	3,644,800		
東陽倉庫	11,000	338.00	3,718,000	貸付株式数	600株
乾汽船	3,700	1,282.00	4,743,400	貸付株式数	2,000株
日本トランスシティ	13,900	457.00	6,352,300	貸付株式数	200株
ケイヒン	1,100	1,130.00	1,243,000	貸付株式数	300株
中央倉庫	3,800	1,226.00	4,658,800	貸付株式数	1,300株
川西倉庫	1,100	919.00	1,010,900	貸付株式数	400株
安田倉庫	5,200	885.00	4,602,000		
ファイズホールディングス	1,400	842.00	1,178,800	貸付株式数	500株
東洋埠頭	1,800	1,309.00	2,356,200	貸付株式数	100株
宇徳	5,400	506.00	2,732,400	貸付株式数	100株
上組	36,700	1,840.00	67,528,000		
サンリツ	1,400	532.00	744,800	貸付株式数	300株
キムラユニティー	1,500	981.00	1,471,500	貸付株式数	500株
キューソー流通システム	1,500	1,601.00	2,401,500	貸付株式数	500株 (300株)
近鉄エクスプレス	13,600	1,548.00	21,052,800	貸付株式数	300株
東海運	3,600	265.00	954,000	貸付株式数	1,300株
エーアイテイー	4,500	728.00	3,276,000		
内外トランスライン	2,100	1,130.00	2,373,000		
ショーエイコーポ	700	748.00	523,600	貸付株式数	200株
日本コンセプト	2,000	1,330.00	2,660,000	貸付株式数	600株
東京放送HD	40,200	1,536.00	61,747,200		
日本テレビHLDS	55,500	1,282.00	71,151,000		
朝日放送グループHD	6,200	689.00	4,271,800	貸付株式数	600株
テレビ朝日HD	18,200	1,636.00	29,775,200	貸付株式数	7,000株
スカパーJ S A T H D	43,500	380.00	16,530,000		
テレビ東京HD	5,500	2,280.00	12,540,000	貸付株式数	600株
日本BS放送	2,100	981.00	2,060,100	貸付株式数	800株
ビジョン	6,100	625.00	3,812,500	貸付株式数	2,200株
スマートバリュー	1,900	816.00	1,550,400	貸付株式数	100株
USEN-NEXT HLDGS	2,600	1,358.00	3,530,800	貸付株式数	400株
ワイヤレスゲート	3,200	381.00	1,219,200	貸付株式数	1,200株
コネクション	3,700	1,278.00	4,728,600		
日本通信	51,300	166.00	8,515,800	貸付株式数	22,900株 (1,000株)
クロップス	1,400	505.00	707,000	貸付株式数	400株
日本電信電話	885,100	2,587.50	2,290,196,250		
KDDI	493,300	3,262.00	1,609,144,600		
ソフトバンク	601,600	1,414.50	850,963,200		
光通信	6,800	18,890.00	128,452,000		
NTTドコモ	489,000	3,305.00	1,616,145,000	貸付株式数	186,200株
エムティーアイ	6,000	522.00	3,132,000	貸付株式数	500株

GMOインターネット	26,000	1,754.00	45,604,000	貸付株式数	9,900株
ファイバーゲート	1,700	1,033.00	1,756,100	貸付株式数	500株
アイドママーケティングコミ ュ	2,100	356.00	747,600		
KADOKAWA	17,700	1,290.00	22,833,000		
学研ホールディングス	2,200	7,260.00	15,972,000		
ゼンリン	13,000	1,045.00	13,585,000		
昭文社	3,100	377.00	1,168,700	貸付株式数	1,100株
インプレスホールディングス	5,300	131.00	694,300	貸付株式数	2,100株
東京電力HD	538,200	365.00	196,443,000	貸付株式数	205,100株
中部電力	206,400	1,429.50	295,048,800		
関西電力	255,600	1,112.00	284,227,200		
中国電力	97,300	1,486.00	144,587,800	貸付株式数	800株
北陸電力	61,600	742.00	45,707,200		
東北電力	168,600	1,013.00	170,791,800		
四国電力	60,600	828.00	50,176,800		
九州電力	138,800	859.00	119,229,200		
北海道電力	63,000	441.00	27,783,000		
沖縄電力	12,500	1,867.00	23,337,500		
電源開発	53,800	2,204.00	118,575,200		
エフオン	3,700	453.00	1,676,100	貸付株式数	1,200株
イーレックス	9,500	1,186.00	11,267,000		
レノバ	11,100	872.00	9,679,200	貸付株式数	4,200株
東京瓦斯	129,700	2,334.00	302,719,800		
大阪瓦斯	130,900	1,892.00	247,662,800		
東邦瓦斯	33,200	4,855.00	161,186,000	貸付株式数	300株
北海道瓦斯	3,600	1,585.00	5,706,000	貸付株式数	1,300株
広島ガス	13,700	364.00	4,986,800	貸付株式数	4,900株
西部瓦斯	7,500	2,652.00	19,890,000	貸付株式数	2,800株
静岡ガス	19,200	882.00	16,934,400	貸付株式数	7,200株
メタウォーター	3,300	3,805.00	12,556,500		
アイネット	3,400	1,344.00	4,569,600		
松竹	4,400	12,060.00	53,064,000	貸付株式数	1,600株
東宝	38,900	3,310.00	128,759,000	貸付株式数	14,900株
エイチ・アイ・エス	10,000	1,497.00	14,970,000	貸付株式数	3,800株
東映	2,500	13,590.00	33,975,000		
ラックランド	1,500	1,559.00	2,338,500	貸付株式数	500株
NTTデータ	176,100	1,023.00	180,150,300		
共立メンテナンス	10,600	2,461.00	26,086,600	貸付株式数	1,900株
イチネンホールディングス	7,200	1,180.00	8,496,000	貸付株式数	2,700株
建設技術研究所	4,400	1,626.00	7,154,400	貸付株式数	1,600株
スペース	4,000	1,065.00	4,260,000	貸付株式数	1,500株
長大	2,400	793.00	1,903,200		
アインホールディングス	8,500	5,950.00	50,575,000	貸付株式数	3,400株
燦ホールディングス	2,700	1,242.00	3,353,400		
ピー・シー・エー	900	3,055.00	2,749,500	貸付株式数	300株
スバル興業	400	7,590.00	3,036,000		
東京テアトル	3,100	1,222.00	3,788,200	貸付株式数	900株
タナベ経営	1,100	1,270.00	1,397,000	貸付株式数	100株
ビジネスB太田昭和	1,100	2,443.00	2,687,300	貸付株式数	200株

ナガワ	2,100	7,040.00	14,784,000	貸付株式数	700株
よみうりランド	1,300	3,585.00	4,660,500	貸付株式数	500株
東京都競馬	4,200	2,770.00	11,634,000	貸付株式数	1,600株
常磐興産	2,600	1,480.00	3,848,000	貸付株式数	1,000株
カナモト	10,500	2,068.00	21,714,000	貸付株式数	4,100株
東京ドーム	26,000	724.00	18,824,000	貸付株式数	10,000株
DTS	14,700	1,821.00	26,768,700		
スクウェア・エニックス・HD	28,200	4,570.00	128,874,000		
シーイーシー	7,000	1,304.00	9,128,000	貸付株式数	2,700株
カプコン	31,200	3,245.00	101,244,000		
西尾レントオール	6,600	2,256.00	14,889,600		
アイ・エス・ビー	1,400	1,348.00	1,887,200		
アゴーラ・ホスピタリティーG	47,500	22.00	1,045,000	貸付株式数	1,200株
日本空港ビルディング	21,200	4,350.00	92,220,000	貸付株式数	8,000株
トランス・コスモス	6,100	1,851.00	11,291,100		
乃村工藝社	27,500	795.00	21,862,500	貸付株式数	10,500株
ジャステック	4,200	1,020.00	4,284,000	貸付株式数	1,600株
SCSK	15,200	4,830.00	73,416,000		
藤田観光	2,700	1,667.00	4,500,900	貸付株式数	1,000株
KNT-CTホールディングス	3,900	755.00	2,944,500		
日本管財	6,800	1,772.00	12,049,600	貸付株式数	2,500株
トーカイ	6,200	2,788.00	17,285,600	貸付株式数	800株
白洋舎	700	2,558.00	1,790,600	貸付株式数	200株
セコム	68,400	8,630.00	590,292,000		
日本システムウエア	2,200	1,716.00	3,775,200		
セントラル警備保障	3,100	4,030.00	12,493,000	貸付株式数	1,100株
アイネス	6,500	1,318.00	8,567,000		
丹青社	12,000	693.00	8,316,000	貸付株式数	4,600株
メイテック	8,000	4,225.00	33,800,000		
TKC	5,600	4,720.00	26,432,000		
富士ソフト	8,400	3,515.00	29,526,000	貸付株式数	3,200株
応用地質	6,900	1,144.00	7,893,600	貸付株式数	2,600株
船井総研ホールディング	13,300	2,196.00	29,206,800	貸付株式数	5,000株
NSD	21,100	1,445.00	30,489,500		
進学会ホールディングス	2,500	473.00	1,182,500	貸付株式数	1,000株
丸紅建材リース	600	1,609.00	965,400	貸付株式数	200株
オオバ	4,800	489.00	2,347,200	貸付株式数	1,700株
コナミホールディングス	24,000	3,225.00	77,400,000		
いであ	1,300	1,403.00	1,823,900	貸付株式数	400株
学究社	1,700	1,194.00	2,029,800	貸付株式数	600株
ベネッセホールディングス	21,500	2,636.00	56,674,000		
イオンディライト	7,900	3,300.00	26,070,000	貸付株式数	3,000株
ナック	4,100	827.00	3,390,700	貸付株式数	1,400株
福井コンピュータHLDS	2,600	2,206.00	5,735,600	貸付株式数	200株
ニチイ学館	9,100	1,066.00	9,700,600		
ダイセキ	10,800	2,250.00	24,300,000	貸付株式数	4,000株
ステップ	2,300	1,451.00	3,337,300	貸付株式数	800株

日鉄物産	4,800	3,620.00	17,376,000	
泉州電業	2,000	2,500.00	5,000,000	貸付株式数 700株
元気寿司	1,700	2,323.00	3,949,100	貸付株式数 600株
トラスコ中山	13,800	2,263.00	31,229,400	貸付株式数 5,200株
ヤマダ電機	202,600	456.00	92,385,600	
オートバックスセブン	24,700	1,274.00	31,467,800	
モリト	4,700	604.00	2,838,800	貸付株式数 1,800株
アークランドサカモト	10,300	901.00	9,280,300	貸付株式数 100株
ニトリホールディングス	28,800	13,980.00	402,624,000	貸付株式数 11,000株
グルメ杵屋	4,400	1,026.00	4,514,400	貸付株式数 1,600株
愛眼	5,900	210.00	1,239,000	貸付株式数 1,300株
ケーユーホールディングス	3,300	803.00	2,649,900	貸付株式数 1,200株
吉野家ホールディングス	21,700	2,085.00	45,244,500	貸付株式数 1,400株
加藤産業	10,600	3,385.00	35,881,000	
北恵	1,300	685.00	890,500	
イノテック	3,900	857.00	3,342,300	
イエローハット	12,600	1,560.00	19,656,000	
松屋フーズHLDGS	3,200	4,090.00	13,088,000	貸付株式数 1,100株 (1,100株)
JBC Cホールディングス	4,500	1,605.00	7,222,500	貸付株式数 1,700株
JKホールディングス	6,000	707.00	4,242,000	貸付株式数 2,100株
サガミホールディングス	8,400	1,300.00	10,920,000	貸付株式数 3,100株
日伝	6,100	2,013.00	12,279,300	貸付株式数 2,200株
関西スーパーマーケット	5,400	1,060.00	5,724,000	貸付株式数 2,000株
ミロク情報サービス	5,700	2,421.00	13,799,700	貸付株式数 1,500株 (100株)
北沢産業	5,200	286.00	1,487,200	貸付株式数 1,400株
杉本商事	3,600	1,861.00	6,699,600	貸付株式数 1,300株
因幡電機産業	19,000	2,349.00	44,631,000	
王将フードサービス	4,900	5,820.00	28,518,000	貸付株式数 1,500株
プレナス	7,500	1,856.00	13,920,000	貸付株式数 2,800株 (1,700株)
ミニストップ	4,800	1,477.00	7,089,600	貸付株式数 1,800株
アークス	13,600	1,809.00	24,602,400	貸付株式数 5,100株
パローホールディングス	14,700	1,774.00	26,077,800	貸付株式数 1,100株
東テック	2,200	1,927.00	4,239,400	
ミスミグループ本社	83,200	2,252.00	187,366,400	
藤久	600	560.00	336,000	貸付株式数 100株
アルテック	5,600	173.00	968,800	
ベルク	3,300	5,440.00	17,952,000	貸付株式数 1,200株
大庄	3,400	1,203.00	4,090,200	貸付株式数 1,100株
タキヒヨー	2,100	1,424.00	2,990,400	貸付株式数 700株
ファーストリテイリング	8,900	43,800.00	389,820,000	貸付株式数 3,300株
ソフトバンクグループ	525,300	3,778.00	1,984,583,400	
蔵王産業	1,200	1,406.00	1,687,200	
スズケン	28,100	3,845.00	108,044,500	
サンドラッグ	25,000	3,190.00	79,750,000	
サックスパーホールディング	5,500	667.00	3,668,500	貸付株式数 1,700株
ジェコス	4,500	801.00	3,604,500	貸付株式数 1,600株
ヤマザワ	1,500	1,555.00	2,332,500	貸付株式数 100株

やまや	1,300	2,200.00	2,860,000	貸付株式数	500株
グローセル	6,300	420.00	2,646,000	貸付株式数	2,400株
ベルーナ	14,200	485.00	6,887,000	貸付株式数	2,600株
合計			132,849,759,520		

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ソニー	20,000株	トヨタ自動車	40,000株
三菱UFJフィナンシャルG	200,000株		

2. 貸付株式数のうち(括弧書)の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年3月27日から2020年9月26日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年10月30日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンドの2020年3月27日から2020年9月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンドの2020年9月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年3月27日から2020年9月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。



為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド

(1) 中間貸借対照表

	当中間計算期間末 2020年9月26日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		2,403,436
親投資信託受益証券		136,922,583
未収入金		1,792,795
流動資産合計		141,118,814
資産合計		141,118,814
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		493,983
未払金		22,195
未払解約金		3,011,369
未払受託者報酬		33,635
未払委託者報酬		277,741
未払利息		2
その他未払費用		6,228
流動負債合計		3,845,153
負債合計		3,845,153
純資産の部		
元本等		
元本	※1	126,037,888
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)		11,235,773
(分配準備積立金)		7,476,061
元本等合計		137,273,661
純資産合計		137,273,661
負債純資産合計		141,118,814

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

	当中間計算期間 自 2020年3月27日 至 2020年9月26日
	金額 (円)
営業収益	
受取利息	8
有価証券売買等損益	△1,558,929
為替差損益	6,189,603
営業収益合計	4,630,682
営業費用	
支払利息	458
受託者報酬	33,635
委託者報酬	277,741
その他費用	6,238
営業費用合計	318,072
営業利益	4,312,610
経常利益	4,312,610
中間純利益	4,312,610
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	905,479
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	10,003,023
剰余金増加額又は欠損金減少額	813,029
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	813,029
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,987,410
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,987,410
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11,235,773

### (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年3月27日 至 2020年9月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 2020年9月26日現在
1. ※1 期首元本額	165,079,043 円
期中追加設定元本額	9,862,085 円
期中一部解約元本額	48,903,240 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	126,037,888 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年3月27日 至 2020年9月26日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年9月26日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	当中間計算期間末 2020年9月26日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建	120,389,729	—	120,883,712	△493,983
アメリカ・ドル	120,389,729	—	120,883,712	△493,983
合計	120,389,729	—	120,883,712	△493,983

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2020年9月26日現在
1口当たり純資産額	1.0891円
(1万口当たり純資産額)	(10,891円)

(参考)

当ファンドは、「米国国債マザーファンド」受益証券及び「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「米国国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年9月26日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金		10,422,956
コール・ローン		200,203,087
国債証券		12,335,258,656
未収利息		32,204,908
前払費用		448,300
流動資産合計		12,578,537,907
資産合計		12,578,537,907
負債の部		
流動負債		
未払解約金		58,507,000
未払利息		216
その他未払費用		788
流動負債合計		58,508,004
負債合計		58,508,004
純資産の部		
元本等		
元本	※1	8,775,879,779
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,744,150,124
元本等合計		12,520,029,903
純資産合計		12,520,029,903
負債純資産合計		12,578,537,907

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2020年3月27日 至 2020年9月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2020年9月26日現在
1. ※1 期首	2020年3月27日
期首元本額	10,209,458,378円
期中追加設定元本額	537,666,342円
期中一部解約元本額	1,971,244,941円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
米国国債ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型)	2,865,843,392円
米国国債ファンド 為替ヘッジなし (年1回決算型)	1,370,387,634円
米国国債ファンド フレックスヘッジ (年1回決算型)	123,153,901円
米国国債ファンド 為替ヘッジなし (毎月決算型)	4,218,536,005円
為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド	86,517,401円
米国国債ファンド 為替ヘッジあり (毎月決算型)	111,441,446円
計	8,775,879,779円
2. 期末日における受益権の総数	8,775,879,779口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年9月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2020年9月26日現在
該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	2020年9月26日現在
1口当たり純資産額	1.4266円
(1万口当たり純資産額)	(14,266円)

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年9月26日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		16,107,656,262
株式 ※2※3		154,860,567,903
派生商品評価勘定		4,081,350
未収配当金		64,520,016
未収利息		1,329,178
前払金		2,312,000
その他未収収益 ※4		4,408,870
差入委託証拠金		30,600,000
流動資産合計		171,075,475,579
資産合計		171,075,475,579
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		2,802,300
未払金		342,400
未払解約金		137,350,910
未払利息		17,453
受入担保金		15,231,549,321
その他未払費用		89,578
流動負債合計		15,372,151,962
負債合計		15,372,151,962
純資産の部		
元本等		
元本 ※1		144,191,064,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		11,512,259,612
元本等合計		155,703,323,617
純資産合計		155,703,323,617
負債純資産合計		171,075,475,579



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2020年3月27日 至 2020年9月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2020年9月26日現在
1. ※1 期首	2020年3月27日
期首元本額	148,208,928,437円
期中追加設定元本額	12,897,919,726円
期中一部解約元本額	16,915,784,158円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
トピックス・インデックスフ	3,315,543,198円
ァンド	
ダイワ・トピックス・インデ	6,790,383,018円

ックスファンドVA 適格機関投資家専用・ダイ ワ・トピックスインデックス ファンドVA2	2,657,896円
ダイワ国内重視バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	46,604,616円
ダイワ国内重視バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	686,480,990円
ダイワ国際分散バランスファ ンド30VA(一般投資家私 募)	36,922,244円
ダイワ国際分散バランスファ ンド50VA(一般投資家私 募)	964,388,980円
日本株式インデックスファン ド(FOFs用)(適格機関投資 家専用)	115,256,953円
D-I's TOPIXインデ ックス	50,827,678円
為替ヘッジ付米国国債プラス 日本株式ファンド	12,499,407円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2050	22,523,341円
iFree TOPIXイン デックス	2,002,205,767円
iFree 8資産バランス	2,613,881,335円
iFree 年金バランス	109,868,599円
DCダイワ日本株式インデッ クス	65,892,595,053円
ダイワ・ライフ・バランス3 0	3,010,833,162円
ダイワ・ライフ・バランス5 0	3,718,178,204円
ダイワ・ライフ・バランス7 0	3,337,384,865円
年金ダイワ日本株式インデッ クス	5,123,935,005円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2020	12,672,500円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2030	49,332,813円
DCダイワ・ターゲットイヤ ー2040	35,161,355円
ダイワつみたてインデックス 日本株式	744,656,739円
ダイワつみたてインデックス バランス30	10,241,158円
ダイワつみたてインデックス バランス50	7,141,239円
ダイワつみたてインデックス	10,260,361円

バランス70		
ダイワ世界バランスファンド 40VA		146,259,723円
ダイワ世界バランスファンド 60VA		156,097,901円
ダイワ・バランスファンド3 5VA		8,137,146,689円
ダイワ・バランスファンド2 5VA (適格機関投資家専用)		710,519,367円
ダイワ国内バランスファンド 25VA (適格機関投資家専用)		102,695,586円
ダイワ国内バランスファンド 30VA (適格機関投資家専用)		194,955,500円
ダイワ・ノーロード TOP I Xファンド		164,577,103円
ダイワファンドラップ TO PIXインデックス		10,605,410,701円
ダイワTOP I Xインデック ス (ダイワSMA専用)		8,828,420,743円
ダイワファンドラップオンラ イン TOP I Xインデック ス		2,004,034,314円
ダイワ・インデックスセレク ト TOP I X		1,324,361,964円
ダイワライフスタイル25		188,604,645円
ダイワライフスタイル50		669,712,112円
ダイワライフスタイル75		532,629,983円
DC・ダイワ・トピックス・ インデックス (確定拠出年金 専用ファンド)		11,703,201,198円
計		144,191,064,005円
2. 期末日における受益権の総数		144,191,064,005口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。	
	株式	14,428,166,870円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。	
	株式	531,320,000円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分2,632,405円が含まれております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年9月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-----------------	---

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	2020年9月26日 現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引				
株価指数 先物取引				
買 建	792,004,000	—	793,310,000	1,306,000
合計	792,004,000	—	793,310,000	1,306,000

- (注) 1. 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2020年9月26日現在
1口当たり純資産額	1.0798円
(1万口当たり純資産額)	(10,798円)

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

2020年9月30日

I	資産総額	138,247,674 円
II	負債総額	779,402 円
III	純資産総額 (I - II)	137,468,272 円
IV	発行済数量	126,037,888 口
V	1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0907 円

### (参考) 米国国債マザーファンド

### 純資産額計算書

2020年9月30日

I	資産総額	12,601,036,993 円
II	負債総額	3,300,788 円
III	純資産総額 (I - II)	12,597,736,205 円
IV	発行済数量	8,798,894,613 口
V	1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.4317 円

### (参考) トピックス・インデックス・マザーファンド

### 純資産額計算書

2020年9月30日

I	資産総額	170,719,146,058 円
II	負債総額	14,425,320,193 円
III	純資産総額 (I - II)	156,293,825,865 円
IV	発行済数量	144,326,410,300 口
V	1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0829 円

## 第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 委託会社等の情報

### 第1 委託会社等の概況

#### 1 委託会社等の概況

##### a. 資本金の額

2020年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

###### ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・執行役員会議



経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	49	80,212
追加型株式投資信託	704	17,226,319
株式投資信託 合計	753	17,306,531
単位型公社債投資信託	33	107,522
追加型公社債投資信託	14	1,435,447
公社債投資信託 合計	47	1,542,969
総合計	800	18,849,500

### 3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小倉 加奈子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	206	217
器具備品	10	7
無形固定資産	195	209
ソフトウェア	2,821	2,362
ソフトウェア仮勘定	2,804	2,028
投資その他の資産	17	333
投資有価証券	12,799	15,844
関係会社株式	8,493	9,153
出資金	1,836	3,972
長期差入保証金	183	183
繰延税金資産	1,070	1,069
その他	1,183	1,431
固定資産計	31	33
資産合計	15,827	18,424
	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	※2 3,882	※2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	5
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	△363
評価・換算差額等合計	46	△363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525



(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	△15	△78
法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

### (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		
				その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会

計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	3,397百万円

3 保証債務

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,719 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,603 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円  |
| ② 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額  | 4,550円     |
| ④ 基準日       | 2019年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 2019年6月24日 |

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円  |
| ② 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額  | 4,050円     |
| ④ 基準日       | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 2020年6月24日 |

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

##### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	28,489	28,489	—
(2) 未収委託者報酬	11,468	11,468	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,380	8,380	—
資産計	48,338	48,338	—
(1) 未払手数料	(4,610)	(4,610)	—
(2) その他未払金	(3,882)	(3,882)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,805)	(2,805)	—
負債計	(11,298)	(11,298)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	2,741	2,741	—
(2) 未収委託者報酬	10,847	10,847	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 有価証券	21,900	21,900	—
その他有価証券	8,754	8,754	—
資産計	44,243	44,243	—
(1) 未払手数料	(3,988)	(3,988)	—
(2) その他未払金	(3,530)	(3,530)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,889)	(2,889)	—
負債計	(10,408)	(10,408)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	666	666
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,836	3,972
(3) 長期差入保証金	1,070	1,069

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	21,900 267	- 3,463	- 1,184	- -
合計	35,756	3,463	1,184	-

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,836百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,944百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	87	55	32
（2）その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	60	55	5
（2）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	389	86	-
(2) その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	△171	△183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389 百万円	2,574 百万円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	158 百万円	159 百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	731	788
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	△164	△173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△85	△71
繰延税金負債合計	△244	△230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。



(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	—	—
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
1株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1株当たり当期純利益	4,550.81円	1株当たり当期純利益	4,050.66円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益（百万円）	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 その他

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc. への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。
- ② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
  - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 追加型証券投資信託

(為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. 米国国債マザーファンドの受益証券

ロ. トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国国債と日本株式に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率をめどに行ないます。

米国国債マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の90%  
トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の10%

③ 上記の組入比率を基本とし、原則1カ月ごとにリバランスを行なうものとします。

④ 保有実質外貨建資産について、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減をめざします。

※ 保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。

⑤ 米国国債マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額と債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、米国国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑥ トピックス・インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、トピックス・インデックス・マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(為替ヘッジ付米国国債プラス日本株式ファンド)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2021年3月26日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないません。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相



場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社

は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号および第2号に掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第3号から第23号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 米国国債マザーファンドの受益証券

2. トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券

3. 株券または新株引受権証券

4. 国債証券

5. 地方債証券

6. 特別の法律により法人の発行する債券

7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

8. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

9. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

10. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

11. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

12. コマーシャル・ペーパー

13. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

14. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号から第13号までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第21号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第3号の証券または証書ならびに第14号および第19号の証券または証書のうち第3号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第4号から第8号までの証券ならびに第16号の証券のうち投資法人債券ならびに第14号および第19号の証券または証書のうち第4号から第8号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号の証券および第16号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受

益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託

財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年3月27日から翌年3月26日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年4月1日から2017年3月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)



第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の55以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、東証株価指数が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第57条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## (付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 4月 1日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める銀行または取引

約款第12条および第46条の「別に定める銀行または取引」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行  
シカゴ商品取引所における米国債先物取引